

3. 議会関係

(2) 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する調（平成28年4月1日現在）

① 都道府県分

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|---------------------------------------|------------|--|
| 北海道 | 北海道議会の議決事件に関する条例 | S33. 11. 1 | (1)一般職に属する道職員又は道の機関の所管に属する職員（雇よう人及び嘱託を含む。）のうち、その定数につき法令に特別の規定がないものの定数に関する事 (2)北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償に関する事 (3)北海道電気事業償却資産に対する特別減価償却の実施に関する事 |
| 青森県 | 青森県議会の議決すべきものを定める条例 | S24. 9. 6 | (1)県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃する事。 (2)県職員のうち法令により官吏分限令を準用するものとされているものを除くものの分限に関する事。 (3)県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する県職員の退職手当に関する事。 |
| 青森県 | 青森県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決すべきものとして定める条例 | H16. 6. 30 | 県行政に係る基本的な計画の策定等 |
| 岩手県 | 県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例 | H15. 10. 9 | 基本計画等の策定、変更又は廃止をするに当たり、次に掲げる事項 ・基本計画等の推進に係る基本構想に関する事。 ・基本計画等の実施期間に関する事。 ・基本計画等の実施に関する主要な目標のうち、県行政の推進上特に重要と認められるものに関する事。 ・上記に掲げるもののほか、基本計画等の実施に関し必要な政策又は施策の主要な実施方法の概要。 |
| 宮城県 | 県議会の議決すべきものを定める条例 | S24. 7. 11 | (1)宮城県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃する事。 (2)宮城県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、宮城県職員のうち政令により官吏分限令を準用するものとされているものを除くものの分限に関する事。 (3)宮城県職員の定数を条例であらたに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する宮城県職員の退職手当に関する事。 |
| 宮城県 | 宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H15. 4. 1 | (1)県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更、廃止 (2)県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更、廃止 |
| 宮城県 | 宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的な事項を定める条例 | H17. 4. 1 | (1)法人に対する県の出資の割合が四分の一以上になる場合の出資 (2)県の出資の割合が四分の一以上二分の一未満の公社等外郭団体に対する出資であつて、当該出資により県の出資の割合が二分の一以上になる場合の出資 (3)七千万円以上の出資 (4)県の出資の割合が県以外の出資者のそれぞれの出資の割合と比較して最大となる場合の出資 |
| 秋田県 | 地方自治法第96条第2項に基づく議決事件指定条例 | S33. 10. 6 | 人事委員会の求めにより出頭した証人の費用弁償 |
| 山形県 | 議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例 | S39. 4. 1 | 1件の面積が200,000平方メートル以上の土地の取得又は処分に係る予約の締結 |
| 山形県 | 山形県行政に係る総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H17. 10. 7 | 県行政に係る総合的な計画の策定等 |
| 福島県 | 福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H17. 3. 25 | 県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等 |

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|--|-------------|---|
| 群馬県 | 群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例 | H20. 4. 1 | 1 基本計画の策定又は変更に当たって、次に掲げる事項 ①基本計画のうち基本構想に関すること ②基本計画の実施期間に関すること ③基本計画の主要な目標に関すること 2 基本計画の廃止（実施期間の満了に伴うものを除く） |
| 埼玉県 | 埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例 | H21. 7. 14 | 次に掲げる計画（計画期間が五年未満のもの及び法令の規定によりその策定について議会の議決を経なければならないもの、軽微な変更を除く。）の策定・変更・廃止 ・県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 ・上記に掲げるもののほか、県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち、県行政の運営上特に重要なもの |
| 埼玉県 | 埼玉県と外国の州又は省との姉妹提携について議会の議決事件と定める条例 | H22. 3. 30 | 外国の州又は省との姉妹提携の締結・解消 |
| 千葉県 | 千葉県議会の議決に附すべき事項を定める条例 | S27. 11. 7 | (1)公安委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (2)労働委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (3)漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 (4)人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償の支給に関する事項 (5)漁業調整委員会の求めに応じ出頭した者の費用弁償の支給に関する事項 |
| 千葉県 | 千葉県行政に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H21. 3. 6 | 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（実施期間が3年未満のものを除く。）の策定、変更、又は実施期間満了前の廃止 |
| 東京都 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例 | S26. 9. 22 | (1)生業資金の貸付に関すること (2)東京都人事委員会の審査に出頭する証人等の費用弁償に関すること |
| 神奈川県 | 神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H16. 10. 26 | (1)基本計画等（実施期間が5年未満のものを除く）の策定、変更に係る次の事項に関すること ・基本計画等のうち基本構想に関すること ・基本計画等の実施期間に関すること ・基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること (2)基本計画等の廃止（実施期間満了に伴うものを除く）に関すること |
| 神奈川県 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例 | H23. 4. 1 | (1)労働委員会の事務局の職員の定数を定めること (2)神奈川県海区漁業調整委員会の事務局の職員の定数を定めること |
| 新潟県 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に関する条例 | S24. 8. 25 | (1)県費支弁職員の定数を定めること（法令で別段の定めあるものを除く）。 (2)県費支弁職員の退職手当を定めること。 |
| 石川県 | 石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H18. 12. 22 | 総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするとき、その基本的な事項に関すること |
| 福井県 | 職員に関する議決事項指定条例 | H17. 1. 1 | 次に掲げる職員の定数を定めること (1)労働委員会の事務部局の職員 (2)海区漁業調整委員会の事務部局の職員 |
| 福井県 | 福井県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例 | H19. 7. 20 | 県行政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（計画期間が3年を超えるもの）の策定または変更 |
| 山梨県 | 山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例 | H20. 4. 1 | 総合計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）にあたり、その基本的な事項 |

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 長野県 | 長野県基本計画の議決等に関する条例 | H17. 7. 19 | (1) 県行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) (1)に掲げるもののほか、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更（当該計画の実施方針、実施期間及び主要な目標に係るものに限る。）又は廃止 |
| 岐阜県 | 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H26. 10. 15 | (1) 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの (2) 県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものであって次に掲げるもの イ 総合的な交通体系に関する計画 ロ 男女共同参画に関する計画 ハ 保健医療体制の確保に関する計画 ニ 地域福祉の支援に関する計画 ホ 環境の保全及び創出に関する計画 ヘ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 ト エネルギーの長期需給に関する計画 チ 水の需要見通しと供給目標に関する計画 リ 下水道等の整備に関する計画 ヌ 農山村の整備に関する計画 ル 教育の振興に関する計画 ヲ 少子化対策に関する計画 ワ 国土強靱化に関する計画 |
| 岐阜県 | 岐阜県指定金融機関の指定に関する条例 | H24. 3. 27 | 県の公金の収納又は支払の事務を取り扱う金融機関及びその取り扱う期間 |
| 愛知県 | 議決事件指定条例 | S39. 3. 27 | 名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県が名古屋市及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産その他の事項に関する協定 |
| 三重県 | 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 | H22. 4. 1 | (1) 県行政全般に係る政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画 (2) (1)のほか、県行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であって、県行政において特に重要と認められるもの（法令又は条例に定めのあるものを除く。） |
| 三重県 | みえ歯と口腔の健康づくり条例 | H24. 3. 27 | 歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画の策定又は変更 |
| 三重県 | 三重の森林づくり条例 | H17. 10. 21 | 三重のもりづくりについての基本的な計画の策定又は変更 |
| 三重県 | 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例 | H27. 4. 1 | 次のいずれかに該当する出資、出えん又は信託 ア 法人に対する県の出資の割合が4分の1以上になる場合の出資又は出えん イ 4分の1出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資割合が2分の1以上になる場合の出資又は出えん ウ 7千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第235条の4第1項の規定による歳計現金の保管及び同法第241条第2項の規定による基金の運用の場合を除く。） |
| 三重県 | 三重県自然環境保全条例 | H15. 4. 1 | 自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進するため、自然環境基本方針の策定又は変更 |
| 三重県 | 三重県環境基本条例 | H25. 12. 27 | 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定又は変更 |
| 三重県 | 人権が尊重される三重をつくる条例 | H9. 10. 1 | 人権施策の基本となる方針の策定又は変更 |
| 三重県 | 三重県男女共同参画推進条例 | H13. 1. 1 | 男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定又は変更 |
| 三重県 | 三重県健康づくり推進条例 | H18. 1. 10 | 三重県健康づくり基本計画の策定又は変更 |

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|---------------------------------------|-------------|--|
| 三重県 | 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 | H19. 4. 1 | ユニバーサルデザインのまちづくりについての基本的な計画の策定又は変更 |
| 三重県 | 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例 | H22. 12. 28 | 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定又は変更 |
| 三重県 | みえの観光振興に関する条例 | H23. 10. 20 | 観光の振興に関する基本的な計画の策定又は変更 |
| 滋賀県 | 滋賀県議会基本条例 | H26. 3. 31 | ①発電事業を行い、または廃止しようとする事。 ②水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。 ③河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第5項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとする事。 ④独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第13条第1項もしくは第6項または第16条第1項の規定に基づき、知事が独立行政法人水資源機構の協議に応じようとする事。 ⑤別に条例で定めるところにより、知事等が県の政策の基本的な方向を定める計画を策定し、変更し、または廃止しようとする事。 ⑥別に条例で定めるところにより、知事等が附属機関の委員を任命しようとする事。 |
| 滋賀県 | 滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例 | H17. 4. 1 | 知事その他の執行機関が、基本計画（次の各号に掲げる計画等のうち、計画等の期間が原則として5年以上のものをいう。）の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止をしようとする事。 ①県行政の全般に係る政策および施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、指針その他これに類するもの。 ②県行政の各分野に係る政策および施策の基本的な方向を体系的に定める計画、指針その他これらに類するもの（法令に定めのあるものを除く。）のうち、県行政の推進のために特に重要なもの。 |
| 滋賀県 | 滋賀県環境基本条例 | H8. 7. 1 | 知事が滋賀の環境自治を推進する委員会の委員を任命しようとする事。 |
| 滋賀県 | 滋賀県公益認定等委員会条例 | H20. 3. 28 | 知事が滋賀県公益認定等委員会の委員を任命しようとする事。 |
| 京都府 | 京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H20. 4. 1 | 次の計画の策定、変更又は廃止 ・府政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもので規則で定めるもの ・府政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これに類するもので、計画期間が原則3年以上のもので規則で定めるもの |
| 大阪府 | 大阪府議会基本条例 | H21. 4. 1 | 府行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 大阪府 | 議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例 | H24. 3. 28 | 株式の売払いでその予定価格が1億円以上のものに関する事 |
| 兵庫県 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例 | S39. 4. 1 | 1件2,000万円以上の出資又は出捐 |
| 兵庫県 | 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H18. 4. 1 | 県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | 行財政構造改革の推進に関する条例 | H20. 10. 3 | 行財政構造改革推進方策の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | 地域創生条例 | H27. 4. 1 | 地域創生戦略の策定、変更 |
| 兵庫県 | 中小企業の振興に関する条例 | H27. 10. 30 | 中小企業の振興に関する計画の策定 |

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|---------------------------------------|-------------|---|
| 奈良県 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | S24. 7. 1 | (1) 県費支弁職員の定数を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (2) 県費支弁職員の退職手当を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 (3) 吏員以外の県費支弁職員の分限を定めること。但し法令に別段の定めあるものを除く。 |
| 奈良県 | 奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例 | H20. 7. 11 | 基本計画等について、次に掲げる事項 ・基本計画等のうち、基本構想に関すること。 ・基本計画等の期間に関すること。 ・基本計画等の実施に関し必要な政策及び施策のうち、基本的なものに関すること。 |
| 和歌山県 | 議会の議決を要する事件の指定に関する条例 | S28. 4. 7 | (1) 人事委員会に出頭した証人の実費弁償に関すること。 (2) 特別職に属する職員の退職手当に関すること。 (3) 公安委員会に出頭した参考人及び関係人の実費弁償に関すること。 (4) 県の警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官の旅費に関すること。 (5) 投票管理者、開票管理者、投票立会人および開票立会人の報酬および費用弁償の額の基準に関すること。 |
| 和歌山県 | 和歌山県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H19. 4. 1 | 知事等が、基本計画等を策定・変更にあたり、次の事項（計画期間の満了に伴う場合を除き、廃止の場合を含む） ・基本構想に関すること。 ・計画期間に関すること。 ・実施に関し必要な政策及び施策のうち基本的なものに関すること。 |
| 鳥取県 | 地方自治法第96条第2項の規定による鳥取県議会の議決すべき事件に関する条例 | H17. 4. 1 | 鳥取県の行政庁の処分又は裁決について県を被告とする訴訟に関する訴えの提起・和解に関すること |
| 岡山県 | 岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例 | S39. 3. 27 | (1) 労働委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (2) 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）施行のための条例を制定すること。 (3) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 (4) 法令の規定に基き県の機関の求めに応じて出頭した証人、参考人、鑑定人等の費用弁償（法令の規定により条例で定めるべき旨を規定している場合を除く。）の額及び支給方法に関すること。 (5) 1件500万円以上の出資及び出捐に関すること。 |
| 岡山県 | 岡山県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件等と定める条例 | H17. 4. 1 | 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止 |
| 広島県 | 広島県議会の議決すべき事件に関する条例 | S44. 3. 25 | (1) 海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること (2) 人事委員会が喚問した証人に対する費用弁償に関すること (3) 司法警察職員に出頭を求められた被疑者以外の者に対する費用弁償に関すること |
| 広島県 | 広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例 | H24. 10. 10 | (1) 知事は、県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、その立案過程において策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告した上で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。 (2) 知事は、前項の規定により議会の議決を経た計画を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。 |
| 徳島県 | 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 25 | 県営電気事業の日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所において発電する電気の売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法に関すること。 |
| 徳島県 | 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例 | H24. 12. 21 | 基本計画（県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画をいう。以下同じ。）の策定、変更（基本計画の推進に係る基本構想、計画期間又は当該計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに限る。）又は廃止に関すること。 |

| 都道府県名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 香川県 | 香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例 | H16. 4. 1 | 県行政に係る基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 愛媛県 | 県議会の議決すべき事件に関する条例 | S24. 8. 3 | (1)選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、教育委員会等の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員のうち、地方自治法第191条第2項、第200条第2項及び教育委員会法第45条第3項、第66条第2項の規定によりその定数を条例で定める職員以外の職員の定数を定めること。 (2)議会、公安委員会及び漁業調整委員会等の事務部局の職員の定数を定めること。 (3)地方公務員法第8条第5項の規定に基づいて人事委員会が証人等を喚問するときの費用弁償について定めること。 (4)農業委員会法第34条において準用する第18条の規定による、愛媛県農業委員会の委員及び専門調査員に対する報酬及び費用弁償について定めること。 |
| 福岡県 | 福岡県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例 | H17. 4. 1 | 県行政に係る基本的な計画の策定等 |
| 佐賀県 | 佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例 | H21. 4. 1 | 県行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止 |
| 長崎県 | 長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例 | H15. 10. 14 | 計画期間が2年未満のものを除き、県行政全般に係る施策等の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画、または、各分野において基本的な方向を定める計画（法令又は他の条例に定めのあるものを除く。） |
| 熊本県 | 熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例 | H16. 4. 1 | (1)県行政全般に係る基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に定める計画。 (2)県行政の各分野における基本的な考え方を示すとともに、目標を設定し、その達成のための施策、事業その他の手法を体系的に定める計画(特定の地域を対象とするものを除く。)であって、計画期間が5年以上であるもの。 |
| 大分県 | 大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H21. 4. 1 | 県行政全般に係る政策、施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画その他これに類するもの、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画その他これに類するもの（計画期間が5年未満のものを除く）のうち、県行政の運営上特に重要なもの |
| 宮崎県 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例 | H17. 1. 1 | 労働委員会の事務部局に常時勤務する職員の定数に関すること。 |
| 宮崎県 | 宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H20. 4. 1 | 県行政に係る基本的な計画の策定、変更、廃止に関すること。 |
| 鹿児島県 | かごしま食と農の県民条例 | H17. 3. 29 | 基本方針を策定しようとするとき |
| 鹿児島県 | 観光立県かごしま県民条例 | H21. 4. 1 | 基本方針を策定しようとするとき |
| 計 | 74件 | | |

② 市町村分

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------------|-------------|---|
| 北海道 | 札幌市 | 札幌市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 12. 13 | (1)総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政全般にわたる政策の基本的な方向性を定めるものをいう。）の策定、変更又は廃止 (2)電力報償契約の締結又は解除に関すること。 |
| 北海道 | 函館市 | 函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 18 | 定住自立圏形成協定の締結もしくは変更またはこれを廃止する旨の通告 |
| 北海道 | 小樽市 | 小樽市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21. 12. 25 | (1)定住自立圏形成協定締結し、又は変更すること (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 旭川市 | 旭川市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 6. 1 | (1)市が株式会社旭川振興公社の株主総会において、次に掲げる事項について議決権を行使すること。 ・定款の変更、・取締役、監査役の選任、・会社の解散、・会社の合併 (2)市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 (3)市が姉妹都市又は友好都市の提携又は当該提携の廃止をすること。 |
| 北海道 | 室蘭市 | 室蘭市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 3. 25 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告に関すること |
| 北海道 | 釧路市 | 釧路市議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 11. 25 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止に関すること。 |
| 北海道 | 帯広市 | 帯広市議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 1 | (1)帯広市まちづくり基本条例（平成18年条例第30号）第15条第1項の総合計画に係る、まちづくりの基本方向などを示す構想を定め、変更し、又は廃止すること。 (2)都市宣言に関すること。 (3)姉妹及び友好都市の提携に関すること。 (4)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 北見市 | 北見市名誉市民条例 | H18. 3. 5 | (1)名誉市民の決定 (2)名誉市民の特典・待遇内容 (3)名誉市民の取消しに関すること。 |
| 北海道 | 網走市 | 網走市名誉市民に関する条例 | S34. 1. 19 | (1)名誉市民の決定に関すること (2)名誉市民の待遇に関すること (3)名誉市民の取消しに関すること |
| 北海道 | 網走市 | 網走市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 12. 22 | 定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 北海道 | 苫小牧市 | 苫小牧市議会の議決事件に関する条例 | H26. 8. 6 | ・基本構想を定めること ・定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 ・苫小牧東部開発に関する基本方針を定めること |
| 北海道 | 苫小牧市 | 苫小牧市名誉市民に関する条例 | S28. 8. 11 | ・名誉市民の決定 ・名誉市民の待遇 |
| 北海道 | 稚内市 | 稚内市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 5 | 稚内市総合計画に係る基本構想及び基本計画、稚内市都市計画マスタープラン、稚内市一般廃棄物処理基本計画、稚内市地域福祉計画の策定または変更（軽微な変更を除く）。定住自立圏形成協定の締結若しくは変更（軽微な変更を除く。）又は廃止を求める通告 |
| 北海道 | 芦別市 | 芦別市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 20 | (1)市道に国の林道を設定すること。 (2)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 江別市 | 江別市総合計画の策定等を議会の議決事件として定める条例 | H25. 6. 28 | 江別市総合計画の策定に関すること。 |
| 北海道 | 赤平市 | 赤平市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 20 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通知すること。 |
| 北海道 | 紋別市 | 紋別市名誉市民に関する条例 | S31. 12. 25 | (1)名誉市民の決定に関すること (2)名誉市民の取消しに関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-------------|---|
| 北海道 | 士別市 | 士別市議会基本条例 | H24. 4. 1 | (1) 総合計画基本構想 (2) 地域福祉計画 (3) 都市計画マスター (4) 定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止 |
| 北海道 | 名寄市 | 名寄市議会基本条例 | H27. 4. 1 | (1) 総合計画の基本構想及び基本計画 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告 (3) 都市計画マスタープラン (4) 住宅マスタープラン (5) 高齢者保健医療福祉計画 (6) 介護保険事業計画 (7) 子ども・子育て支援事業計画 |
| 北海道 | 三笠市 | 三笠市議会基本条例 | H23. 10. 1 | 三笠市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想及び基本計画の策定又は変更 |
| 北海道 | 根室市 | 根室市議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 1 | (1) 根室市総合計画に係る基本構想及び基本計画 (2) 根室市耐震改修促進計画 (3) 根室市障がい福祉計画 (4) 根室市高齢者保健福祉計画 |
| 北海道 | 千歳市 | 千歳市名誉市民に関する条例 | S29. 9. 6 | 名誉市民の決定及び取消し |
| 北海道 | 滝川市 | 滝川市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 4. 1 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通知すること |
| 北海道 | 砂川市 | 砂川市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 30 | (1) 市が株式会社砂川振興公社の株主総会において次に掲げる事項について議決権を行使すること。 ア 定款の変更 イ 会社の合併 ウ 会社の解散 (2) 市が定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 歌志内市 | 歌志内市議会の議決事件に関する条例 | H27. 9. 8 | (1) 総合計画の基本構想を定めること。 (2) 歌志内市が株式会社歌志内振興公社の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。ア 定款の変更、イ 会社の合併、ウ 会社の解散 (3) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 深川市 | 深川市名誉市民条例 | H9. 3. 27 | (1) 議会の同意を得て、名誉市民を決定する (2) 名誉市民の決定に関すること |
| 北海道 | 深川市 | 深川市功労者表彰条例 | S44. 7. 1 | (1) 議会の同意を得て表彰する (2) 功労者の決定に関すること |
| 北海道 | 富良野市 | 富良野市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 9. 13 | (1) 市が株式会社富良野振興公社の株主総会において、次に掲げる事項について議決権を行使すること。 ア 定款の変更、イ 会社の合併、ウ 会社の解散 (2) 市が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 北海道 | 登別市 | 登別市議会基本条例 | H23. 9. 13 | (1) 総合計画の策定又は見直し (2) 市民憲章の制定又は改廃 (3) 各種宣言の制定又は改廃 (4) 姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃 |
| 北海道 | 登別市 | 登別市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 7. 30 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 恵庭市 | 恵庭市名誉市民に関する条例 | S35. 12. 16 | 名誉市民の決定に関すること。 |
| 北海道 | 伊達市 | 伊達市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 6. 17 | 定住自立圏形成協定の締結、変更および廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|--|
| 北海道 | 伊達市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 11. 19 | 伊達市公共施設買取事業に関する協定 |
| 北海道 | 北広島市 | 北広島市名誉市民に関する条例 | S43. 6. 25 | 名誉市民の決定及び取消しに関する事 |
| 北海道 | 石狩市 | 石狩市名誉市民に関する条例 | S38. 7. 15 | 名誉市民の特典又は待遇内容 |
| 北海道 | 石狩市 | 石狩市自治基本条例 | H25. 4. 1 | 総合計画の基本構想 |
| 北海道 | 北斗市 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 11 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告。 |
| 北海道 | 松前町 | 松前町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 19 | 定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止に関する事 |
| 北海道 | 福島町 | 福島町議会基本条例 | H28. 1. 22 | (1) 福島町総合計画 (2) 福島町過疎地域自立促進市町村計画 (3) 福島町まちづくり行財政推進プラン (4) 福島町都市計画 (5) 福島町地域防災計画 (6) 福島町地域マリンビジョン計画 (7) 福島町農業振興地域整備計画 (8) 福島町森林整備事業計画 (9) 福島町地域福祉計画 (10) 福島町住宅マスタープラン (11) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (12) 子ども・子育て支援事業計画 (13) 福島町人口ビジョン・総合戦略 |
| 北海道 | 知内町 | 知内町議会基本条例 | H20. 3. 13 | (1) 知内町まちづくり総合計画(基本構想・基本計画) (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (3) 次世代育成支援行動計画 |
| 北海道 | 知内町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項を定める条例 | H25. 12. 20 | (1) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告 |
| 北海道 | 七飯町 | 七飯町議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1) 七飯町総合計画の策定又は見直し (2) 町民憲章の制定又は改廃 (3) 各種宣言の制定又は改廃 (4) 姉妹都市等の締結又は改廃 |
| 北海道 | 森町 | 森町名誉町民条例 | H18. 3. 13 | 名誉町民の決定に関する事。 |
| 北海道 | 八雲町 | 八雲町名誉町民条例 | H17. 10. 1 | 名誉町民称号贈与の決定・取り消し |
| 北海道 | 八雲町 | 八雲町自治基本条例 | H23. 9. 21 | 基本構想の策定 |
| 北海道 | 江差町 | 江差町表彰条例 | S58. 3. 22 | 名誉町民表彰に関する事。 |
| 北海道 | 江差町 | 江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 13 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること |
| 北海道 | 厚沢部町 | 厚沢部町名誉町民及び特別名誉町民条例 | S43. 3. 16 | (1) 名誉町民の町葬を行うこと (2) 顕彰碑を建て又はこれを建てる者に対し寄附をし、その他功績を長く伝える方途を講ずること |
| 北海道 | 厚沢部町 | 厚沢部町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 12 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定を廃止する旨の通告 |
| 北海道 | 乙部町 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 13 | 定住自立圏形成協定の締結もしくは変更またはこれを廃止する旨の通告 |
| 北海道 | 奥尻町 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 19 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更し、又は同協定を廃止する旨の通告に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------|-------------|--|
| 北海道 | 今金町 | 今金町議会基本条例 | H19. 5. 1 | (1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2)今金町都市計画マスタープラン (3)今金町住宅マスタープラン (4)今金町町営住宅ストック総合活用計画 (5)今金町保健福祉総合計画 (6)今金町次世代育成支援行動計画 |
| 北海道 | 今金町 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 12. 20 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告。 |
| 北海道 | 黒松内町 | 黒松内町名誉町民条例 | H3. 4. 26 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の取消しに関すること。 |
| 北海道 | ニセコ町 | ニセコ町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 2. 21 | ニセコ町総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定又は変更をすること。 |
| 北海道 | 真狩村 | 真狩村名誉村民に関する条例 | S39. 5. 18 | 名誉村民の決定に関すること。 |
| 北海道 | 真狩村 | 学校林設置条例 | S33. 1. 31 | 学校林に供用する土地、面積及び造林期間に関すること。 |
| 北海道 | 倶知安町 | 倶知安町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 12 | (1)本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2)都市計画法に規定する本町の都市計画に関する基本的な方針を策定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 北海道 | 共和町 | 共和町名誉町民に関する条例 | S47. 9. 27 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の取消しに関すること。 |
| 北海道 | 岩内町 | 岩内町名誉町民条例 | S46. 9. 29 | 名誉町民の決定に関すること。 |
| 北海道 | 岩内町 | 岩内町温泉条例 | H1. 7. 1 | 温泉供給料金の減免に関すること。 |
| 北海道 | 積丹町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 12. 30 | (1)定住自立圏形成協定の締結、変更 (2)定住自立圏の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 古平町 | 古平町名誉町民に関する条例 | S43. 5. 20 | 名誉町民の取消しについて |
| 北海道 | 古平町 | 古平町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | S21. 12. 25 | 定住自立圏形成協定に関する事項 |
| 北海道 | 仁木町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 12. 22 | (1)定住自立圏形成協定の締結、変更 (2)定住自立圏の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 余市町 | 余市町名誉町民条例 | S62. 6. 20 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の取消しに関すること。 |
| 北海道 | 余市町 | 余市町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 12. 15 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通知すること。 |
| 北海道 | 余市町 | 余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例 | H23. 9. 30 | (1)総合計画を定めること。 (2)総合計画を変更すること。 (3)総合計画を廃止すること。 |
| 北海道 | 赤井川村 | 赤井川村定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 12. 21 | (1)定住自立圏形成協定の締結又は変更 (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通知すること |
| 北海道 | 豊浦町 | 豊浦町議会基本条例 | H22. 12. 1 | (1)法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2)豊浦町公営住宅総合活用計画 (3)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (4)次世代育成支援地域行動計画 (5)議会において必要と認める資金の貸付及び債務の保証 (6)定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 豊浦町 | 豊浦町議会の議決事件に関する条例 | S25. 12. 26 | 議会において必要と認める(1)資金の貸付、(2)債務の保証に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|-------------------------------------|-------------|---|
| 北海道 | 壮瞥町 | 壮瞥町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 6. 11 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 白老町 | 白老町議会会議条例 | H26. 9. 30 | 総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更、友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項、まちづくりに関する憲章及び宣言に関する事、定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止に関する事項 |
| 北海道 | 厚真町 | 厚真町議会の議決事件に関する条例 | H26. 9. 12 | (1)厚真町総合計画基本構想の策定若しくは変更又は廃止に関する事項 (2)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関する事項 |
| 北海道 | 洞爺湖町 | 洞爺湖町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 12. 16 | (1)洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想を策定、変更又は廃止すること。 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 北海道 | 安平町 | 安平町議会基本条例 | H25. 12. 27 | (1)基本構想及び総合計画 (2)安平町都市計画マスタープラン (3)地域福祉総合計画及び介護保険事業計画 |
| 北海道 | むかわ町 | むかわ町まちづくり基本条例 | H25. 4. 1 | まちづくり計画の策定 |
| 北海道 | むかわ町 | むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H26. 9. 22 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 奈井江町 | 奈井江町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H26. 3. 18 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求めこと |
| 北海道 | 奈井江町 | 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例 | H26. 4. 1 | 公の施設の長期かつ独占的な利用又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 長沼町 | 長沼町名誉町民条例 | S52. 8. 16 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 栗山町 | 栗山町議会基本条例 | H26. 12. 18 | (1)栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画 (2)栗山町都市計画マスタープラン (3)栗山町住生活基本計画 (4)栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5)栗山町子ども・子育て支援事業計画 |
| 北海道 | 月形町 | 月形町名誉町民に関する条例 | S43. 6. 6 | 名誉町民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 浦臼町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 7 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 新十津川町 | 新十津川町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 26 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 秩父別町 | 秩父別町名誉町民条例 | H10. 10. 30 | 名誉町民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 雨竜町 | 雨竜町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 7 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 北竜町 | 北竜町名誉町民に関する条例 | H15. 3. 10 | 名誉町民の取消し、町葬を行うこと。 |
| 北海道 | 北竜町 | 北竜町議会基本条例 | H23. 4. 1 | 1、法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 2、北竜町住宅マスタープラン関係 3、北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 4、次世代育成支援行動計画 |
| 北海道 | 沼田町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | S39. 8. 26 | 町民憲章の制定に関する事。 |
| 北海道 | 幌加内町 | 幌加内町名誉町民に関する条例 | H18. 11. 2 | 名誉町民の取り消しに関する事。 |
| 北海道 | 幌加内町 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 6. 20 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 鷹栖町 | 鷹栖町議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 9. 13 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の決定 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|--------------------------------|-------------|--|
| 北海道 | 東神楽町 | 東神楽町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 5. 28 | (1) 定住自立圏形成協定の締結又は改廃 (2) 基本構想(町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)の策定又は改廃 (3) 基本計画(基本構想を実現するための町政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。)の策定又は改廃 |
| 北海道 | 比布町 | 比布町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 4. 1 | (1) 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止すること。 (2) 総合的な行政計画の基本構想に関すること。 |
| 北海道 | 愛別町 | 愛別町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 12 | (1) 定住自立圏形成協定の締結又は改廃 (2) 基本構想の策定または改廃 (3) 基本計画の策定又は改廃 |
| 北海道 | 上川町 | 上川町議会の議決すべき事項を定める条例 | H22. 3. 8 | 定住自立圏形成協定を締結・変更又は廃止すること |
| 北海道 | 東川町 | 写真の町に関する条例 | H20. 6. 24 | 姉妹都市の提携又は解消を行うこと。 |
| 北海道 | 上富良野町 | 上富良野町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 9. 26 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 中富良野町 | 中富良野町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 9. 18 | 定住自立圏構想に係る協定締結に関し、自治法第96条第2項に定める議決案件を定める条例 |
| 北海道 | 南富良野町 | 南富良野町名誉町民条例 | S59. 8. 1 | (1) 名誉町民の決定 (2) 名誉町民の取消しに関すること。 |
| 北海道 | 南富良野町 | 株式会社富良野振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例 | H3. 3. 20 | 公社株主総会における(1)定款の変更、(2)会社の合併、(3)会社の解散、の議決権行使に関すること |
| 北海道 | 南富良野町 | 南富良野町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 9. 24 | (1) 町総合計画の基本構想の策定、変更、廃止に関すること (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告に関すること。 |
| 北海道 | 占冠村 | 占冠村議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 9. 30 | 村が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 北海道 | 和寒町 | 和寒町議会基本条例 | H23. 6. 22 | (1) 和寒町総合計画 (2) 町政に係る重要な計画 (3) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより法人が同項の法人となる該当出資に関すること (4) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 北海道 | 剣淵町 | 剣淵町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 8 | (1) 剣淵町総合計画基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 北海道 | 下川町 | 下川町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 12. 21 | (1) 町が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 (2) 総合的かつ計画的な町政運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること。 |
| 北海道 | 美深町 | 美深町名誉町民条例 | H20. 3. 25 | 名誉町民の決定に関すること |
| 北海道 | 中川町 | 中川町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 12. 25 | 町が定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をし、又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 総合的かつ計画的な町制運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること。 |
| 北海道 | 小平町 | 小平町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 4. 1 | 総合計画に関すること |
| 北海道 | 苫前町 | 苫前町名誉町民条例 | S53. 9. 21 | (1) 名誉町民の決定 (2) 特典又は待遇の内容 (3) 公葬の執行 (4) 名誉町民の取り消しに関すること |
| 北海道 | 苫前町 | 苫前町表彰条例 | S60. 3. 19 | 特別功労表彰の決定 |
| 北海道 | 苫前町 | 苫前町まちづくり基本条例 | H24. 7. 1 | (1) 重要事項の住民意思確認のための住民投票の実施 (2) 総合振興計画の基本に関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 北海道 | 羽幌町 | 羽幌町名誉町民に関する条例 | H4. 4. 28 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 初山別村 | 初山別村名誉村民条例 | S49. 6. 6 | (1)名誉村民の決定 (2)名誉村民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 天塩町 | 天塩町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 21 | 天塩町総合振興計画に係る基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 幌延町 | 幌延町名誉町民に関する条例 | S53. 8. 8 | (1)名誉町民の決定 (2)名誉町民の待遇 (3)名誉町民の取消しに関する事 |
| 北海道 | 幌延町 | 幌延町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H22. 6. 18 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める通告に関する事 |
| 北海道 | 幌延町 | 幌延町まちづくり基本条例 | H25. 3. 13 | 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 猿払村 | 猿払村議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H27. 8. 13 | (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 (2)姉妹都市又は友好都市の提携、変更又は解消に関する事 (3)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 浜頓別町 | 浜頓別町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件に関する条例 | H22. 6. 17 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 中頓別町 | 中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 3. 18 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 枝幸町 | 枝幸町議会の議決に付すべき定住自立圏の形成協定に関する条例 | H22. 6. 18 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること、 (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 北海道 | 枝幸町 | 枝幸町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 7 | (1)基本構想（町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）の策定 (2)基本計画（基本構想を実現するために町政全般にわたり総合的かつ体系的に定める計画をいう。）の策定 |
| 北海道 | 豊富町 | 議会の議決に付すべき定住自立圏の形成協定に関する条例 | H22. 6. 17 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 礼文町 | 礼文町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 11. 22 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 利尻町 | 利尻町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H22. 6. 21 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 利尻富士町 | 利尻富士町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件に関する条例 | H22. 11. 29 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 北海道 | 美幌町 | 美幌町名誉町民条例 | H25. 4. 1 | (1)名誉町民の決定、(2)名誉町民の待遇内容、(3)名誉町民の取消しに関する事。 |
| 北海道 | 斜里町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 9 | 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項に規定する基本構想又はこれに相当する計画に関する事。 |
| 北海道 | 遠軽町 | 遠軽町議会基本条例 | H25. 7. 1 | (1)遠軽町まちづくり自治基本条例(平成19年遠軽町条例第9号)第26条第25条に規定する総合計画の策定に関する事。 (2)町の木、町の花の制定に関する事。 (3)町民憲章の制定又は改廃に関する事。 (4)町章に関する事。 (5)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。 (6)自主財政計画に関する事。 |
| 北海道 | 湧別町 | 湧別町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 8 | 湧別町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定に関する事とする。 |
| 北海道 | 滝上町 | 滝上町議会の議決事件に関する条例 | S51. 9. 25 | 町の行う請願で、町長において必要と認めたもの。 |
| 北海道 | 興部町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例 | H15. 2. 5 | 興部町財政再建計画(基本方針)に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|------------|---|
| 北海道 | 西興部村 | 西興部村議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 8. 1 | (1) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更、協定の廃止を求める旨の通告。 (2) 西興部村地域における総合的かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想。 |
| 北海道 | 雄武町 | 議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H17. 3. 22 | (1) 雄武町の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 (2) 前号の基本構想に係る基本計画 |
| 北海道 | 大空町 | 大空町議会基本条例 | H26. 6. 21 | ①大空町総合計画（基本構想・基本計画）その他町政に係る重要な計画の策定及び変更に関する事 ②法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより法人が同項の法人となる当該出資に関する事 ③定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定の締結又は変更若しくは廃止を求める旨の通告を すること |
| 北海道 | 日高町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 20 | 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 北海道 | 音更町 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏構想推進要綱による定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止を求める旨の通告に関する事 |
| 北海道 | 音更町 | 音更町まちづくり基本条例 | H27. 3. 20 | 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事 |
| 北海道 | 士幌町 | 士幌町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 4 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通知すること |
| 北海道 | 上士幌町 | 上士幌町行政区設置条例 | H14. 3. 12 | 行政区の廃置分合又は境界変更を定めることに関する事。 |
| 北海道 | 上士幌町 | 上士幌町表彰条例 | H15. 2. 26 | 表彰を行うことに関する事。 |
| 北海道 | 上士幌町 | 上士幌町名誉町民条例 | H15. 9. 5 | (1) 名誉町民の決定に関する事。 (2) 名誉町民が死亡したときに町葬を行うことに関する事。 (3) 名誉町民であることを取消すことに関する事。 |
| 北海道 | 上士幌町 | 上士幌町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 10. 4 | (1) 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 北海道 | 鹿追町 | 鹿追町議会基本条例 | H22. 3. 31 | 鹿追町の基本構想及び総合計画 重要かつ町民の福祉向上に密接に関係する計画 |
| 北海道 | 鹿追町 | 鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 24 | 姉妹都市及び友好都市協定の締結、又は同協定の廃止に関する事。 定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更、又は同協定の廃止に関する事。 鹿追町議会基本条例第9条第2項以外の議決事件は、町と議会との協議によるものとする。 |
| 北海道 | 新得町 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 4. 1 | 定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を 求める旨を決定すること。 |
| 北海道 | 清水町 | 清水町名誉町民条例 | S44. 3. 23 | 名誉町民の決定に関する事。 |
| 北海道 | 清水町 | 清水町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 23 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとする。 |
| 北海道 | 芽室町 | 芽室町議会基本条例 | H27. 5. 1 | 芽室町総合計画に係る基本構想及び実施計画、 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告、芽室町庁舎建設基本計画、芽室町都市 計画、マスタープラン |
| 北海道 | 中札内村 | 中札内村議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 9 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関する事 |
| 北海道 | 更別村 | 更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条 例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏形成協定を締結、変更又は廃止を求める旨 |
| 北海道 | 大樹町 | 大樹町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 4. 1 | ①姉妹都市の提携に関する事 ②町の宣言に関する事 ③定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること ④総合計画の基本構想を策定し、若しくは変更し、又は同構想を廃止すること。 |
| 北海道 | 広尾町 | 広尾町議会基本条例 | H27. 1. 1 | (1) 広尾町における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画 (2) 広尾町過疎地域自立促進市町村計画 (3) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|----------------------|------------|---|
| 北海道 | 幕別町 | 幕別町議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 3. 9 | (1) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関すること。 (2) 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること。 |
| 北海道 | 池田町 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H28. 2. 26 | (1) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 (2) 池田町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 都市宣言に関すること。 |
| 北海道 | 豊頃町 | 豊頃町名誉町民条例 | H4. 9. 28 | (1) 町葬を行うこと。 (2) 顕彰碑を建て又はこれを建てる者に対して寄附をし、その他功績を長く伝える方途を講ずること。 |
| 北海道 | 豊頃町 | 豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 4. 1 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通知すること。 |
| 北海道 | 本別町 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 3. 23 | (1) 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 北海道 | 足寄町 | 足寄町議会総合条例 | H25. 3. 21 | (1) 足寄町総合計画基本構想及びそれに関わる基本計画 (2) 足寄町生涯学習推進計画 (3) 足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (4) 足寄町障がい福祉計画 (5) 足寄町次世代育成支援行動計画 (6) 足寄都市計画基本計画 (7) 長期(3年以上)計画にわたる重要事業の計画決定に関すること。 |
| 北海道 | 陸別町 | 陸別町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 11 | (1) 定住自立圏形成協定の締結、変更及び同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 (2) 陸別町総合計画基本構想及び基本計画 (3) 陸別町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (4) 陸別町障がい福祉計画 |
| 北海道 | 浦幌町 | 浦幌町議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 浦幌町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画 (2) 浦幌町過疎地域自立促進市町村計画 (3) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (4) 公営住宅買取事業に関する協定を締結すること。 |
| 北海道 | 釧路町 | 釧路町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 22 | (1) 釧路町総合計画基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 |
| 北海道 | 厚岸町 | 厚岸町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 28 | (1) 本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示す行動計画を策定し、若しくは変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務省総務事務次官通知)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 |
| 北海道 | 浜中町 | 浜中町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 5. 27 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 |
| 北海道 | 標茶町 | 標茶町立自然公園条例 | S36. 3. 20 | 町立自然公園の区域の指定、変更、解除に関すること。 |
| 北海道 | 標茶町 | 標茶町名誉町民条例 | S50. 3. 25 | (1) 標茶町名誉町民の称号の決定 (2) 標茶町名誉町民の称号の取消し |
| 北海道 | 標茶町 | 標茶町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 11 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関すること。 |
| 北海道 | 弟子屈町 | 弟子屈町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 3. 7 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 |
| 北海道 | 鶴居村 | 鶴居村名誉村民条例 | S57. 4. 1 | 名誉村民称号付与同意に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|-----------------------|-------------|--|
| 北海道 | 鶴居村 | 鶴居村議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 4. 1 | (1) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 (2) 鶴居村総合計画に係る基本構想及び実施計画を策定し、若しくは変更し、又は廃止すること。 (3) 公共施設等買取事業に関する協定を締結し、若しくは変更し、又は廃棄すること。 |
| 北海道 | 白糠町 | 白糠町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 6. 10 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求めること |
| 北海道 | 別海町 | 別海町名誉町民条例 | S61. 12. 19 | 別海町名誉町民の称号を贈ることに関すること。 |
| 北海道 | 中標津町 | 中標津町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 4. 1 | (1) 中標津町総合発展計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2) 中標津町都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止 |
| 北海道 | 標津町 | 標津町名誉町民条例 | H18. 4. 1 | 標津町名誉町民の称号を贈ることに関すること。 |
| 北海道 | 羅臼町 | 羅臼町名誉町民条例 | H20. 4. 1 | 羅臼町名誉町民の称号を贈ることに関すること。 |
| 計 | 139団体 | 177件 | | |
| 青森県 | 弘前市 | 弘前市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 22 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営のための計画を策定し、変更し、又は廃止すること及び定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 青森県 | 八戸市 | 八戸市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 26 | 総合計画(総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。)の策定、変更又は廃止 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の決定 |
| 青森県 | 黒石市 | 黒石市議会の議決すべき事項を定める条例 | H23. 6. 30 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | 五所川原市 | 五所川原市基本構想の策定に関する条例 | H25. 12. 20 | 基本構想の策定又は変更に関すること。 |
| 青森県 | 五所川原市 | 五所川原市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 21 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 青森県 | 十和田市 | 十和田市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 23 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 十和田市まちづくり基本条例(平成24年十和田市条例第18号)第14項第1項に規定する総合計画に係る基本的な構想を策定し、又は変更すること。 |
| 青森県 | 三沢市 | 三沢市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 28 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | むつ市 | むつ市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 8. 28 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | つがる市 | つがる市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 25 | 総合計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 青森県 | 平川市 | 平川市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 6. 10 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関すること。 |
| 青森県 | 鱒ヶ沢町 | 鱒ヶ沢町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 15 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をするとき |
| 青森県 | 深浦町 | 深浦町議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 3. 10 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 青森県 | 西目屋村 | 西目屋村議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 6. 20 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | 藤崎町 | 藤崎町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 15 | (1) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 (2) 友好都市の提携又は解消に関すること。 |
| 青森県 | 大鰐町 | 大鰐町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 15 | 振興計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 青森県 | 田舎館村 | 田舎館村議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 6. 17 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | 板柳町 | 板柳町議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 6. 13 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 青森県 | 鶴田町 | 鶴田町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 11 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 青森県 | 中泊町 | 中泊町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 18 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---------------------------|-------------|---|
| 青森県 | 野辺地町 | 野辺地町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 12 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | 七戸町 | 七戸町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 8 | (1) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること (2) 地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること |
| 青森県 | 六ヶ所村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 15 | (1) 六ヶ所村民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の決定に関すること。 |
| 青森県 | おいらせ町 | おいらせ町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 16 | (1) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 (2) 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること |
| 青森県 | 大間町 | 大間町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 4 | 議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすることとする。 |
| 青森県 | 東通村 | 東通村議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 10 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 青森県 | 風間浦村 | 風間浦村議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 10 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営のための計画を策定し、変更し、又は廃止すること及び定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 青森県 | 三戸町 | 三戸町議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 24 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関すること |
| 青森県 | 五戸町 | 五戸町議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 19 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること及び定住自立圏構想に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 青森県 | 田子町 | 田子町議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 17 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 青森県 | 南部町 | 南部町議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 17 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 青森県 | 階上町 | 階上町議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 16 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関すること |
| 青森県 | 新郷村 | 新郷村議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 3. 17 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 計 | 31団体 | 32件 | | |
| 岩手県 | 宮古市 | 宮古市自治基本条例 | H19. 7. 2 | 市政運営の指針となる基本構想の策定 |
| 岩手県 | 宮古市 | 宮古市表彰条例 | H17. 6. 6 | 公共の福祉と市勢の進展に尽くし、その功績が極めて顕著であって他の模範とするに足ると認められる者又は団体で特に功績顕著なものの表彰 |
| 岩手県 | 大船渡市 | 大船渡市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H26. 9. 25 | 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 東日本大震災に係る大船渡市復興計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 岩手県 | 花巻市 | 花巻市議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1) 総合計画（花巻市まちづくり基本条例第18条に規定する総合的な市政運営の基本となる計画）の策定及び変更 (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業等の策定及び変更で次に掲げるもの ア 花巻市男女共同参画基本計画 イ 花巻市環境基本計画 ウ 国土利用計画花巻市計画 |
| 岩手県 | 北上市 | 北上市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 7. 6 | (1) 姉妹都市及び友好都市の提携をすること。 (2) 市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること。 (3) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 岩手県 | 久慈市 | 久慈市議会基本条例 | H26. 3. 4 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止。 |
| 岩手県 | 遠野市 | 遠野市議会基本条例 | H24. 6. 25 | 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止すること。 |
| 岩手県 | 一関市 | 一関市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 20 | ・ 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告。 ・ 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止。 |
| 岩手県 | 陸前高田市 | 陸前高田市議会基本条例 | H25. 9. 25 | 総合計画の基本構想及び基本計画並びに震災復興計画の基本構想及び基本計画の策定及び変更に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|----------------------------------|----------------------|--|
| 岩手県 | 釜石市 | 釜石市議会の議決すべき事項を定める条例 | H23. 6. 3 | (1)財政再建計画の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に関する事 (2)国民健康保険事業自主再建計画の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に関する事 (3)釜石市民憲章の制定に関する事 (4)復興まちづくり計画の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に関する事 |
| 岩手県 | 二戸市 | 二戸市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 16 | 市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 岩手県 | 八幡平市 | 八幡平市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H27. 6. 24 | 市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定及び変更に関する事 |
| 岩手県 | 奥州市 | 奥州市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H27. 6. 23 | (1)総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本構想の承認に関する事 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止に関する事並びに定住自立圏形成方針の策定、変更及び廃止に関する事 (3)都市宣言の制定又は改廃に関する事 (4)姉妹都市の提携に関する事 |
| 岩手県 | 雫石町 | 雫石町議会基本条例 | H26. 4. 1 | 雫石町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本となる計画 |
| 岩手県 | 葛巻町 | 葛巻町議会総合条例 | H26. 1. 20 | 町の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想 |
| 岩手県 | 紫波町 | 紫波町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 21 | (1)紫波町総合計画策定条例第2条第3号に規定する基本計画の策定又は変更 (2)5年以上を一期とする町の施策に係る重要な計画等の策定又は変更 (3)紫波町環境保全条例第10条第1項に規定する公害の防止に関する協定の締結 (4)友好都市又は姉妹都市の盟約の締結 (5)まちづくりに関する憲章又は宣言の制定 |
| 岩手県 | 矢巾町 | 矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 1 | ①町の総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止をすること ②町の総合計画の基本計画の策定、変更又は廃止をすること |
| 岩手県 | 西和賀町 | 西和賀町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 25 | (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定すること (2)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 岩手県 | 金ケ崎町 | 金ケ崎町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 6. 11 (全部改正) | (1)総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 岩手県 | 平泉町 | 平泉町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 25 | (1)友好都市又は姉妹都市の締結に関する事項 (2)町民憲章に関する事項 (3)都市宣言に関する事項 (4)定住自立圏協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告に関する事項 (5)平泉町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び総合計画 (6)平泉町都市計画マスタープラン (7)平泉町住宅マスタープラン |
| 岩手県 | 大槌町 | 大槌町行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H23. 12. 9 | 基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 岩手県 | 岩泉町 | 岩泉町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 8. 29 | (1)岩泉町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想 (2)岩泉町震災復興計画 |
| 岩手県 | 田野畑村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 6 | (1)田野畑村総合計画の基本構想 (2)東日本大震災田野畑村災害復興計画の基本計画 |
| 岩手県 | 軽米町 | 軽米町議会の議決すべき事件に関する条例 | S60. 10. 1 | 姉妹締結をすること |
| 計 | 23団体 | 24件 | | |
| 宮城県 | 仙台市 | 仙台市議会の議決事件に関する条例 | H16. 4. 1 | ・仙台市基本計画の策定、変更又は廃止 ・仙台市環境基本計画の策定、変更又は廃止 ・姉妹・友好都市の提携 |
| 宮城県 | 仙台市 | 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例 | H23. 10. 12 | ・東日本大震災からの復興に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--|-------------|---|
| 宮城県 | 石巻市 | 石巻市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 7. 7 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれの廃止を求める旨の通告 |
| 宮城県 | 石巻市 | 石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例 | H23. 12. 8 | 石巻市震災復興基本計画 |
| 宮城県 | 塩竈市 | 塩竈市議会基本条例 | H22. 12. 7 | (1) 塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例(平成22年条例第19号)に定めること。 (2) 地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。 |
| 宮城県 | 気仙沼市 | 気仙沼市議会の議決事件を定める条例 | H23. 9. 26 | 災害対策基本法第42条第1項の規定により作成された気仙沼市地域防災計画に基づく震災復興計画の策定、変更又は廃止に関すること |
| 宮城県 | 白石市 | 白石市議会基本条例 | H26. 12. 17 | 市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画 |
| 宮城県 | 名取市 | 名取市議会の議決事件に関する条例 | H23. 9. 22 | (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 (2) 名取市震災復興計画の基本構想 |
| 宮城県 | 多賀城市 | 多賀城市名誉市民条例 | H24. 9. 19 | 名誉市民の決定に対する同意 |
| 宮城県 | 登米市 | 登米市議会基本条例 | H27. 3. 10 | (1) 登米市総合計画基本構想及び基本計画 (2) 登米市行財政改革大綱・登米市行財政改革実施計画 (3) 登米市環境基本計画 (4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結 |
| 宮城県 | 栗原市 | 栗原市議会基本条例 | H26. 10. 2 | 栗原市総合計画基本構想及び当該基本構想に基づく基本計画の策定、変更及び廃止に関すること。 国土利用計画法第8条の規定による市町村計画の策定、変更及び廃止に関すること。 |
| 宮城県 | 東松島市 | 地方自治法第96条第2項の規定による東松島市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 11. 28 | (1) 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれの廃止を求める旨の通告をすること。 (2) 友好都市提携を締結すること。 (3) 東松島市復興まちづくり基本方針に関すること。 (4) 買取災害公営住宅事業協定に係る協定の目的、買取予定代金及び協定の相手方に関すること。 (5) 東松島市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 宮城県 | 大崎市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 8. 1 | (1) 総合計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 (3) 環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4) 産業振興計画の策定、変更又は廃止 (5) 都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止 (6) 水道ビジョンの策定、変更又は廃止 |
| 宮城県 | 蔵王町 | 蔵王町議会基本条例 | H22. 2. 16 | (1) 長期総合計画の基本構想による基本計画 (2) 都市計画 (3) 国土利用計画 (4) 行財政改革計画 (5) 観光振興基本計画 |
| 宮城県 | 七ヶ宿町 | 七ヶ宿町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 12. 10 | 長期総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 宮城県 | 大河原町 | 大河原町総合計画策定等に関する条例 | H25. 9. 13 | 大河原町総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更に関すること。 |
| 宮城県 | 柴田町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | S54. 12. 18 | 姉妹都市の締結に関すること。 |
| 宮城県 | 川崎町 | 川崎町議会基本条例 | H21. 6. 19 | ①基本構想に基づく基本計画（総合計画をいう。）に関すること ②川崎町都市計画マスタープラン ③川崎町高齢者保健福祉、介護保険事業計画 ④地方自治法第221条第3項の法人二対する出資及び町が出資することにより、当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-----------|---|
| 宮城県 | 亘理町 | 亘理町議会基本条例 | H23.9.30 | ・総合発展計画基本構想及び基本計画 ・公共ゾーン施設整備計画 ・協働のまちづくり計画 |
| 宮城県 | 亘理町 | 東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例 | H23.12.1 | 東日本大震災からの復興に係る計画の策定 |
| 宮城県 | 山元町 | 山元町議会基本条例 | H25.1.1 | (1)山元町総合計画 (2)山元町都市計画マスタープラン (3)山元町住宅マスタープラン (4)山元町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (5)山元町次世代育成支援行動計画 (6)山元町地域防災計画 |
| 宮城県 | 松島町 | 松島町議会基本条例 | H22.3.9 | 松島町長総合計画の基本構想、松島町国土利用計画、松島町都市計画マスタープラン、公害防止協定の締結に関する事項、松島町障がい者計画、松島町子ども・子育て支援事業計画、松島町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、松島町観光振興計画 |
| 宮城県 | 大和町 | 大和町議会基本条例 | H27.10.1 | (1)基本構想及び基本計画 (2)大和町都市計画マスタープラン |
| 宮城県 | 色麻町 | 色麻町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22.6.15 | (1)基本構想に基づく基本計画の策定及び変更 (2)地域防災計画の策定及び変更 (3)公害防止協定の締結に関する事項 (4)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告 |
| 宮城県 | 加美町 | 加美町議会の議決事件に関する条例 | H25.3.1 | (1)総合計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更または廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 (3)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 |
| 宮城県 | 涌谷町 | 涌谷町定住自立圏形成協定に係る議決等に関する条例 | H22.6.22 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告の議会の議決に関する事 |
| 宮城県 | 涌谷町 | 涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例 | H25.3.8 | 自治体間の協定等の議決に関する事及び企業、団体等との協定等の議会への報告に関する事 |
| 宮城県 | 涌谷町 | 涌谷町議会基本条例 | H26.1.1 | 涌谷町における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画に関する事 |
| 宮城県 | 美里町 | 美里町議会の議決すべき事件に関する条例 | H28.3.7 | ・定住自立圏形成協定に関する事。 ・総合的かつ計画的な行政運営の指針となる基本構想に関する事。 |
| 宮城県 | 女川町 | 女川町議会基本条例 | H23.6.30 | (1)法第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2)女川町復興計画 |
| 計 | 21団体 | 30件 | | |
| 秋田県 | 秋田市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基く議決事件指定条例 | H27.3.24 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 秋田県 | 能代市 | 能代市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27.9.17 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 横手市 | 横手市議会の議決すべき事件を定める条例 | H22.11.25 | 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 大館市 | 地方自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.4.1 | 大館市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的構想の策定、変更又は廃止 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 大館市 | 大館市名誉市民条例 | H5.1.22 | 名誉市民の決定 |
| 秋田県 | 男鹿市 | 男鹿市議会基本条例 | H24.4.1 | 基本構想、基本計画及び都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 湯沢市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H22.9.22 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|------------|--|
| 秋田県 | 鹿角市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H12. 3. 21 | 地方税法第433条第7項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事 |
| 秋田県 | 由利本荘市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 3. 4 | 由利本荘市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更、定住自立圏構想に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止及び由利本荘市行政改革大綱の策定又は変更に関する事 |
| 秋田県 | 潟上市 | 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例 | H23. 7. 4 | (1) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため定める基本計画 (2) 環境基本計画 (3) 地域福祉計画 (4) 地域防災計画 |
| 秋田県 | 大仙市 | 大仙市議会基本条例 | H23. 10. 1 | (1) 基本構想及びこれに基づく基本計画に関する事。 (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事（以下「計画等」という。）で、次に掲げるもの ア 人口減少、少子高齢化対策、若者定住、雇用に関する計画等 イ 財政に関する計画等 ウ 都市計画、上下水道等に関する計画等 エ 社会福祉、医療に関する計画等 オ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画等 カ 市民生活の安全、交通、環境に関する計画等 キ 教育に関する計画等 ク 次世代育成、男女共同参画に関する計画等 ケ アからクまでに掲げるもののほか、議長が必要と認める計画等 (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの ※上記項目のうち、(2)及び(3)の議決に付すべきものは、議会と市長が協議して定めたもの |
| 秋田県 | 北秋田市 | 北秋田市議会基本条例 | H26. 4. 1 | ・北秋田市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想の策定、変更又は廃止 ・都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の設定、変更又は廃止 |
| 秋田県 | にかほ市 | にかほ市議会基本条例 | H23. 10. 1 | 基本構想及びこれに基づく基本計画 |
| 秋田県 | 小坂町 | 小坂町議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 4 | (1) 小坂町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 秋田県 | 藤里町 | 藤里町議会基本条例 | H21. 4. 1 | 基本構想に関する基本計画 |
| 秋田県 | 三種町 | 三種町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 10. 1 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 八峰町 | 八峰町の議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 9. 24 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 秋田県 | 八郎潟町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H7. 6. 30 | 地方公務員法第8条第5項の規定により喚問された証人及び地方税法第433条第3項の規定により出席した関係者の実費弁償に関する事 |
| 秋田県 | 大潟村 | 大潟村議会基本条例 | H23. 4. 1 | 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想に基づく総合村づくり計画 上記に準ずる村政に係わる重要な計画で、かつ村長等と協議のうえ議会で決定したもの |
| 秋田県 | 羽後町 | 羽後町定住自立圏形成協定に係る議会の議決事件を定める条例 | H22. 9. 28 | 1. 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 2. 定住自立圏形成協定の廃止を求める通告を行うこと。 |
| 秋田県 | 東成瀬村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 9. 21 | (1) 定住自立圏形成協定の締結又は当該協定を変更する協定の締結をすること。 (2) 定住自立圏形成協定の締結の相手方に対し当該定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 計 | 20団体 | 21件 | | |
| 山形県 | 山形市 | 財産区管理会条例 | S37. 3. 9 | 財産区管理委員の選任 |
| 山形県 | 山形市 | 山形市名誉市民に関する条例 | H14. 4. 1 | 名誉市民被表彰者の決定及び取り消しの同意、名誉市民の公葬の施行の議決 |
| 山形県 | 山形市 | 山形市情報公開条例 | H21. 4. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------------------|-------------|---|
| 山形県 | 山形市 | 山形市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止 |
| 山形県 | 米沢市 | 米沢市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 米沢市まちづくり総合計画の策定に関する事 姉妹都市及び友好都市の提携調印に関する事 |
| 山形県 | 米沢市 | 米沢市総合計画策定条例 | H27. 4. 1 | 基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 鶴岡市名誉市民に関する条例 | H17. 10. 1 | 名誉市民の称号を贈ること、その特典、待遇を与えること。 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 鶴岡市情報公開条例 | H17. 10. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱の同意 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 鶴岡市公有林野官行造林条例 | H17. 10. 1 | 産物採取に関する条項に違反したときの、5箇年以内の産物採取の禁止に関する事。 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 鶴岡市表彰条例 | H18. 6. 26 | 表彰の同意 |
| 山形県 | 鶴岡市 | 鶴岡市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例 | H24. 6. 26 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止 |
| 山形県 | 酒田市 | 酒田市議会の議決事件に関する条例 | H26. 6. 25 | 計画期間が5年を超えるもののうち、酒田市総合計画の策定及び変更に関する事。定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。 |
| 山形県 | 酒田市 | 酒田市名誉市民条例 | H17. 12. 21 | 名誉市民、特別名誉市民及び国際親善名誉市民の決定の同意 |
| 山形県 | 酒田市 | 酒田市情報公開・個人情報保護審査会条例 | H17. 11. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の任命の同意 |
| 山形県 | 酒田市 | 酒田市行政不服審査条例 | H28. 3. 3 | 行政不服審査会委員の任命の同意 |
| 山形県 | 新庄市 | 新庄市表彰条例 | S39. 10. 1 | 被表彰者の同意 |
| 山形県 | 新庄市 | 新庄市名誉市民に関する条例 | S46. 12. 8 | 被表彰者の同意。名誉市民取消の同意 |
| 山形県 | 新庄市 | 新庄市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例 | H27. 3. 17 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止 |
| 山形県 | 新庄市 | 新庄市議会基本条例 | H26. 1. 1 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 山形県 | 寒河江市 | 寒河江市表彰条例 | S36. 12. 15 | 表彰の同意 |
| 山形県 | 寒河江市 | 寒河江市財産区管理会条例 | S30. 12. 17 | 財産区管理委員の選任の同意 |
| 山形県 | 寒河江市 | 寒河江市名誉市民に関する条例 | S56. 6. 23 | 名誉市民の称号を贈ること、その特典、待遇を与えること。 |
| 山形県 | 寒河江市 | 寒河江市議会基本条例 | H24. 7. 1 | 基本構想、基本構想に基づく基本計画、市民憲章の制定又は改廃に関する事項、各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事項、友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に関する事項及び市の木、市の花その他市の象徴となるものの制定又は改廃に関する事項 |
| 山形県 | 上山市 | 上山市名誉市民条例 | S47. 6. 24 | 名誉市民の弔意に関する議決 |
| 山形県 | 上山市 | 上山市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H23. 4. 13 | 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。定住自立圏形成協定の廃止を求める通告を行うこと。 |
| 山形県 | 上山市 | 上山市振興計画策定条例 | H24. 3. 22 | 基本構想を策定し、又は変更しようとする事。 |
| 山形県 | 村山市 | 村山市議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 6. 24 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定に関する事項及び友好都市又は姉妹都市の提携又は廃止に関する事項 |
| 山形県 | 長井市 | 長井市名誉市民に関する条例 | S35. 12. 26 | 被表彰者の同意 |
| 山形県 | 長井市 | 長井市表彰条例 | H12. 4. 1 | 表彰についての同意 |
| 山形県 | 長井市 | 長井市まちづくり基本条例 | H18. 4. 1 | 総合計画の策定及び変更 |
| 山形県 | 天童市 | 天童市名誉市民条例 | S63. 9. 21 | 名誉市民被表彰者の決定の同意 |
| 山形県 | 天童市 | 天童市情報公開・個人情報保護審査会条例 | H14. 7. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱及び解職の同意 |
| 山形県 | 天童市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|-------------------------------------|-------------|---|
| 山形県 | 尾花沢市 | 尾花沢市管内財産区管理会設置条例 | S34. 4. 1 | 財産区管理委員の選任の同意 |
| 山形県 | 尾花沢市 | 尾花沢市名誉市民条例 | S39. 6. 25 | 名誉市民の称号を贈ることへの同意 |
| 山形県 | 山辺町 | 山辺町名誉町民に関する条例 | S63. 9. 26 | 名誉町民の被表彰者の決定の同意、名誉町民の弔慰に関する議決、名誉町民取り消しの同意。 |
| 山形県 | 山辺町 | 山辺町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H23. 3. 22 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求めること |
| 山形県 | 中山町 | 中山町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H23. 3. 8 | 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること、定住自立圏形成協定の廃止を求める通告を行うこと |
| 山形県 | 朝日町 | 朝日町名誉町民に関する条例 | S40. 10. 15 | 名誉町民被表彰者の決定もしくは取消(同意)、名誉町民の公葬の施行 |
| 山形県 | 舟形町 | 舟形町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H27. 3. 16 | 定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更、又は同協定の廃止に関すること |
| 山形県 | 真室川町 | 真室川町名誉町民に関する条例 | S55. 10. 1 | 名誉市民の称号を贈ること、その特典、待遇を与えること、取消しに関すること。 |
| 山形県 | 真室川町 | 真室川町定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H27. 3. 25 | 定住自立圏の形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求めること。 |
| 山形県 | 大蔵村 | 大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 19 | 基本構想の策定に関すること。国土利用計画の策定又は変更に関すること。定住自立圏形成協定に関すること。 |
| 山形県 | 鮭川村 | 鮭川村定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例 | H27. 3. 17 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更すること又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 山形県 | 戸沢村 | 戸沢村定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例 | H27. 3. 17 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求めること |
| 山形県 | 川西町 | 川西町議会基本条例 | H25. 5. 2 | 川西町総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更 |
| 山形県 | 川西町 | 川西町名誉町民に関する条例 | S47. 3. 28 | 名誉町民の被表彰者の決定及び取り消しの同意 |
| 山形県 | 小国町 | 小国町議会の議決すべき事件を定める条例 | S53. 6. 30 | 道路法第8条第2項の規定により認定した路線及び林道について、国有林野事業により設置された国有林林道との併用協定事項を定めること。 |
| 山形県 | 白鷹町 | 白鷹町名誉町民に関する条例 | S39. 6. 1 | 「白鷹町名誉町民」の称号認定もしくは取消しに関すること。 |
| 山形県 | 飯豊町 | 飯豊町名誉町民に関する条例 | S52. 3. 19 | 被表彰者の同意。名誉市民取消の同意 |
| 山形県 | 三川町 | 三川町名誉町民に関する条例 | S43. 6. 1 | 「三川町名誉町民」の称号認定もしくは取消しに関すること。 |
| 山形県 | 三川町 | 三川町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 12. 13 | 三川町基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 山形県 | 三川町 | 三川町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 6. 11 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関すること。 |
| 山形県 | 庄内町 | 庄内町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 21 | 庄内町総合計画基本構想及び同基本構想に係る基本計画並びに定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定 |
| 山形県 | 遊佐町 | 遊佐町情報公開条例 | H18. 4. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱の同意 |
| 山形県 | 遊佐町 | 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 16 | 遊佐町総合発展計画基本構想の策定及び変更 |
| 計 | 26団体 | 56件 | | |
| 福島県 | 福島市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 10. 7 | 平成22年度に策定された福島市総合計画基本構想(以下「基本構想」という。)の変更又は廃止に関すること及び基本計画(基本構想に基づき具体的な施策の体系や主な事業を示すものをいう。)の策定、変更又は廃止に関すること |
| 福島県 | 会津若松市 | 会津若松市議会基本条例 | H27. 3. 17 | 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 福島県 | 喜多方市 | 喜多方市議会基本条例 | H25. 10. 1 | 喜多方市における総合的かつ計画的な行政の経営を図るための総合計画(基本構想及び基本計画)の策定、変更又は廃止に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|--|-------------|---|
| 福島県 | 相馬市 | 相馬市議会基本条例 | H27. 7. 1 | 市が定める総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画 |
| 福島県 | 二本松市 | 地方自治法第96条第2項の規定による二本松市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 4 | 総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 |
| 福島県 | 南相馬市 | 南相馬市議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 4. 1 | (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定又は変更すること。 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。こと。 |
| 福島県 | 伊達市 | 伊達市議会基本条例 | H26. 5. 1 | 市政全般にわたる基本構想の策定又は変更（軽微なものを除く。）とし、次に掲げるもの。 伊達市総合計画基本構想、伊達市健康都市基本構想、伊達市都市計画マスタープラン基本構想 |
| 福島県 | 本宮市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 21 | 本宮市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 |
| 福島県 | 桑折町 | 桑折町議会基本条例 | H23. 12. 26 | 桑折町総合計画、桑折町都市計画マスタープラン |
| 福島県 | 只見町 | 只見町議会基本条例 | H24. 4. 1 | (1) 只見町振興計画（基本構想及び基本計画） (2) 只見町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (3) 只見町次世代育成支援計画 (4) 只見町地域防災計画 (5) 只見町過疎地域自立促進計画 (6) 只見町農業振興計画 (7) 只見町森林整備事業計画 (8) 只見町土地利用計画 (9) その他重要なマスタープラン |
| 福島県 | 南会津町 | 議会基本条例 | H25. 4. 1 | 総合振興計画、財政健全化計画、行政改革大綱、地域防災計画、環境基本計画、障がい者計画、農業振興地域整備計画、森林整備計画、その他追加することができる。 |
| 福島県 | 西会津町 | 西会津町議会基本条例 | H25. 3. 22 | 総合計画（基本構想及び基本計画）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 |
| 福島県 | 猪苗代町 | 猪苗代町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 12. 28 | 猪苗代町振興計画基本構想の策定、変更又は廃止 国土利用計画猪苗代町計画の策定、変更又は廃止 |
| 福島県 | 金山町 | 議会の議決すべき事項を定める条例 | H12. 12. 25 | 金山町振興計画基本構想に基づく金山町振興計画の策定 |
| 福島県 | 会津美里町 | 議会基本条例 | H24. 10. 1 | (1) 町の総合計画における基本構想及び基本計画の策定に関する事。こと。 (2) 前号に掲げるもののほか、行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの。 ア 都市計画、上下水道等に関する計画 イ 社会福祉、医療に関する計画 ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画 オ 次世代育成、男女共同参画に関する計画 カ アからオまでに掲げるもののほか、議会が必要と認める計画 (3) 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの。 |
| 福島県 | 矢吹町 | 矢吹町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 3. 19 | 矢吹町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 |
| 福島県 | 棚倉町 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 24 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること 棚倉町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。こと |
| 福島県 | 矢祭町 | 矢祭町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 6. 14 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。こと。 |
| 福島県 | 塙町 | 塙町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 9. 25 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関する事。こと。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---|-------------|---|
| 福島県 | 塙町 | 塙町議会基本条例 | H27. 4. 1 | (1)町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために長期的展望に立つて定める基本的構想の策定、変更または廃止 (2)町政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、町が策定する各種の計画及び施策のすべての基本となる計画の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止 |
| 福島県 | 鮫川村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 12 | ①村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的構想の策定、変更または廃止 ②定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 福島県 | 石川町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 6 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の制定又は変更 |
| 福島県 | 三春町 | 三春町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 6. 13 | 町行政の総合的かつ計画的な運営を図るための長期総合計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 福島県 | 檜葉町 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会において新たに議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 18 | 東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書、檜葉町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に係る基本計画、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興を図るための基本構想及び当該基本構想に係る基本計画 |
| 福島県 | 富岡町 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H16. 10. 6 | 基本構想及び5か年以上にわたる基本計画、友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項、まちづくりに関する憲章及び宣言、公害防止協定の締結に関する事項、東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定 |
| 福島県 | 川内村 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H25. 3. 15 | 村の基本構想及び基本計画の策定。姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。 |
| 福島県 | 大熊町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 15 | 大熊町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定・変更又は廃止に関すること、基本計画の策定・変更又は廃止に関すること。 |
| 福島県 | 浪江町 | 浪江町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 28 | 浪江町の基本構想に係る基本計画、東日本大震災からの復興を図るための基本構想に係る基本計画に関すること。 |
| 福島県 | 葛尾村 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 12. 12 | 葛尾村振興計画の策定等、葛尾村地域防災計画の策定等、葛尾村復興計画の策定等 |
| 福島県 | 飯館村 | 議会の議決事件に関する条例 | H21. 9. 18 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告に関すること。 |
| 計 | 29団体 | 30件 | | |
| 茨城県 | 水戸市 | 水戸市基本構想の策定に関する条例 | H24. 3. 28 | 基本構想の策定又は変更 |
| 茨城県 | 水戸市 | 水戸市定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例 | H27. 12. 22 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 日立市 | 日立市総合計画の議決に関する条例 | H23. 9. 30 | 総合計画(基本構想部分に限る)の策定又は変更に関すること |
| 茨城県 | 土浦市 | 市議会の議決すべき事件に関する条例 | S26. 10. 8 | (1)市の予算から給料を支出すべき職員(法令に別段の定めあるものを除く。)の定数を定めること。 (2)土浦市公平委員会の喚問する証人に対する費用弁償支給条例設定改廃に関すること。 |
| 茨城県 | 石岡市 | 石岡市議会基本条例 | H26. 4. 1 | 市の基本構想に関すること |
| 茨城県 | 結城市 | 結城市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 28 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 龍ヶ崎市 | 龍ヶ崎市議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 27 | 龍ヶ崎市のまちづくりの基本方向を示す最上位の計画の策定、変更又は廃止に関すること |
| 茨城県 | 常陸太田市 | 常陸太田市議会基本条例 | H24. 10. 1 | 市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更 |
| 茨城県 | 高萩市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 8. 4 | (1)高萩協同病院の移転改築に伴う協定締結に関すること (2)財団法人高萩市住宅公社の改革に係る基本方針の策定又は変更に関すること (3)高萩市総合計画に係る基本構想の策定又は変更に関すること (4)経済産業大臣から市が認定を受けた太陽光発電設備における用地(グリーンタウンてつな住宅団地内粗造成地に限る。)の貸付けに関すること |
| 茨城県 | 笠間市 | 笠間市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 15 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|--|
| 茨城県 | 取手市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 26 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く）又は廃止 |
| 茨城県 | つくば市 | つくば市未来構想策定条例 | H26. 6. 27 | 未来構想の策定・変更 |
| 茨城県 | ひたちなか市 | ひたちなか市名誉市民条例 | H6. 11. 1 | 名誉市民の選定及び称号の取消しの同意 |
| 茨城県 | ひたちなか市 | ひたちなか市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 18 | (1)ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例（平成22年条例第2号）第18条第1項に規定する総合計画のうち基本構想の策定又は変更に関する事 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 茨城県 | 鹿嶋市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 21 | 鹿嶋市震災復興計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 茨城県 | 守谷市 | 守谷市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 21 | (1)市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想の策定、変更又は廃止 (2)各種の都市宣言の制定、変更又は廃止 |
| 茨城県 | 常陸大宮市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 30 | (1)市の基本構想(市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想をいう。以下同じ。)及び基本構想に基づく基本計画 (2)友好都市及び姉妹都市に関する事項 (3)まちづくりに関する憲章及び宣言 |
| 茨城県 | 那珂市 | 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 14 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 筑西市 | 筑西市名誉市民条例 | H17. 3. 28 | 名誉市民決定 |
| 茨城県 | 筑西市 | 筑西市議会基本条例 | H27. 4. 1 | (1)市総合計画のうち基本構想の策定 (2)友好都市提携に関する協約の締結 |
| 茨城県 | 稲敷市 | 稲敷市総合計画策定条例 | H27. 3. 27 | 基本構想の策定又は変更 |
| 茨城県 | 小美玉市 | 小美玉市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 22 | 水戸市との間における茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の締結について |
| 茨城県 | 茨城町 | 茨城町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例 | H27. 12. 28 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 大洗町 | 大洗町定住自立圏形成協定の締結等に係る議会の議決に関する条例 | H27. 12. 10 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 城里町 | 城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 24 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 東海村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 18 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 大子町 | 大子町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 24 | (1)大子町総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 茨城県 | 阿見町 | 阿見町名誉町民条例 | H27. 3. 23 | 名誉町民の称号を贈ること |
| 茨城県 | 五霞町 | 五霞町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 12 | 第5次五霞町総合計画基本構想の変更に関する事 |
| 計 | 26団体 | 29件 | | |
| 栃木県 | 宇都宮市 | 地方自治法第96条第2項の規定に関する条例 | H25. 10. 1 | (1)市職員等の賞じゆつ金の授与に関する事 (2)水道法第5条の2第2項の規定に基づく協議に対する同意及び第6条第2項の規定による同意に関する事 (3)市民憲章の制定及び改廃に関する事 (4)姉妹都市の提携に関する事 (5)市民の日の制定に関する事 (6)平和都市宣言の制定及び改廃に関する事 (7)総合計画基本構想の策定及び改廃に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---------------------------------------|-------------|---|
| 栃木県 | 栃木市 | 栃木市自治基本条例 | H24. 6. 1 | 栃木市総合計画の基本計画 |
| 栃木県 | 栃木市 | 栃木市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 5. 29 | 定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 栃木県 | 佐野市 | 佐野市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 8 | 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 8. 1 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)前号の基本構想に基づく基本計画の策定、変更(内容の実質的な変更を伴うものに限る。)又は廃止に関する事。 (3)憲章の制定、変更又は廃止に関する事。 (4)都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 (5)友好都市の提携に関する事。 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例 | H15. 1. 1 | 情報公開・個人情報保護審査会委員の選任 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 鹿沼市長等政治倫理条例 | H16. 4. 1 | 鹿沼市政治倫理審査会委員の選任 |
| 栃木県 | 鹿沼市 | 鹿沼市職員等公益通報条例 | H16. 4. 1 | 公益通報相談員の選任 |
| 栃木県 | 日光市 | 日光市議会基本条例 | H26. 1. 1 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定及び変更に関する事。 (2)前号の基本構想を具体化するための行政運営の基本方針等を定める基本計画の策定及び変更に関する事。 |
| 栃木県 | 小山市 | 小山市議会の議決事件に関する条例 | H21. 9. 3 | (1)姉妹都市、友好都市等の提携又は解消に関する事 (2)総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 (3)都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事 (4)定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める通告に関する事 |
| 栃木県 | 真岡市 | 真岡市市勢発展長期計画策定条例 | H26. 12. 17 | 基本構想を策定し、又は変更する事 |
| 栃木県 | 大田原市 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 30 | (1)大田原市自治基本条例(平成25年条例第35号)第13条第1項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関する事。 (2)姉妹都市の締結又は友好親善都市の盟約に関する事。 (3)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定の締結、変更、又は同協定の廃止を求める旨の通告に関する事。 |
| 栃木県 | 那須塩原市 | 那須塩原市議会基本条例 | H27. 3. 2 | (1)市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 (2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画 (3)市が他団体と結ぶ提携又は協定 (4)姉妹都市又は友好都市の締結 (5)前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの |
| 栃木県 | 那須烏山市 | 那須烏山市名誉市民条例 | H17. 10. 1 | 名誉市民の推挙 |
| 栃木県 | 下野市 | 下野市議会基本条例 | H25. 9. 4 | 総合計画基本構想及び基本計画に関する事 |
| 栃木県 | 下野市 | 下野市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 12. 18 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更する事。 (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告する事。 |
| 栃木県 | 上三川町 | 上三川町議会の議決事件に関する条例 | H27. 12. 18 | 基本構想(町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止 |
| 栃木県 | 芳賀町 | 芳賀町地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 4 | (1)芳賀町まちづくり基本条例(平成17年芳賀町条例第17号)第13条に規定する基本構想の策定又は変更に関する事。 (2)定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関する事。 |
| 栃木県 | 壬生町 | 壬生町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 25 | 町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 栃木県 | 野木町 | 野木町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 9 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告する事。 (2)本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--------------------------------|-------------|--|
| 栃木県 | 那須町 | 那須町議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 振興計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 観光振興基本計画 (4) 農業振興地域整備計画 (5) 地域福祉計画 (6) 環境基本計画 (7) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの |
| 栃木県 | 那珂川町 | 那珂川町議会基本条例 | H26. 4. 1 | 那珂川町総合振興計画基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更に関する事 |
| 計 | 17団体 | 22件 | | |
| 群馬県 | 高崎市 | 市議会の議決すべき事件に関する条例 | H19. 4. 1 | (1) 議会の事務局職員の定数に関する事。 (2) 選挙管理委員会の事務局職員中書記を除く他の職員の定数に関する事。 (3) 農業委員会の事務局職員の定数に関する事。 (4) 公平委員会の事務局職員の定数に関する事。 (5) 固定資産評価補助員の定数に関する事。 |
| 群馬県 | 伊勢崎市 | 伊勢崎市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 4. 1 | (1) 市民憲章に関する事。 (2) 都市宣言に関する事。 (3) 市の木及び市の花に関する事。 (4) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針に関する事。 (5) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想に関する事。 |
| 群馬県 | 太田市 | 太田市総合計画基本構想の議決に関する条例 | H27. 12. 15 | 総合計画基本構想の制定及び変更に関する事 |
| 群馬県 | 沼田市 | 沼田市名誉市民条例 | H1. 4. 1 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 群馬県 | 富岡市 | 富岡市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 8 | (1) 総合計画に係る基本構想の策定に関する事項 (2) 友好都市又は姉妹都市の提携又は廃止に関する事項 |
| 群馬県 | 嬭恋村 | 嬭恋村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 6. 18 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を求める旨の通告 |
| 群馬県 | 東吾妻町 | 東吾妻町議会基本条例 | H22. 10. 1 | (1) 総合計画におけるまちづくり基本構想計画に基づく基本計画に関する事 (2) 公債費比率適正化計画に関する事 (3) 職員定員適正化計画に関する事 (4) 地球温暖化防止計画に関する事。 |
| 群馬県 | 片品村 | 片品村名誉村民条例 | H10. 5. 11 | 名誉村民の推挙に関する事。 |
| 群馬県 | 片品村 | 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例 | H27. 3. 5 | 基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は、廃止に関する事。 |
| 群馬県 | 昭和村 | 昭和村名誉村民条例 | H19. 9. 18 | 名誉村民の推挙に関する事 |
| 群馬県 | 板倉町 | 板倉町の中期事業推進計画を議会の議決事件として定める条例 | H24. 3. 6 | 中期事業推進計画の策定に関する事 |
| 群馬県 | 板倉町 | 板倉町議会基本条例 | H26. 1. 1 | (1) 板倉町地域防災計画 (2) 板倉町中期事業推進計画 (3) 板倉町子ども・子育て支援事業計画 (4) 板倉町高齢者福祉計画 (5) 板倉町観光振興計画 (6) 板倉町都市計画マスタープラン (7) 板倉町風景計画 |
| 群馬県 | 明和町 | 明和町の総合計画を議会の議決事件として定める条例 | H27. 3. 13 | 明和町総合計画 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|------------|--|
| 群馬県 | 千代田町 | 千代田町議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1)千代田町総合計画 (2)町政に係る重要な計画 |
| 群馬県 | 邑楽町 | 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例 | H27. 9. 8 | 総合計画基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 計 | 13団体 | 15件 | | |
| 埼玉県 | さいたま市 | さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例 | H25. 7. 9 | (1)基本構想又は基本計画を策定し、又は変更すること。 (2)基本構想又は基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。 (3)相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)と提携をし、又はこれを解消すること。 (4)都市宣言(市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣明し、市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。)を制定し、又は廃止すること。 |
| 埼玉県 | さいたま市 | さいたま市名誉市民条例 | H23. 5. 16 | 市長が名誉市民を選定する際の同意に関すること |
| 埼玉県 | さいたま市 | さいたま市議会資産等公開審査会条例 | H17. 3. 25 | 市長が資産等公開審査委員を委嘱する際の同意に関すること |
| 埼玉県 | 川口市 | 川口市交付公債条例 | S38. 4. 1 | 交付公債を起こすに当たっての、その目的、名称、起債額、起債方法、利息の定率及び償還方法に関すること。 |
| 埼玉県 | 川口市 | 川口市名誉市民条例 | S53. 4. 1 | 名誉市民選定の同意に関すること |
| 埼玉県 | 川口市 | 川口市総合計画策定条例 | H27. 4. 1 | 基本構想の策定に関すること 基本構想の変更に関すること |
| 埼玉県 | 行田市 | 行田市名誉市民に関する条例 | H24. 3. 27 | 名誉市民を決定すること |
| 埼玉県 | 秩父市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 18 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (3)秩父市公共施設等総合管理計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 埼玉県 | 所沢市 | 所沢市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 21 | (1)所沢市自治基本条例に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)都市計画法の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 飯能市 | 飯能市議会基本条例 | H24. 7. 2 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 埼玉県 | 本庄市 | 本庄市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 9. 25 | 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること、及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 埼玉県 | 東松山市 | 東松山市名誉市民に関する条例 | S34. 4. 13 | 名誉市民の決定 |
| 埼玉県 | 東松山市 | 東松山市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 23 | (1)東松山市基本構想(総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位の計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。 (3)都市宣言の制定又は改廃に関すること。 |
| 埼玉県 | 狭山市 | 狭山市名誉市民条例 | S41. 1. 10 | 名誉市民は、市長の推薦により市議会の同意を得て決定する。 |
| 埼玉県 | 狭山市 | 狭山市基本構想の議決に関する条例 | H27. 6. 29 | 基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 羽生市 | 羽生市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 10. 1 | 羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 埼玉県 | 鴻巣市 | 鴻巣市名誉市民条例 | S52. 6. 27 | 名誉市民の同意取り消しに関すること |
| 埼玉県 | 鴻巣市 | 鴻巣市住民投票条例 | H25. 6. 28 | 自治基本条例に規定する住民投票の実施の発議に関すること |
| 埼玉県 | 鴻巣市 | 鴻巣市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 30 | (1)鴻巣市総合振興計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。 (3)市のシンボルの制定、変更又は廃止に関すること。 (4)都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。 (5)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|---|
| 埼玉県 | 深谷市 | 深谷市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 12. 16 | (1) 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 (2) 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止に関する事 (3) 社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項として同条に掲げる事項を一体的に定める計画の策定、変更又は廃止に関する事 (4) 深谷市環境基本条例第8条第1項に規定する環境の保全に関する基本的な計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 埼玉県 | 上尾市 | 上尾市議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 1. 1 | 市の総合計画のうち基本構想（総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める市の基本的な構想をいう。）の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 埼玉県 | 草加市 | 草加市みんなでまちづくり自治基本条例 | H16. 10. 1 | 基本構想とその実現のための基本計画 |
| 埼玉県 | 草加市 | 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例 | H19. 7. 1 | 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱の同意 |
| 埼玉県 | 草加市 | 草加市名誉市民条例 | S34. 3. 13 | 名誉市民の指名及びその他特典又は待遇 |
| 埼玉県 | 草加市 | 厚生年金融資金貸付条例 | S37. 3. 26 | 厚生年金融資金の貸付 |
| 埼玉県 | 越谷市 | 越谷市名誉市民条例 | S37. 12. 25 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 埼玉県 | 蕨市 | 蕨市名誉市民条例 | S43. 4. 1 | 名誉市民の選定 |
| 埼玉県 | 蕨市 | 蕨市将来構想を議会の議決すべき事件として定める条例 | H25. 3. 25 | 市が総合的かつ計画的な市政の運営を図るための将来構想の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 戸田市 | 戸田市議会の議決事件に関する条例 | H22. 6. 23 | 憲章又は宣言の制定、変更又は廃止に関する事。戸田市総合振興計画基本計画のうち、施策体系の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 埼玉県 | 戸田市 | 戸田市名誉市民条例 | H27. 10. 1 | 名誉市民の選定に関する事 |
| 埼玉県 | 入間市 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 朝霞市 | 朝霞市総合計画条例 | H27. 10. 1 | 基本構想を策定し、又は変更すること |
| 埼玉県 | 和光市 | 和光市名誉市民に関する条例 | S42. 3. 27 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 埼玉県 | 和光市 | 和光市市民参加条例 | H15. 10. 3 | 住民投票の実施に関する事 |
| 埼玉県 | 和光市 | 和光市健全な財政運営に関する条例 | H24. 12. 20 | 総合計画の策定に関する事 |
| 埼玉県 | 新座市 | 新座市オンブズマン条例 | H9. 9. 30 | オンブズマンの委嘱及び解嘱に関する事 |
| 埼玉県 | 久喜市 | 久喜市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 4 | (1) 次に掲げるものの策定、変更又は廃止 ア 久喜市総合振興計画前期基本計画及び後期基本計画 イ 久喜市環境基本条例(平成24年条例第35号)第9条の規定により策定する久喜市環境基本計画 ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により策定する久喜市地域福祉総合計画 エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により定める久喜市都市計画マスタープラン オ 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定により策定する久喜市教育振興基本計画 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は廃止 |
| 埼玉県 | 北本市 | 北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例 | H27. 12. 25 | 北本市基本構想に関する事 |
| 埼玉県 | 八潮市 | 八潮市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例 | H27. 6. 19 | 総合的かつ計画的な行政運営を図るための総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 埼玉県 | 富士見市 | 富士見市議会議会基本条例 | H24. 1. 1 | (1) 富士見市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 基本計画（基本構想）を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。） (3) 富士見市都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止 (4) 富士見市地域防災計画の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 坂戸市 | 坂戸市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 10. 2 | (1) 基本構想（総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本理念を定めた構想をいう。）の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携（提携内容の変更を含む。）又は解消に関する事。こと。 (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 幸手市 | 幸手市議会基本条例 | H27. 4. 1 | (1) 幸手市総合振興計画基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止 (2) 幸手市都市計画マスタープランの策定、変更及び廃止 |
| 埼玉県 | 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市名誉市民条例 | S61. 10. 16 | 名誉市民の決定に係る同意 |
| 埼玉県 | 鶴ヶ島市 | 鶴ヶ島市議会基本条例 | H27. 3. 30 | 鶴ヶ島市総合計画の策定に関する条例第2条第2号の基本構想及び同条第3号の基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 埼玉県 | 日高市 | 日高市名誉市民条例 | H11. 4. 1 | 名誉市民の決定についての同意に関する事。こと |
| 埼玉県 | 日高市 | 日高市基本構想の策定に関する条例 | H26. 12. 18 | 基本構想の策定又は変更 |
| 埼玉県 | 吉川市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 13 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定とする。 |
| 埼玉県 | 白岡市 | 白岡市名誉市民に関する条例 | S38. 3. 19 | 名誉市民の決定 |
| 埼玉県 | 白岡市 | 白岡市の基本構想の策定等に関する条例 | H23. 9. 29 | 基本構想の策定又は変更 |
| 埼玉県 | 伊奈町 | 伊奈町議会基本条例 | H25. 4. 1 | 伊奈町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画 |
| 埼玉県 | 三芳町 | 三芳町議会基本条例 | H22. 6. 21 | (1) 三芳町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 (3) 法第221条第3項に規定する法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 三芳町 | 三芳町名誉町民条例 | S55. 6. 18 | 町長が名誉町民を選定する際の同意に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 毛呂山町 | 毛呂山町名誉町民条例 | S34. 3. 14 | 名誉町民の決定 |
| 埼玉県 | 越生町 | 越生町名誉町民条例 | S43. 12. 20 | 名誉町民の決定 |
| 埼玉県 | 滑川町 | 滑川町名誉町民条例 | S60. 4. 1 | 名誉町民の決定に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 滑川町 | 滑川町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 1 | (1) 町民憲章の制定改廃に関する事。こと。 (2) 町章の制定改廃に関する事。こと。 (3) 町基本構想の策定又は改廃 |
| 埼玉県 | 嵐山町 | 嵐山町議会基本条例 | H23. 10. 16 | 総合振興計画の策定、変更または廃止に関する事。こと、都市計画に関する基本的な方針の策定、変更または廃止に関する事。こと、地方自治法第221条第3項に規定する法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 小川町 | 小川町総合振興計画条例 | H23. 12. 8 | 基本構想の決定及び変更 |
| 埼玉県 | 吉見町 | 吉見町基本構想を議会の議決事件と定める条例 | H27. 12. 4 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | ときがわ町 | 議会基本条例 | H20. 4. 1 | まちづくりの基本構想に基づく基本計画に関する事。こと。 |
| 埼玉県 | 横瀬町 | 横瀬町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 8. 4 | 定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定の締結若しくは変更に関する事。こと又は廃止の通告をする事。こと。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-----------|---|
| 埼玉県 | 皆野町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21.6.15 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に定める定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止を求める旨通告すること。 |
| 埼玉県 | 長瀬町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H25.3.12 | (1)定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定を締結し、又は変更及び廃止を求める旨を通告すること。 (2)総合計画の基本構想を策定し、又は変更及び廃止すること。 |
| 埼玉県 | 小鹿野町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21.6.19 | 定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止を求める旨を通告すること |
| 埼玉県 | 美里町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21.9.28 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 埼玉県 | 神川町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21.9.15 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 埼玉県 | 上里町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21.9.30 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 埼玉県 | 寄居町 | 寄居町名誉町民条例 | S47.3.28 | 名誉町民の決定 |
| 埼玉県 | 宮代町 | 宮代町議会基本条例 | H27.12.14 | 宮代町総合計画の策定及び変更に関するもの |
| 埼玉県 | 杉戸町 | 県営土地改良事業による分担金の徴収に関する条例 | S42.12.25 | 賦課の減免に関すること |
| 埼玉県 | 杉戸町 | 杉戸町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 | S57.3.19 | 賦課の徴収延期及び減免に関すること |
| 埼玉県 | 杉戸町 | 杉戸町名誉町民条例 | S58.10.7 | 名誉町民の推挙に関すること |
| 埼玉県 | 松伏町 | 松伏町名誉町民条例 | S55.3.27 | 名誉町民の決定、名誉町民の特典又は待遇の内容及び名誉町民の取消しに関すること。 |
| 埼玉県 | 松伏町 | 松伏町の基本構想の策定等に関する条例 | H24.3.14 | 基本構想の策定に関すること |
| 計 | 51団体 | 74件 | | |
| 千葉県 | 千葉市 | 千葉市名誉市民条例 | S53.6.24 | 名誉市民の決定に関すること |
| 千葉県 | 千葉市 | 千葉市議会の議決すべき事件に関する条例 | H22.6.28 | 他の条例に定めるもののほか、基本計画(千葉市基本構想に基づく基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止に関すること |
| 千葉県 | 銚子市 | 銚子市議会基本条例 | H27.4.1 | (1)市民憲章に関すること。 (2)市葬の執行に関すること。 (3)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定又は変更 (4)都市宣言の制定又は改廃 |
| 千葉県 | 市川市 | 市川市議会の議決に付すべき事項を定める条例 | H26.6.30 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)基本計画(前号に規定する基本構想に基づき市政全般に係る施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。 (3)市立自然公園の区域指定に関すること。 (4)都市締結に関すること。 |
| 千葉県 | 船橋市 | 船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H23.6.30 | 基本計画の策定等 |
| 千葉県 | 館山市 | 館山市議会基本条例 | H28.4.1 | 市の基本構想の策定、変更及び廃止に関すること |
| 千葉県 | 木更津市 | 木更津市基本構想の策定等を議会の議決事件として定める条例 | H25.9.28 | 基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 千葉県 | 松戸市 | 松戸市議会基本条例 | H25.6.28 | 基本構想及びその実現のために必要な施策を体系的に整理した基本計画の策定又は変更をするとき |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 千葉県 | 野田市 | 野田市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例 | H24. 7. 31 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事 |
| 千葉県 | 茂原市 | 茂原市名誉市民条例 | S47. 5. 1 | 名誉市民の推挙に係る同意に関する事 |
| 千葉県 | 茂原市 | 茂原市議会基本条例 | H28. 4. 1 | 茂原市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事 |
| 千葉県 | 茂原市 | 茂原市まちづくり条例 | H28. 4. 1 | 茂原市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事 |
| 千葉県 | 成田市 | 成田市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H23. 9. 22 | 基本構想、市の基本計画 |
| 千葉県 | 佐倉市 | 佐倉市名誉市民条例 | S43. 10. 8 | 名誉市民の推挙に係る同意に関する事 |
| 千葉県 | 佐倉市 | 佐倉市公務員の公正な職務執行の確保に関する条例 | H22. 3. 26 | 正当な職務の遂行に起因して市公務員個人が訴訟の被告となり、かつ、当該市公務員の勝訴（一部勝訴を除く。）が確定した場合の、当該市公務員が支払うべき弁護士費用の公費負担について |
| 千葉県 | 佐倉市 | 佐倉市議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 9. 29 | 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 千葉県 | 佐倉市 | 佐倉市行政不服審査法施行条例 | H28. 4. 1 | 行政不服審査会委員の委嘱に係る同意に関する事 |
| 千葉県 | 旭市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 3. 25 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 千葉県 | 習志野市 | 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例 | H25. 7. 2 | 習志野市基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止 |
| 千葉県 | 柏市 | 柏市総合計画策定条例 | H26. 9. 30 | 基本構想の策定又は変更に関する事 |
| 千葉県 | 市原市 | 市原市名誉市民条例 | S57. 12. 18 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 千葉県 | 流山市 | 流山市議会基本条例 | H23. 9. 7 | 市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画 |
| 千葉県 | 流山市 | 流山市自治基本条例 | H21. 4. 1 | 市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画 |
| 千葉県 | 我孫子市 | 我孫子市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H23. 9. 1 | 我孫子市基本構想を定め、又はこれを改正し、若しくは廃止すること。 |
| 千葉県 | 君津市 | 君津市名誉市民条例 | S46. 9. 1 | 名誉市民の推挙の同意に関する事。 |
| 千葉県 | 君津市 | 君津市基本構想を議会の議決事件として定める条例 | H24. 7. 4 | 基本構想の策定等 |
| 千葉県 | 浦安市 | 浦安市名誉市民条例 | H11. 9. 28 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 千葉県 | 四街道市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H13. 12. 27 | 基本構想に基づく基本計画を策定すること |
| 千葉県 | 八街市 | 八街市基本構想の策定に関する条例 | H26. 6. 23 | 基本構想に関する事 |
| 千葉県 | 印西市 | 印西市基本構想の策定に関する条例 | H23. 6. 30 | 基本構想に関する事 |
| 千葉県 | 白井市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 19 | ・市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想 ・基本構想を実現するための市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画 |
| 千葉県 | 匝瑳市 | 匝瑳市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H25. 9. 27 | 基本構想又は基本計画の策定又は廃止 |
| 千葉県 | 大網白里市 | 大網白里市名誉市民に関する条例 | S31. 7 | 名誉市民の同意に関する事 |
| 千葉県 | 酒々井町 | 酒々井町名誉町民条例 | H7. 12. 25 | 名誉町民の同意に関する事 |
| 千葉県 | 酒々井町 | 酒々井町基本構想の策定に関する条例 | H23. 9. 16 | 基本構想を策定すること |
| 千葉県 | 栄町 | 栄町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 26 | 栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 千葉県 | 神崎町 | 神崎町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 6 | 神崎町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止 |
| 千葉県 | 東庄町 | 東庄町名誉町民条例 | H7. 9. 12 | 名誉町民の推挙に関する同意に関すること |
| 千葉県 | 九十九里町 | 九十九里町名誉町民条例 | S50. 3. 12 | 名誉町民の同意に関すること |
| 千葉県 | 芝山町 | 芝山町基本構想の策定に関する条例 | H25. 12. 13 | 芝山町基本構想の策定に関すること |
| 千葉県 | 睦沢町 | 睦沢町議会の議決すべき事件を定める条例 | S58. 4. 1 | 町民憲章の制定改廃に関すること |
| 千葉県 | 長生村 | 長生村議会基本条例 | H21. 12. 14 | 長生村村民憲章、長生村基本構想及び長生村基本計画、長生村地域防災計画、長生村都市計画マスタープラン、長生村障がい者計画・障がい福祉計画、長生村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び長生村特定環境保全公共下水道計画に関すること |
| 千葉県 | 白子町 | 白子町議会の議決すべき事件を定める条例 | S57. 12. 21 | 町民憲章の制定改廃に関すること |
| 千葉県 | 長南町 | 長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H28. 3. 7 | (1)本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本的方向を総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更又は廃止に関すること (2)町民憲章の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 千葉県 | 大多喜町 | 大多喜町議会基本条例 | H24. 4. 1 | ①大多喜町基本構想及び基本計画 ②大多喜町地域防災計画 ③大多喜町障害者計画・障害福祉計画 ④大多喜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ⑤大多喜町町民憲章に関すること |
| 千葉県 | 御宿町 | 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 4. 1 | (1)御宿町基本構想、基本計画、実施計画の策定及び改廃 (2)御宿町地域防災計画の策定及び改廃 (3)御宿町都市マスタープラン、御宿町都市計画の策定及び改廃 (4)御宿町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定及び改廃 (5)御宿町汚水適正処理構想の策定及び改廃 (6)御宿町耐震改修促進計画の策定及び改廃 (7)御宿町障害者計画、御宿町障害者福祉計画の策定及び改廃 (8)御宿町高齢者保健福祉計画の策定及び改廃 (9)御宿町介護保険事業計画の策定及び改廃 (10)御宿町次世代育成支援行動計画の策定及び改廃 (11)御宿町定員適正化計画の策定及び改廃 (12)御宿町行政改革大綱の策定及び改廃 (13)御宿町消防団活性化計画の策定及び改廃 (14)予算を伴う複数年度にわたる事業計画の策定及び改廃 (15)住民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画の策定及び改廃 (16)他団体と結ぶ提携及び協定のうち、予算を伴うものの策定及び改廃 |
| 計 | 37団体 | 46件 | | |
| 東京都 | 中央区 | 中央区基本構想審議会条例 | H27. 10. 19 | 中央区基本構想 |
| 東京都 | 新宿区 | 新宿区総合計画の議決に関する条例 | H19. 10. 17 | 新宿区総合計画の基本的な事項について |
| 東京都 | 台東区 | 東京都台東区名誉区民条例 | S32. 4. 27 | 名誉区民について |
| 東京都 | 江東区 | 江東区名誉区民条例 | H1. 3. 16 | 名誉区民の選定 |
| 東京都 | 大田区 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 30 | 大田区基本構想の策定及び改廃、区としての基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃及び姉妹都市又は友好都市協定締結の決定及び解除 |
| 東京都 | 世田谷区 | 世田谷区基本構想の議会の議決に関する条例 | H25. 6. 17 | 世田谷区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|---|
| 東京都 | 渋谷区 | 議会の議決に関する条例 | H26. 3. 13 | ・新総合庁舎等整備事業に関する基本協定を締結すること ・定期借地権の設定を設定すること |
| 東京都 | 中野区 | 議会の議決すべき事件等に関する条例 | H17. 3. 28 | (1)サンプラザ地区に係るまちづくり整備の方針に関すること。 (2)区が株式会社まちづくり中野21の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。 (ア)定款の変更、(イ)会社の合併、(ウ)会社の解散 |
| 東京都 | 杉並区 | 杉並区自治基本条例 | H14. 12. 3 | 杉並区基本構想 |
| 東京都 | 豊島区 | 豊島区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例 | H27. 10. 28 | 定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のものについて |
| 東京都 | 北区 | 東京都北区議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 5 | 基本構想の策定及び改廃 宣言の制定及び改廃 友好都市協定の締結及び解除 |
| 東京都 | 荒川区 | 荒川区議会基本条例 | H25. 10. 10 | 基本構想及び基本計画 |
| 東京都 | 板橋区 | 板橋区基本構想 | H28. 4. 1 | 板橋区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止について |
| 東京都 | 練馬区 | 練馬区政推進基本条例 | H23. 1. 1 | 総合的かつ計画的な区政運営の指針として、基本構想を定める。 |
| 東京都 | 足立区 | 足立区管理通路条例 | H18. 4. 1 | 区管理通路を設置し、又は廃止すること。 |
| 東京都 | 足立区 | 足立区議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 24 | ・足立区基本構想の策定及び改廃 ・区として基本的な方向性を定める宣言の制定及び改廃 ・姉妹都市又は友好自治体との提携締結の決定 |
| 東京都 | 葛飾区 | 葛飾区名誉区民条例 | H24. 6. 27 | 名誉区民の選定に係る同意に関すること |
| 計 | 16団体 | 17件 | | |
| 東京都 | 八王子市 | 八王子市長等の給与に関する条例 | S26. 3. 7 | 特別の事情があるときに市長等の退職手当の額を別に定めることについて |
| 東京都 | 八王子市 | 八王子市名誉市民条例 | S26. 12. 1 | 名誉市民の選定及び取消しに関すること |
| 東京都 | 八王子市 | 八王子市表彰条例 | H19. 4. 1 | 自治功労者の推戴及び取消しに関すること |
| 東京都 | 八王子市 | 八王子市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 25 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 東京都 | 立川市 | 立川市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H25. 6. 18 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 東京都 | 三鷹市 | 三鷹市名誉市民条例 | S55. 9. 29 | 名誉市民の推挙に関すること。 名誉市民の称号の取消しに関すること。 |
| 東京都 | 三鷹市 | 三鷹市総合オンブズマン条例 | H12. 10. 1 | 総合オンブズマンの委嘱・解嘱に関すること。 |
| 東京都 | 三鷹市 | 三鷹市自治基本条例 | H18. 4. 1 | 基本構想の策定に関すること。 |
| 東京都 | 青梅市 | 青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例 | H27. 12. 7 | 青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画の策定、変更または廃止に関すること。 青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想 および基本計画を策定、変更または廃止に関すること。 |
| 東京都 | 府中市 | 府中市名誉市民条例 | S33. 4. 1 | 名誉市民の選定 |
| 東京都 | 府中市 | 府中市オンブズパーソン条例 | H12. 9. 26 | オンブズパーソンの委嘱及び解職 |
| 東京都 | 府中市 | 府中市総合計画条例 | H24. 6. 27 | 総合計画の基本構想の策定、変更 |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例 | S31. 9. 29 | 特別の事情があるときに教育長の退職手当の額を別に定めることについて |
| 東京都 | 昭島市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例 | S33. 2. 24 | 農業災害による資金借入金損失補償について |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|---|-------------|--|
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市長等の給与及び旅費に関する条例 | S39. 4. 3 | 特別の事情があるときに市長等の退職手当の額を別に定めることについて |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市表彰条例 | S43. 6. 17 | 一般表彰者及び自治功労者を定めること、並びに、自治功労者から除外すること |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市職員退職手当支給条例 | S46. 3. 20 | 特に功労のある職員に対する退職手当の額を増額することについて |
| 東京都 | 昭島市 | 昭島市総合オンブズパーソン条例 | H15. 4. 1 | オンブズパーソンの委嘱及び途中解嘱について |
| 東京都 | 調布市 | 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例 | H24. 12. 18 | 市が総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定 |
| 東京都 | 調布市 | 調布市議会基本条例 | H25. 3. 27 | 市が総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定又は変更 |
| 東京都 | 町田市 | 町田市議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 28 | 市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。 |
| 東京都 | 町田市 | 町田市表彰条例 | H7. 10. 1 | 一般表彰の選定 |
| 東京都 | 町田市 | 町田市行政不服審査会条例 | H28. 4. 1 | 町田市行政不服審査会委員の委嘱 |
| 東京都 | 町田市 | 町田市名誉市民条例 | H9. 7. 1 | 町田市名誉市民の決定及び取り消し |
| 東京都 | 小金井市 | 小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例 | S33. 10. 1 | 法令に定める職員以外の職員で市の予算から支出すべき職員(2か月以内の期間を定めて雇傭される者および兼任者を除く。)の定数に関すること |
| 東京都 | 小金井市 | 小金井市名誉市民条例 | H19. 12. 21 | 名誉市民の選定及び取消しに関すること |
| 東京都 | 小平市 | 小平市名誉市民条例 | S47. 9. 13 | 名誉市民の選定及び取消 |
| 東京都 | 小平市 | 小平市議会基本条例 | H26. 3. 28 | 長期総合計画基本構想 |
| 東京都 | 小平市 | 小平市市政に関する重要な計画等の議決に関する条例 | H26. 3. 28 | 都市計画マスタープラン全体構想 |
| 東京都 | 日野市 | 日野市環境基本条例 | H8. 4. 1 | 環境基本計画を定め、速やかに公表すること |
| 東京都 | 日野市 | 日野市まちづくり条例 | H18. 10. 1 | まちづくりマスタープランの策定又は基本方針の変更について |
| 東京都 | 日野市 | 日野市福祉オンブズパーソン条例 | H13. 1. 1 | 日野市福祉オンブズパーソンの委嘱について |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市政治倫理条例 | H24. 6. 28 | 政治倫理審査会委員の委嘱及び解嘱 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市オンブズパーソン条例 | H17. 9. 29 | オンブズパーソンの委嘱及び解嘱 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例 | H21. 4. 1 | 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の委嘱 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市職員倫理条例 | H19. 9. 30 | 国分寺市職員倫理審査会委員の委嘱及び解嘱 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 | H20. 4. 1 | 国分寺市公益監察員の委嘱及び解嘱 |
| 東京都 | 国分寺市 | 国分寺市建築審査会設置条例 | H20. 4. 1 | 国分寺市建築審査会委員の委嘱 |
| 東京都 | 国立市 | 国立市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例 | H26. 6. 26 | 市が総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 東京都 | 福生市 | 福生市表彰条例 | S58. 3. 30 | 自治功労表彰及び一般表彰並びに自治功労者から除外すること |
| 東京都 | 東大和市 | 東大和市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 12. 26 | 東大和市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするとき。 |
| 東京都 | 清瀬市 | 清瀬市名誉市民条例 | H7. 7. 1 | 名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。 |
| 東京都 | 清瀬市 | 清瀬市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事項指定に関する条例 | S24. 8. 31 | 法令に定める職員以外の職員で、市の予算から支出すべき職員(2か月以内の期間を定めて雇用される者及び兼任者を除く。)の定数 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|--|
| 東京都 | 清瀬市 | 清瀬市オンブズパーソン条例 | H16. 7. 1 | 清瀬市オンブズパーソンの委嘱及び職務上の義務違反等による解職。 |
| 東京都 | 多摩市 | 多摩市名誉市民条例 | S46. 11. 1 | 名誉市民の決定及び取り消し(議会の同意) |
| 東京都 | 多摩市 | 多摩市総合オンブズマン条例 | H22. 4. 1 | 総合オンブズマンの委嘱及び解嘱の同意 |
| 東京都 | 羽村市 | 羽村市基本構想の議決に関する条例 | H23. 10. 17 | 基本構想の策定等 |
| 東京都 | 西東京市 | 西東京市総合計画条例 | H25. 9. 2 | 基本構想及び基本計画に示す施策の目標の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 東京都 | 瑞穂町 | 瑞穂町議会の議決すべき事件に関する条例 | H17. 9. 30 | 瑞穂町長期総合計画の基本構想に基づく基本計画の策定及び変更 |
| 東京都 | 日の出町 | 日の出町議会基本条例 | H26. 4. 1 | 総合計画の策定変更又は廃止 |
| 東京都 | 奥多摩町 | 法第96条第2項の規定による町議会の議決すべき事項に関する条例 | S30. 4. 16 | 法令により条例をもって定めることを規定された職員以外のもので、町においてその給与を負担する職員(2ヶ月以内の期限を定めて雇傭されるもの及び兼任、併任のものを除く)の定数 |
| 東京都 | 大島町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 26 | 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること |
| 東京都 | 大島町 | 大島町名誉町民条例 | S37. 4. 1 | 名誉町民の選定 |
| 東京都 | 三宅村 | 三宅村名誉村民条例 | S51. 12. 22 | 名誉村民の選定の同意、村公葬の同意、名誉村民の取り消し |
| 東京都 | 八丈町 | 八丈町名誉町民条例 | S39. 6. 1 | 名誉町民の選定の同意、町公葬の同意、名誉町民の取り消し |
| 東京都 | 小笠原村 | 小笠原村名誉村民条例 | S63. 1. 28 | 名誉村民の選定の同意、村公葬の同意、名誉村民の取り消し |
| 東京都 | 小笠原村 | 小笠原村総合計画条例 | H25. 9. 19 | 総合計画の策定、又は変更 |
| 計 | 26団体 | 57件 | | |
| 神奈川県 | 横浜市 | 横浜市議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1)基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。)の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止 (2)基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (3)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止 |
| 神奈川県 | 川崎市 | 川崎市議会基本条例 | H21. 7. 1 | (1)基本計画の策定又は変更 (2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更 (3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの |
| 神奈川県 | 相模原市 | 相模原市議会基本条例 | H26. 7. 1 | (1)総合計画の基本構想の策定及び改廃 (2)市民憲章の制定及び改廃 (3)都市宣言の制定及び会廃 |
| 神奈川県 | 横須賀市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | S24. 9. 12 | (1)市民憲章の制定又は改廃に関する事。 (2)横須賀市基本構想の策定又は改廃に関する事。 (3)横須賀市基本計画その他の基本構想を実現するための重要かつ長期的、基本的な計画等(別表に掲げる計画等を除く。)の策定又は改廃に関する事。 (4)各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事。 (5)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事。 |
| 神奈川県 | 平塚市 | 平塚市名誉市民条例 | S40. 7. 27 | 名誉市民の称号贈呈の決定に関する事 |
| 神奈川県 | 平塚市 | 平塚市功労者表彰条例 | S27. 7. 23 | 功労者の表彰の決定に関する事 |
| 神奈川県 | 鎌倉市 | 鎌倉市議会基本条例 | H27. 1. 1 | (1)名誉市民の選考。 (2)基本構想又は基本計画の策定又は変更。 |
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市名誉市民条例 | S40. 12. 24 | 名誉市民の称号贈呈について |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|----------------------|-------------|---|
| 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 12. 18 | (1) 総合計画を策定し、又は改定すること。 (2) 姉妹都市の提携をすること。 |
| 神奈川県 | 逗子市 | 逗子市総合計画策定条例 | H26. 11. 27 | 総合計画の策定、変更又は廃止 |
| 神奈川県 | 逗子市 | 逗子市まちづくり条例 | H14. 3. 6 | 市のまちづくりに関する基本的な計画の策定 |
| 神奈川県 | 三浦市 | 三浦市議会基本条例 | H26. 4. 1 | 市の政策及び施策の基本的な方向を定める構想、計画、指針その他これらに類するものの策定又は変更（基本的な事項に係る部分に限る）。 |
| 神奈川県 | 秦野市 | 秦野市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 10. 3 | (1) 秦野市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 (2) まちづくりに関する憲章及び宣言の制定、改正又は廃止に関する事 (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関する事。 |
| 神奈川県 | 厚木市 | 厚木市自治基本条例 | H22. 12. 24 | 行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想の策定 |
| 神奈川県 | 厚木市 | 厚木市名誉市民条例 | S59. 12. 25 | 名誉市民の決定 |
| 神奈川県 | 伊勢原市 | 伊勢原市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 10. 18 | 伊勢原市総合計画の基本構想を策定し、変更し又は廃止すること |
| 神奈川県 | 海老名市 | 海老名市名誉市民条例 | S56. 12. 25 | 名誉市民の称号贈呈について |
| 神奈川県 | 南足柄市 | 南足柄市自治基本条例 | H22. 10. 1 | 南足柄市総合計画基本構想及び基本計画 |
| 神奈川県 | 葉山町 | 葉山町名誉町民条例 | H7. 7. 8 | 名誉町民の決定に関する事。 |
| 神奈川県 | 葉山町 | 葉山町表彰条例 | H19. 4. 1 | 功労賞受賞者の決定に関する事。 |
| 神奈川県 | 葉山町 | 葉山町議会基本条例 | H25. 2. 22 | 基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 神奈川県 | 大磯町 | 大磯町議会基本条例 | H21. 11. 1 | (1) 大磯町まちづくり基本計画に関する事。 (2) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関する事。 |
| 神奈川県 | 二宮町 | 二宮町議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 二宮町総合計画基本構想 (2) その他町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に関わる計画又は指針を除く。）のうち、特に重要なものの策定又は変更 |
| 神奈川県 | 中井町 | 中井町議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 本町における総合的かつ計画的な町政運営を行うための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定に関する事 (2) 町政に中長期的に影響する政策等、議決が必要と議会が判断するもの (3) 法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関する事 |
| 神奈川県 | 大井町 | 大井町議会基本条例 | H20. 9. 5 | (1) 基本構想に基づく基本計画に関する事。 (2) 地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関する事。 |
| 神奈川県 | 山北町 | 山北町名誉町民条例 | S51. 10. 1 | 名誉町民の決定に関する事。 |
| 神奈川県 | 開成町 | 開成町議会基本条例 | H22. 4. 1 | (1) 総合計画の策定 (2) 開成町都市計画マスタープランの策定 (3) 開成町教育振興基本計画の策定 |
| 神奈川県 | 箱根町 | 箱根町議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 総合計画 (2) 都市計画法第18条の2に規定する箱根都市計画マスタープラン (3) 箱根町観光振興条例第14条に規定する観光振興計画 (4) 景観法第8条第1項に規定する景観計画 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|----------------------------|-------------|---|
| 神奈川県 | 真鶴町 | 真鶴町議会基本条例 | H24. 7. 1 | (1)真鶴町の基本構想又は基本計画を定めること。 (2)前号に定めるものを除くほか、町民の生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画を定めること。 (3)地方自治法第221条第3項に規定する法人に対して出資すること又は法人に対して出資することにより当該法人が同項に規定する法人となる当該出資に関すること。 (4)別に条例で定めるものを除くほか、公有財産である土地（その土地の定着物を含む。）を処分すること。 (5)他の地方公共団体との姉妹都市協定等を締結すること。 |
| 神奈川県 | 湯河原町 | 湯河原町議会基本条例 | H23. 9. 15 | (1)湯河原町自治基本条例(平成18年湯河原町条例第27号)第13条に規定する基本構想及び基本計画に関すること。 (2)法第221条第3項の法人に対する出資及び町が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。 |
| 神奈川県 | 愛川町 | 愛川町議会基本条例 | H23. 7. 1 | 本町における総合的かつ計画的な財政運営を行うための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定 |
| 神奈川県 | 清川村 | 清川村総合計画条例 | H25. 9. 30 | 基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 計 | 26団体 | 32件 | | |
| 新潟県 | 新潟市 | 新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 9. 14 | (1)基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (2)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (3)都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 長岡市 | 長岡市名誉市民条例 | S36. 10. 20 | 名誉市民の決定に関すること |
| 新潟県 | 長岡市 | 長岡市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H21. 9. 30 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 長岡市 | 長岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 12. 26 | 総合計画基本構想の策定、変更又は廃止 姉妹都市又は友好都市の提携、変更又は解消 |
| 新潟県 | 三条市 | 三条市名誉市民条例 | H17. 5. 1 | 名誉市民の決定に関すること |
| 新潟県 | 三条市 | 三条市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H26. 12. 16 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 新発田市 | 新発田市名誉市民条例 | H15. 7. 7 | 名誉市民に関すること |
| 新潟県 | 新発田市 | 新発田市まちづくり総合計画条例 | H23. 12. 21 | まちづくり総合計画に関すること |
| 新潟県 | 小千谷市 | 小千谷市名誉市民条例 | S34. 3. 13 | 名誉市民の決定に関すること |
| 新潟県 | 小千谷市 | 小千谷市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H21. 9. 25 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 小千谷市 | 小千谷市基本構想策定等に関する条例 | H26. 9. 22 | 基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 十日町市 | 十日町市議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 3. 29 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)河川法(昭和39年法律第167号)第38条ただし書の規定により、東日本旅客鉄道株式会社の流水の占用の許可申請に同意するため、十日町市長が東日本旅客鉄道株式会社と結ぶ十日町市とJR東日本信濃川発電所の共生に関する覚書、試験放流に関する確認書及び協定書の締結、変更又は廃止 (3)河川法第23条の規定により東日本旅客鉄道株式会社が行う流水の占用の許可の更新申請に当たって、十日町市長が東日本旅客鉄道株式会社との間で合意し、又は確認した事項を内容とする覚書、確認書、協定書その他これらに類するものの締結、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 見附市 | 見附市名誉市民条例 | S33. 12. 23 | 名誉市民に関すること |
| 新潟県 | 見附市 | 見附市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H21. 9. 24 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|--|
| 新潟県 | 村上市 | 村上市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 20 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2) 市の木、花及び鳥の制定又は改廃に関すること。 (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃に関すること。 (4) 村上市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (5) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関すること。 |
| 新潟県 | 燕市 | 燕市名誉市民条例 | H18. 3. 20 | 名誉市民に関すること |
| 新潟県 | 燕市 | 燕市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H26. 3. 26 | 定住自立圏形成協定の締結、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止 |
| 新潟県 | 糸魚川市 | 糸魚川市定住自立圏形成方針の議決に関する条例 | H23. 3. 28 | 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 糸魚川市 | 糸魚川市名誉市民条例 | H24. 4. 1 | 名誉市民に関すること |
| 新潟県 | 糸魚川市 | 糸魚川市総合計画条例 | H27. 3. 20 | 総合計画基本構想の策定に関すること |
| 新潟県 | 妙高市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 9. 7 | (1) (仮称) 市営石塚住宅の建設譲渡に関する協定の締結 (2) 非核平和都市宣言 (3) 予定価格1億5,000万円以上の借上契約又は賃貸借契約であって、契約期間満了後に当該契約の対象物の所有権が市に帰属するものの締結 (4) 妙高市空き家等の適正管理に関する条例(平成25年妙高市条例第3号)第18条の規定に基づく、代執行等。ただし、非常の場合若しくは危険が切迫している場合で、議会を開く時間的余裕がないことが明らかであるとき又は代執行等に要する費用の金額が100万円に満たないときを除く。 (5) 妙高市自治基本条例(平成19年妙高市条例第1号)第15条の規定に基づく妙高市総合計画の策定又は変更 |
| 新潟県 | 五泉市 | 五泉市名誉市民条例 | H18. 1. 1 | 名誉市民の称号付与に関すること |
| 新潟県 | 上越市 | 上越市議会基本条例 | H25. 6. 20 | 上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更 |
| 新潟県 | 佐渡市 | 佐渡市名誉市民条例 | H21. 7. 1 | 名誉市民の決定に関すること |
| 新潟県 | 魚沼市 | 魚沼市名誉市民条例 | H17. 4. 1 | 名誉市民に関すること |
| 新潟県 | 魚沼市 | 魚沼市議会基本条例 | H26. 4. 1 | 議会の議決すべき事件は、市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定又は変更に関すること |
| 新潟県 | 魚沼市 | 魚沼市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H27. 12. 21 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関すること |
| 新潟県 | 南魚沼市 | 南魚沼市名誉市民条例 | H16. 12. 24 | 名誉市民の選定 |
| 新潟県 | 南魚沼市 | 南魚沼市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 24 | (1) 基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 胎内市 | 胎内市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 12. 18 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 新潟県 | 弥彦村 | 弥彦村名誉村民条例 | S55. 9. 22 | 名誉村民に関すること |
| 新潟県 | 弥彦村 | 弥彦村定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例 | H26. 3. 14 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 新潟県 | 田上町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 19 | 基本構想及び基本計画に関すること |
| 新潟県 | 田上町 | 田上町名誉町民条例 | S61. 9. 12 | 名誉町民に関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------------------|-------------|---|
| 新潟県 | 阿賀町 | 阿賀町議会基本条例 | H27. 5. 1 | (1)基本構想及び基本構想を実施するための基本計画 (2)町の行政運営上重要かつ町民福祉の向上に密接に関係する計画 (3)法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項 |
| 新潟県 | 阿賀町 | 阿賀町名誉町民条例 | H20. 4. 1 | 名誉町民に関する事 |
| 新潟県 | 湯沢町 | 湯沢町名誉町民条例 | H23. 2. 1 | 名誉町民に関する事 |
| 新潟県 | 津南町 | 津南町名誉町民条例 | S62. 5. 15 | 名誉町民に関する事 |
| 新潟県 | 刈羽村 | 刈羽村名誉村民条例 | S30. 2. 8 | 名誉村民に関する事 |
| 計 | 23団体 | 39件 | | |
| 富山県 | 高岡市 | 高岡市総合計画条例 | H27. 4. 1 | 基本構想を策定又は改定する際には、議会の議決を要する |
| 富山県 | 魚津市 | 魚津市自治基本条例 | H23. 9. 21 | 総合計画の基本構想の策定に関する事 |
| 富山県 | 氷見市 | 氷見市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 24 | 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 富山県 | 黒部市 | 黒部市議会基本条例 | H28. 4. 1 | ・市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める基本構想及び基本計画 ・基本構想及び基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針は除く） |
| 富山県 | 小矢部市 | 小矢部市議会基本条例 | H22. 6. 29 | 小矢部市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想に基づく基本計画の策定、変更等 |
| 富山県 | 南砺市 | 南砺市議会基本条例 | H26. 4. 1 | ・市の基本構想及びこれに基づく基本計画の策定又は変更 ・市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものの策定又は変更 ・他団体等との提携又は市政運営上重要な協定 |
| 富山県 | 射水市 | 地方自治法第96条2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 20 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること。 |
| 計 | 7団体 | 7件 | | |
| 石川県 | 金沢市 | 金沢市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 1. 1 | (1)基本構想、都市構想等の本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想の策定、変更又は廃止 (2)市民憲章の制定、変更又は廃止 (3)都市宣言の制定、変更又は廃止 (4)外国の地方公共団体との姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 |
| 石川県 | 七尾市 | 七尾市議会基本条例 | H24. 4. 1 | 七尾市まちづくり基本条例第3条第2項に規定する総合計画。市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち予算を伴うもの。市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するもの（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満のものを除く。） |
| 石川県 | 小松市 | 小松市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | (1)併用林道設定協定に関する事。 (2)市の木、市の花の制定に関する事。 (3)基本構想、都市構想等の本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 石川県 | 加賀市 | 加賀市総合計画策定条例 | H27. 3. 23 | 本市の総合計画のうち基本構想の策定又は変更に関する事 |
| 石川県 | かほく市 | かほく市議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1)かほく市総合計画の基本構想及び基本計画に関する事。 (2)市が他団体と結ぶ提携又は協定に関する事。ただし、市内部の管理に係る協定、特定の地域を対象とする協定を除く。 |
| 石川県 | 白山市 | 白山市議会基本条例 | H27. 12. 18 | 白山市自治基本条例第11条に規定する総合計画のうち基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 石川県 | 野々市市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 26 | 本市の総合計画のうち基本構想の策定又は変更に関する事 |
| 石川県 | 津幡町 | 津幡町総合計画策定条例 | H26. 3. 13 | 総合計画の基本構想の策定又は変更に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|---------------------------------------|-------------|---|
| 石川県 | 内灘町 | 内灘町名誉町民条例 | H4. 10. 9 | 名誉町民の決定に関する事 |
| 石川県 | 内灘町 | 内灘町総合計画条例 | H27. 12. 24 | 総合計画基本構想の策定または変更 |
| 石川県 | 中能登町 | 中能登町議会基本条例 | H28. 3. 3 | (1) 総合計画 (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づくもの (3) 地域防災計画 (4) 農業振興地域整備計画 |
| 石川県 | 穴水町 | 穴水町名誉町民条例 | H11. 3. 18 | 名誉町民の選定に関する事 |
| 石川県 | 能登町 | 能登町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 22 | (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想 (2) 名誉町民の選定に関する事項 (3) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (4) まちづくり等に関する憲章及び宣言 |
| 計 | 12団体 | 13件 | | |
| 福井県 | 福井市 | 福井市議会の議決すべき事件等に関する条例 | H25. 4. 1 | 総合計画の策定、変更又は廃止 |
| 福井県 | 小浜市 | 小浜市議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1) 小浜市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止 (2) 姉妹都市および友好都市その他これに類する協定の締結または廃止 |
| 福井県 | 大野市 | 大野市議会基本条例 | H27. 2. 21 | 大野市における総合的かつ計画的な市制運営を図るための基本構想 |
| 福井県 | 勝山市 | 勝山市議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 6. 30 | (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関する事。 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針の策定及び変更に関する事。 (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の策定及び変更に関する事。 |
| 福井県 | あわら市 | あわら市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 4. 1 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関する事。 (2) 市のシンボルの制定又は改廃に関する事。 (3) 総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画で、計画期間がおおむね10年以上のものの策定又は変更に関する事。 (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関する事。 |
| 福井県 | 坂井市 | 坂井市議会基本条例 | H24. 4. 1 | ①坂井市まちづくり基本条例に基づく坂井市総合計画の基本構想及び基本計画の策定 ②都市計画法に基づく坂井市都市計画マスタープランの策定 ③中期的な財政運営の指針となる中期財政計画の策定 ④前3号に掲げる計画等の変更又は廃止について、議会が必要であると認めたもの ⑤姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 |
| 福井県 | 永平寺町 | 永平寺町議会基本条例 | H24. 8. 3 | 永平寺町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画(永平寺町総合振興計画)の策定、変更又は廃止に関する事、町行政の各分野における基本的な計画の制定並びに提携及び協定の締結等にあって、必要があると認めるとき |
| 福井県 | 越前町 | 越前町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 28 | 越前町総合振興計画基本構想の策定に関する事 |
| 福井県 | 美浜町 | 地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 21 | 第五次美浜町総合振興計画基本構想及び基本計画の策定 |
| 福井県 | 高浜町 | 高浜町議会の議決をすべき事件を定める条例 | S41. 7. 9 | 高浜町花及び町議会議員の寄付行為の採納に関する事 |
| 福井県 | おおい町 | おおい町議会基本条例 | H23. 4. 1 | 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|---|
| 福井県 | 若狭町 | 若狭町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 4. 1 | (1)若狭町基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)若狭町基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 計 | 12団体 | 12件 | | |
| 山梨県 | 甲府市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | S36. 10. 9 | (1)市政功労表彰の決定に関すること (2)市民憲章の制定に関すること |
| 山梨県 | 富士吉田市 | 富士吉田市名誉市民条例 | S34. 12. 23 | 名誉市民の決定に関すること |
| 山梨県 | 富士吉田市 | 富士吉田市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H28. 4. 1 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること |
| 山梨県 | 都留市 | 都留市議会基本条例 | H25. 6. 14 | 都留市長期総合計画基本構想を策定し、又は変更すること。 都留市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。 市が、予算を伴う他団体との協定を締結し、又は変更すること |
| 山梨県 | 大月市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 4. 1 | 市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定又は廃止に関すること |
| 山梨県 | 韮崎市 | 韮崎市名誉市民条例 | S37. 12. 15 | 名誉市民選定への同意 |
| 山梨県 | 北杜市 | 北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 3. 27 | (1)北杜市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に定める定住自立圏形成協定の締結、変更、又は廃止に関すること。 |
| 山梨県 | 甲州市 | 甲州市市のシンボル等の制定に関する条例 | H18. 4. 1 | 市の木、市の花、市の鳥、市民憲章その他これらに準ずるものとして市長が認めるものの制定に関すること。 |
| 山梨県 | 甲州市 | 甲州市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 25 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 |
| 山梨県 | 中央市 | 中央市総合計画策定条例 | H28. 3. 22 | 基本構想の策定又は変更に関すること |
| 山梨県 | 市川三郷町 | 市川三郷町議会基本条例 | H25. 10. 1 | (1)市川三郷町基本構想及び基本計画 (2)町民生活に重大な影響が予想される計画並びに町長執行機関及び教育委員会で策定される重要施策に基づく計画 |
| 山梨県 | 南部町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 28 | 町における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 山梨県 | 富士川町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 9 | (1)富士川町における総合的かつ計画的な行政の運営ををを図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 山梨県 | 忍野村 | 忍野村名誉村民条例 | H62. 3. 26 | 名誉村民の選定に関すること |
| 山梨県 | 山中湖村 | 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例 | S39. 4. 1 | 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲に関すること |
| 山梨県 | 富士河口湖町 | 富士河口湖町名誉町民及び特別町民条例 | H16. 4. 1 | 名誉町民及び特別町民の決定に関すること |
| 計 | 14団体 | 16件 | | |
| 長野県 | 長野市 | 長野市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 8. 25 | 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 松本市 | 松本市名誉市民条例 | H19. 4. 1 | 名誉市民の決定について |
| 長野県 | 松本市 | 松本市議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 3. 4 | 松本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 上田市 | 上田市議会の議決事件に関する条例 | H18. 9. 29 | 上田市の長期基本構想及びこれに即した基本計画の策定及び変更 |
| 長野県 | 上田市 | 上田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 3. 28 | 定住自立圏形成協定の締結及び変更並びに同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 飯田市 | 飯田市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 11. 30 | 基本構想(飯田市自治基本条例(平成18年飯田市条例第40号)第3条第9号に規定するものをいう。次号において同じ)の策定、変更又は廃止、及び基本構想に基づいて定める基本計画のうち、政策施策の体系の策定、変更又は廃止に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-----------|--|
| 長野県 | 飯田市 | 飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.3.27 | 定住自立圏形成協定(飯田市が中心的な役割を担い、飯田市及び周辺町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて必要な事項を飯田市及び一の周辺町村の間において定める協定をいう。)の締結(当該協定を変更する協定の締結を含む。)及び当該協定の廃止を求める旨の通知とする。 |
| 長野県 | 須坂市 | 須坂市名誉市民条例 | H5.12.17 | 名誉市民の決定及び名誉市民本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い市民の尊敬を得なくなったと認められるときの称号を取消し |
| 長野県 | 小諸市 | 小諸市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.12.25 | (1)総合計画を策定、変更又は廃止すること (2)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること (3)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 長野県 | 伊那市 | 伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27.9.30 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 駒ヶ根市 | 駒ヶ根市議会基本条例 | H27.4.30 | (1)総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止に関すること。 (2)友好都市の提携に関すること。 |
| 長野県 | 大町市 | 大町市議会基本条例 | H28.3.28 | 総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 飯山市 | 飯山市名誉市民条例 | H15.7.1 | 名誉市民の決定 |
| 長野県 | 飯山市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.9.27 | (1)飯山市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 塩尻市 | 塩尻市議会基本条例 | H23.1.1 | 総合計画における長期戦略 |
| 長野県 | 佐久市 | 佐久市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.10.3 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更をすること及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 長野県 | 佐久市 | 佐久市議会基本条例 | H25.4.1 | (1)佐久市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)憲章の制定、変更又は廃止に関すること。 (3)都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。 (4)姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。 |
| 長野県 | 千曲市 | 千曲市議会の議決事件に関する条例 | H17.6.24 | (1)千曲市の総合計画基本構想に即した基本計画の策定及び変更 (2)姉妹都市の提携 |
| 長野県 | 東御市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.12.28 | (1)総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 小海町 | 小海町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23.9.16 | (1)小海町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための長期振興計画を策定し変更すること (2)定住圏形成協定を、円域内における中心的な都市等の間に締結すること、及び定住自立圏形成協定の締結の相手方に対し、当該定住自立圏形成協定の廃止を求めること。 |
| 長野県 | 川上村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H23.9.22 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更をすること及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 長野県 | 南牧村 | 南牧村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.9.21 | 定住自立圏形成協定(定住自立圏構想を推進するため、他の市町村との間で定める協定をいう。以下同じ。)の締結又は変更をすること及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 長野県 | 南牧村 | 南牧村議会の議決すべき事件を定める条例 | H26.9.19 | 姉妹及び友好都市提携または解消に関すること。 |
| 長野県 | 南相木村 | 南相木村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.9.21 | 協定の締結又は変更をすること及び協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 長野県 | 北相木村 | 北相木村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.9.16 | 協定の締結又は変更をすること及び協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 長野県 | 軽井沢町 | 軽井沢町議会基本条例 | H24.7.1 | 姉妹都市の締結に関する事項、まちづくりに関する憲章及び宣言及び総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更 |
| 長野県 | 軽井沢町 | 軽井沢町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.10.3 | 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更をすること及び定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------|-------------|--|
| 長野県 | 御代田町 | 御代田町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 9. 12 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関する事。 |
| 長野県 | 御代田町 | 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 9. 14 | 御代田町基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 長野県 | 立科町 | 立科町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 3. 14 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関する事 |
| 長野県 | 立科町 | 立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例 | H26. 9. 17 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 長野県 | 青木村 | 青木村名誉村民条例 | S63. 3. 23 | 青木村村民又は青木村に縁の深い者で学術、文化、産業、経済、福祉、その他青木村並びに国家の繁栄に貢献し、その業績が極めて顕著で、かつ敬仰の的と仰がれる者に「青木村名誉村民」の称号を贈り、その栄誉を称えることに関する事。 |
| 長野県 | 青木村 | 青木村議会基本条例 | H27. 4. 1 | 基本構想、基本計画、総合計画、行動計画 |
| 長野県 | 長和町 | 長和町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 3. 23 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止 |
| 長野県 | 下諏訪町 | 下諏訪町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H27. 12. 17 | (1)総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)まちづくりに関する憲章及び宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 (3)国有林林道を管理道として併用するための認定、変更又は廃止に関する事。 |
| 長野県 | 下諏訪町 | 下諏訪町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 12. 25 | 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事、まちづくりに関する憲章及び宣言の制定、変更又は廃止に関する事 |
| 長野県 | 富士見町 | 議会の議決すべき事件等に関する条例 | H18. 9. 21 | 富士見町基本構想及び基本計画、まちづくり等に関する憲章及び宣言、定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定 |
| 長野県 | 原村 | 原村議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H25. 12. 20 | (1)原村総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 (2)姉妹都市または友好都市の提携又は解消に関する事 (3)定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 長野県 | 辰野町 | 辰野町議会の議決すべき事件を定める条例 | H19. 3. 20 | 辰野町の基本構想に基づく基本計画の策定及び変更に関する事。 |
| 長野県 | 箕輪町 | 箕輪町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 9. 7 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 飯島町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 1. 1 | (1)飯島町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)基本構想を実現するための基本的計画で、町政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更又は廃止 (3)国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定による、飯島町の区域における国土の利用に関する計画の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 南箕輪村 | 南箕輪村議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 11 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関するもの |
| 長野県 | 松川町 | 松川町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21. 6. 3 | 定住自立圏形成協定を締結すること及び締結の相手方に対し当該定住自立圏形成協定の廃止を求めること。 |
| 長野県 | 高森町 | 高森町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21. 6. 18 | 定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関する事 |
| 長野県 | 阿南町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 6. 22 | 定住自立圏形成協定(飯田市が中心的な役割を担い、阿南町及び飯田市が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて必要な事項を定める協定をいう。)の締結(当該協定を変更する協定の締結を含む。)及び当該協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 阿智村 | 阿智村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21. 6. 10 | 定住自立圏形成協定の締結及び当該協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 阿智村 | 阿智村議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 20 | 基本構想・基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 平谷村 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21. 6. 29 | 定住自立圏形成協定の締結・廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-----------|--|
| 長野県 | 根羽村 | 根羽村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.24 | 定住自立圏形成協定の締結・廃止 |
| 長野県 | 下條村 | 下條村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.22 | 定住自立圏形成協定の締結・廃止 |
| 長野県 | 売木村 | 売木村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.26 | 定住自立圏形成協定(飯田市が中心的な役割を担い、売木村及び飯田市が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて必要な事項を定める協定をいう。)の締結(当該協定を変更する協定の締結を含む。)及び当該協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 天龍村 | 天龍村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.23 | 定住自立圏形成協定(飯田市が中心的な役割を担い、天龍村及び飯田市が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて必要な事項を天龍村及び飯田市の間において定める協定をいう。)の締結(当該協定を変更する協定の締結を含む。)及び当該協定の廃止を求める旨の通告とする |
| 長野県 | 泰阜村 | 泰阜村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.10 | 定住自立圏形成協定(飯田市が中心的な役割を担い、泰阜村及び飯田市が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて必要な事項を泰阜村及び飯田市の間において定める協定をいう。)の締結(当該協定を変更する協定の締結を含む。)及び当該協定の廃止を求める旨の通告とする |
| 長野県 | 喬木村 | 喬木村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.29 | 定住自立圏の協定を締結すること(当該協定を変更する協定を含む) 飯田市に対し当該定住自立圏協定の廃止を求めること |
| 長野県 | 喬木村 | 喬木村議会基本条例 | H24.12.21 | 村政全般に関わる、総合振興計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び国土利用計画(喬木村計画)の策定、変更及び廃止をしようとするとき |
| 長野県 | 豊丘村 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.22 | 定住自立圏形成協定の締結・廃止 |
| 長野県 | 豊丘村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.9.5 | 豊丘村基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 大鹿村 | 大鹿村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H21.6.22 | 定住自立圏形成協定の締結・廃止 |
| 長野県 | 上松町 | 上松町議会基本条例 | H23.4.1 | 上松町基本計画に関すること。 |
| 長野県 | 南木曾町 | 南木曾町議会基本条例 | H24.3.28 | 南木曾町長期振興計画、南木曾町自立推進計画の策定または変更 |
| 長野県 | 麻績村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.3.13 | 総合的かつ計画的な村行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止をすること |
| 長野県 | 山形村 | 山形村議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.9.11 | 山形村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること |
| 長野県 | 筑北村 | 筑北村議会の議決すべき事件を定める条例 | H23.12.27 | 総合的かつ計画的な村行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定及び変更にかんすること |
| 長野県 | 池田町 | 池田町議会基本条例 | H25.10.1 | 町の基本構想(総合計画)に関する事件 |
| 長野県 | 白馬村 | 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例 | H27.12.17 | 村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 長野県 | 小谷村 | 小谷議会の議決すべき事件を定める条例 | H5.1.1 | (1) 地方税法第433条第7項の規定により出席した関係者の実費弁償に関すること。 (2) 基本構想に関すること。 |
| 長野県 | 坂城町 | 坂城町名誉町民条例 | S37.6.1 | 名誉町民の推挙 |
| 長野県 | 坂城町 | 坂城町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23.3.11 | 協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告をすること |
| 長野県 | 山ノ内町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H20.4.1 | (1) 法第2条第4項の規定に定める基本構想に基づく基本計画 (2) 名誉町民の選定に関する事項 (3) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (4) まちづくり等に関する憲章及び宣言 |
| 長野県 | 木島平村 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H26.4.1 | (1) 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画 (2) 名誉村民の選定に関する事項 (3) 姉妹都市及び友好都市の締結に関する事項 (4) むらづくり等に関する憲章及び宣言の制定、改正及び廃止に関する事項 (5) 定住自立圏形成協定の締結、改正及び廃止に関する事項 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 長野県 | 野沢温泉村 | 野沢温泉村名誉村民条例 | H2. 6. 16 | 名誉村民の選定と取消し |
| 長野県 | 野沢温泉村 | 野沢温泉村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 9. 14 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を求める旨の通告 |
| 長野県 | 野沢温泉村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 19 | 総合的かつ計画的な村行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 長野県 | 信濃町 | 信濃町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 24 | 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること |
| 長野県 | 飯綱町 | 飯綱町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 9. 25 | 総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止。憲章及び宣言。地域防災計画、地域福祉計画の策定及び変更 |
| 長野県 | 栄村 | 栄村名誉村民条例 | H8. 4. 1 | 名誉村民の選定と取消し |
| 長野県 | 栄村 | 栄村定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 9. 14 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を求める旨の通徳 |
| 計 | 59団体 | 77件 | | |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 岐阜市名誉市民条例 | S31. 5. 14 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 大垣市 | 大垣市議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | 基本構想の策定、変更又は廃止。 名誉市民、功労章の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 高山市 | 高山市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 5. 1 | 高山市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市市政基本条例 | H19. 12. 17 | 総合計画を策定すること。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市名誉市民条例 | S50. 12. 20 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市職員による公益通報に関する条例 | H21. 3. 30 | 市政監察契約を締結すること、解除すること。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市市民投票条例 | H21. 4. 1 | 市長発議による市民投票の実施。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市子どもの権利に関する条例 | H15. 9. 25 | 多治見市子どもの権利擁護委員を選任すること、解任すること。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市健全な財政に関する条例 | H19. 12. 17 | 財政再建計画を策定すること。 |
| 岐阜県 | 多治見市 | 多治見市霊園の設置及び管理に関する条例 | H17. 9. 28 | 名誉えい城の使用を許可すること。 |
| 岐阜県 | 関市 | 関市自治基本条例 | H26. 12. 25 | 総合計画のうち基本構想を策定すること。 |
| 岐阜県 | 中津川市 | 中津川市議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1)中津川市が策定する基本構想や基本計画に関すること。 (2)前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策や施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関するものうち、執行部と協議の上で、特に議会が必要と認めるもの |
| 岐阜県 | 瑞浪市 | 瑞浪市功労者顕彰及び表彰に関する条例 | S52. 3. 25 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 瑞浪市 | 瑞浪市総合計画策定条例 | H24. 4. 1 | 基本構想の策定及び変更に関すること。 |
| 岐阜県 | 羽島市 | 羽島市名誉市民条例 | S39. 12. 23 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 羽島市 | 羽島市総合計画基本構想の議会の議決に関する条例 | H25. 9. 25 | 基本構想の策定、変更又は廃止すること。 |
| 岐阜県 | 美濃加茂市 | 美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 25 | 定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止。 |
| 岐阜県 | 土岐市 | 土岐市功労者表彰条例 | H4. 6. 30 | 名誉市民の称号を贈り、名誉市民章の授与及び功労章の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 土岐市 | 土岐市学校林設置条例 | S32. 12. 26 | 学校林の基本的な企画及び立木の伐期に関すること。 |
| 岐阜県 | 土岐市 | 土岐市総合計画策定条例 | H26. 9. 26 | 基本構想の策定又は変更に関すること。 |
| 岐阜県 | 各務原市 | 各務原市名誉市民条例 | S44. 7. 23 | 名誉市民を選定し、又は称号を取り消すこと |
| 岐阜県 | 各務原市 | 各務原市総合計画策定条例 | H25. 12. 24 | 基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること |
| 岐阜県 | 山県市 | 山県市名誉市民条例 | H15. 10. 1 | 名誉市民を選定すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-------------|--|
| 岐阜県 | 山県市 | 山県市議会基本条例 | H27. 3. 20 | (1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及び基本計画 (2) 山県市都市計画マスタープラン (3) 山県市高齢者福祉計画 (4) 山県市障がい者計画 (5) 山県市地域福祉計画 |
| 岐阜県 | 瑞穂市 | 瑞穂市議会基本条例 | H24. 1. 1 | 市行政の基本的な施策に係る計画(計画の期間が5年以上のものに限り、法令又は条例に定めのあるものを除く。) |
| 岐阜県 | 瑞穂市 | 瑞穂市総合計画策定条例 | H24. 12. 20 | 基本構想及び基本計画の策定及び変更すること。 |
| 岐阜県 | 飛騨市 | 飛騨市名誉市民条例 | H16. 2. 1 | 名誉市民を顕彰すること。 |
| 岐阜県 | 飛騨市 | 飛騨市議会基本条例 | H23. 12. 16 | 議員の政治倫理に関すること。 |
| 岐阜県 | 本巣市 | 本巣市名誉市民条例 | H26. 3. 27 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 郡上市 | 郡上市名誉市民条例 | H23. 3. 28 | 名誉市民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 郡上市 | 郡上市住民自治基本条例 | H26. 3. 27 | 総合計画基本構想を定めること。 |
| 岐阜県 | 下呂市 | 下呂市総合計画策定条例 | H25. 9. 24 | 基本構想の策定及び変更すること。 |
| 岐阜県 | 海津市 | 海津市名誉市民条例 | H17. 3. 28 | 名誉市民の選定及び取り消しに関すること |
| 岐阜県 | 海津市 | 海津市総合計画策定条例 | H28. 4. 1 | 基本構想の策定及び変更に関すること。 |
| 岐阜県 | 笠松町 | 笠松町名誉町民条例 | S62. 9. 30 | 名誉町民の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 養老町 | 養老町名誉町民条例 | S56. 2. 24 | 名誉町民の顕彰について。 |
| 岐阜県 | 垂井町 | 垂井町名誉町民条例 | S41. 10. 11 | 名誉町民の称号を贈ること。 |
| 岐阜県 | 関ヶ原町 | 関ヶ原町表彰条例 | H27. 7. 10 | 特別表彰の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 関ヶ原町 | 関ヶ原町名誉町民条例 | S45. 12. 21 | 名誉町民の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 神戸町 | 神戸町功労者表彰条例 | S38. 7. 3 | 名誉町民の称号を贈り、名誉町民章の授与及び功労賞の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 輪之内町 | 輪之内町名誉町民条例 | H13. 12. 26 | 名誉町民の選定。 |
| 岐阜県 | 安八町 | 安八町功労者表彰条例 | S42. 12. 27 | 名誉町民の称号を贈り、名誉町民章の授与及び功労賞の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 大野町 | 大野町名誉町民条例 | S58. 3. 10 | 名誉町民章の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 大野町 | 大野町議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H26. 3. 20 | 基本構想の制定、改正又は廃止。 |
| 岐阜県 | 池田町 | 池田町名誉町民条例 | S52. 12. 21 | 名誉町民章の授与に関すること。 |
| 岐阜県 | 池田町 | 池田町まちづくり条例 | H24. 3. 5 | 町政の重要な事項について、住民の意思を把握するための住民投票の実施。 |
| 岐阜県 | 坂祝町 | 坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 7. 1 | 総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に係ること。 |
| 岐阜県 | 富加町 | 富加町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 12. 21 | 定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止に関すること。 |
| 岐阜県 | 川辺町 | 川辺町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 6. 15 | (1) 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結に関すること。 (2) 川辺町総合計画の基本構想を策定、変更又は廃止しようとするとき。 |
| 岐阜県 | 七宗町 | 七宗町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 12. 14 | 定住自立圏形成協定を締結し、変更し又は廃止に関すること。 |
| 岐阜県 | 八百津町 | 八百津町名誉町民条例 | S39. 7. 30 | 名誉町民を選定すること。 |
| 岐阜県 | 八百津町 | 八百津町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 3. 23 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更、廃止に関すること。 |
| 岐阜県 | 白川町 | 白川町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 12. 18 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更、又は廃止。 |
| 岐阜県 | 東白川村 | 東白川村議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 4 | ・定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結に関すること。 ・総合計画の策定に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|--|
| 岐阜県 | 白川村 | 白川村議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 3. 18 | 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 計 | 35団体 | 55件 | | |
| 静岡県 | 静岡市 | 静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例 | H23. 10. 18 | 静岡市自治基本条例第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 静岡県 | 浜松市 | 浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H23. 10. 20 | 基本構想の策定、変更又は廃止、基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 静岡県 | 沼津市 | 沼津市名誉市民条例 | S35. 5. 11 | 名誉市民に関する事 |
| 静岡県 | 沼津市 | 沼津市税賦課徴収条例 | S30. 10. 5 | 市民税の減免及び固定資産税の減免に関する事 |
| 静岡県 | 富士宮市 | 富士宮市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 2. 26 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること |
| 静岡県 | 伊東市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基き議会の議決すべき事件を定める条例 | S39. 3. 26 | 伊東国際観光温泉文化都市建設法第3条第1項の規定による措置に関する事及び伊東市功労者表彰に関する条例に基き功労者を決定すること |
| 静岡県 | 島田市 | 島田市平和都市宣言の議決に関する条例 | H26. 3. 31 | 平和都市宣言の制定又は変更 |
| 静岡県 | 島田市 | 島田市民憲章の議決に関する条例 | H27. 7. 3 | 市民憲章の制定又は変更 |
| 静岡県 | 富士市 | 富士市政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H23. 10. 7 | 富士市政に係る重要な計画（基本構想、基本計画）の策定、変更又は廃止について |
| 静岡県 | 磐田市 | 磐田市議会基本条例 | H24. 6. 27 | 総合計画基本構想、総合計画基本計画、都市計画マスタープラン |
| 静岡県 | 焼津市 | 焼津市自治基本条例 | H26. 10. 1 | 焼津市自治基本条例第21条第1項に規定する基本構想の策定及び変更 |
| 静岡県 | 藤枝市 | 藤枝市議会基本条例 | H26. 4. 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本構想 ・市民憲章の制定又は改廃 ・各種宣言の制定又は改廃 ・姉妹都市及び友好都市の締結又は改廃 |
| 静岡県 | 御殿場市 | 御殿場市名誉市民条例 | S39. 12. 26 | 名誉市民の決定 |
| 静岡県 | 御殿場市 | 御殿場市表彰条例 | S41. 9. 13 | 本市の市民及び団体以外のものを表彰 |
| 静岡県 | 御殿場市 | 御殿場市総合計画の策定等に関する条例 | H26. 6. 30 | 基本構想の策定又は変更 |
| 静岡県 | 裾野市 | 裾野市名誉市民条例 | S38. 12. 23 | 名誉市民を決定すること |
| 静岡県 | 裾野市 | 裾野市表彰条例 | S56. 3. 26 | 本市の市民及び団体以外のものを表彰すること |
| 静岡県 | 裾野市 | 裾野市議会基本条例 | H24. 10. 1 | 総合計画のうち、基本構想及び基本計画を策定、変更又は廃止すること |
| 静岡県 | 湖西市 | 湖西市表彰条例 | S48. 7. 24 | 市民及び団体の表彰 |
| 静岡県 | 湖西市 | 湖西市定住自立圏形成方針の議決に関する条例 | H25. 2. 19 | 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 静岡県 | 湖西市 | 湖西市議会基本条例 | H27. 4. 1 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 静岡県 | 伊豆市 | 伊豆市総合計画条例 | H26. 3. 28 | 基本構想の策定又は変更 |
| 静岡県 | 伊豆の国市 | 伊豆の国市議会の議決すべき事件を定める条例 | H18. 9. 12 | 姉妹都市の提携 |
| 静岡県 | 伊豆の国市 | 伊豆の国市名誉市民条例 | H17. 9. 12 | 名誉市民の称号 |
| 静岡県 | 牧之原市 | 牧之原市自治基本条例 | H23. 10. 1 | 総合計画の基本構想 |
| 静岡県 | 松崎町 | 議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H24. 9. 19 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地開発事業を行うものと結ぶ協定 ・姉妹都市の提携 ・総合計画基本構想の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------------------|-------------|---|
| 静岡県 | 函南町 | 函南町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 4. 1 | ・函南町総合計画（基本構想） ・国土利用計画函南町計画 ・姉妹（友好）都市の提携 |
| 静岡県 | 清水町 | 清水町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 4. 1 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 静岡県 | 小山町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例 | H25. 2. 25 | ・町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 ・基本構想を実現するための町政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 静岡県 | 吉田町 | 吉田町名誉町民条例 | H9. 12. 25 | 吉田町名誉町民となることの同意について |
| 静岡県 | 川根本町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 6. 22 | (1)町の総合計画の基本構想を策定、変更又は廃止すること (2)町の総合計画の基本計画を策定、変更又は廃止すること |
| 計 | 22団体 | 31件 | | |
| 愛知県 | 名古屋市 | 市会の議決すべき事件等に関する条例 | H24. 5. 24 | (1)基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。)及び総合計画(基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更(総合計画にあつては、軽微な変更を除く。)又は廃止 (2)名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定 |
| 愛知県 | 豊橋市 | 豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)姉妹都市の提携に関する事。 |
| 愛知県 | 豊橋市 | 豊橋市名誉市民条例 | S28. 5. 29 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 岡崎市 | 岡崎市名誉市民条例 | S31. 4. 1 | 市民の栄誉をたたえ、功績を顕彰すること |
| 愛知県 | 一宮市 | 一宮市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 3. 27 | (1)本市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関する事。 |
| 愛知県 | 春日井市 | 春日井市名誉市民条例 | S38. 3. 30 | 名誉市民の推挙又は取り消し |
| 愛知県 | 豊川市 | 豊川市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 28 | (1)基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 (2)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事 (3)各種都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事 |
| 愛知県 | 津島市 | 津島市名誉市民条例 | S34. 7. 30 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 碧南市 | 碧南市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 7. 1 | 市の総合計画のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるものの策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止とする。 |
| 愛知県 | 刈谷市 | 刈谷市名誉市民条例 | S31. 12. 25 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 刈谷市 | 刈谷市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 12. 22 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める通告に関する事 |
| 愛知県 | 豊田市 | 豊田市名誉市民条例 | S35. 7. 7 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 豊田市 | 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 3. 24 | 都市計画マスタープラン、健康づくり計画、教育行政計画、環境基本計画、子ども総合計画 |
| 愛知県 | 安城市 | 安城市名誉市民条例 | H14. 12. 24 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 安城市 | 安城市議会基本条例 | H27. 1. 1 | (1)基本構想(安城市自治基本条例(平成21年安城市条例第24号)第20条第1項の規定により定める総合計画のうち、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止に関する事 (2)都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止に関する事 (3)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-----------|--|
| 愛知県 | 西尾市 | 西尾市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24.9.28 | 基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）及び基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関する事 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関する事 |
| 愛知県 | 西尾市 | 西尾市名誉市民条例 | S35.4.19 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 蒲郡市 | 蒲郡市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27.2.25 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 (2)姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関する事 (3)憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関する事 |
| 愛知県 | 犬山市 | 犬山市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23.10.1 | (1)市行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した基本構想及び基本計画の策定又は変更（軽微なものを除く。）に関する事。 (2)市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。 (3)各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 (4)姉妹都市、友好都市その他これらに類する都市間の提携及び協定に関する事。 |
| 愛知県 | 常滑市 | 常滑市表彰条例 | H18.12.26 | 特に自治功績大なる者の表彰について（同意） |
| 愛知県 | 常滑市 | 常滑市名誉市民条例 | S47.4.1 | 名誉市民にかかる同意について |
| 愛知県 | 常滑市 | 常滑市議会基本条例 | H26.12.25 | ①基本構想（総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）の策定又は改廃に関する事。 ②市民憲章の制定又は改廃に関する事。 ③都市宣言の制定又は改廃に関する事。 ④姉妹都市の提携に関する事。 |
| 愛知県 | 江南市 | 江南市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H26.4.1 | (1)市政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した基本構想の策定又は変更（軽微なものを除く。）に関する事。 (2)市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。 (3)各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 (4)姉妹(友好)都市その他これらに類する都市間の提携及び協定に関する事。 |
| 愛知県 | 小牧市 | 小牧市名誉市民条例 | S42.7.15 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 小牧市 | 小牧市都市宣言の議決に関する条例 | H26.12.26 | 市の重要な課題等について、市の意思及び方針を宣明し、市政の方向付けをする都市宣言の制定について |
| 愛知県 | 新城市 | 新城市名誉市民条例 | H19.4.1 | 名誉市民の選定にかかる同意 |
| 愛知県 | 新城市 | 新城市財産区管理会条例 | H17.10.1 | 財産区管理会委員の選任にかかる同意 |
| 愛知県 | 新城市 | 新城市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27.6.16 | (1)地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止すること。 (2)憲章を制定し、又は改廃すること。 (3)相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)と提携をし、又はこれを解消すること。 (4)都市宣言(市政運営上の根幹とするため、市の意思又は主張を宣明することをいう。)を制定、改正又廃止すること。 |
| 愛知県 | 東海市 | 東海市議会基本条例 | H25.9.25 | ・総合計画基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想をいう。）の策定又は改廃に関する事。 ・市民憲章の制定又は改廃に関する事。 ・都市宣言の制定又は改廃に関する事。 ・姉妹都市の提携に関する事。 |
| 愛知県 | 大府市 | 大府市名誉市民条例 | S45.9.1 | 名誉市民の推挙又は取消し |
| 愛知県 | 知多市 | 知多市名誉市民条例 | S60.3.27 | 名誉市民に推挙すること |
| 愛知県 | 知多市 | 知多市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27.6.1 | 総合的かつ計画的な市政の運営を図るために基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること |
| 愛知県 | 知立市 | 知立市まちづくり基本条例 | H17.4.1 | 条例の理念に基づいた基本構想及びこれを実現するための基本計画（総合計画） |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------------|-------------|--|
| 愛知県 | 知立市 | 知立市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める通告 |
| 愛知県 | 知立市 | 知立市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 2 | 男女共同参画プラン、公共施設等総合管理計画、地域福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康知立ともだち21計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、住生活基本計画、公営住宅ストック総合活用計画、緑の基本計画、都市計画マスタープラン、水道ビジョン、下水道ビジョン |
| 愛知県 | 知立市 | 知立市表彰条例 | H28. 3. 25 | 市政功労者表彰について |
| 愛知県 | 知立市 | 知立市名誉市民条例 | S45. 12. 1 | 名誉市民の推挙又は取消し |
| 愛知県 | 高浜市 | 高浜市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 30 | 姉妹都市提携、総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止及び定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関する事 |
| 愛知県 | 岩倉市 | 岩倉市議会基本条例 | H24. 4. 1 | 法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。 |
| 愛知県 | 豊明市 | 豊明市総合計画条例 | H25. 4. 1 | 基本構想の策定又は変更に関する事。 |
| 愛知県 | 日進市 | 日進市議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | (1)日進市自治基本条例(平成19年日進市条例第24号)第20条に規定する日進市総合計画のうち基本構想部分の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)姉妹都市又は友好自治体の提携及びその提携の解消に関する事。 (3)憲章及び各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 |
| 愛知県 | 日進市 | 日進市名誉市民条例 | H13. 11. 12 | 名誉市民推挙の同意 |
| 愛知県 | 田原市 | 田原市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 9. 28 | (1)基本構想(市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)及び基本計画(基本構想を実現するために必要な市政全般に係る基本的施策の方向性とその内容を体系的に示す計画をいう。)の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)姉妹都市及び友好都市の提携に関する事。 (3)各種都市宣言の制定又は改廃に関する事。 |
| 愛知県 | 愛西市 | 愛西市名誉市民条例 | H19. 1. 1 | 名誉市民の決定又は取消し |
| 愛知県 | 愛西市 | 愛西市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 25 | (1)愛西市自治基本条例(平成26年愛西市条例第22号)第23条に規定する市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 (2)友好都市又は姉妹都市その他これらに類する都市間の提携及び協定に関する事 (3)市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事 (4)各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事 |
| 愛知県 | 清須市 | 清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例 | H23. 12. 27 | 清須市基本構想の策定等について議会の議決すべき事件 |
| 愛知県 | 北名古屋 | 北名古屋市名誉市民条例 | H19. 4. 1 | 名誉市民の称号を贈ることについて |
| 愛知県 | 北名古屋 | 北名古屋市表彰条例 | H19. 4. 1 | 市民栄誉表彰に関する事について |
| 愛知県 | 長久手市 | 長久手市名誉市民条例 | S40. 4. 1 | 名誉市民の推挙について |
| 愛知県 | 扶桑町 | 扶桑町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 30 | 町が定める基本構想及び基本構想に係る基本計画の策定又は変更 町が法令並びに条例等に基づき策定又は変更する計画等 |
| 愛知県 | 蟹江町 | 蟹江町議会の議決すべき事件を定める条例 | S39. 4. 1 | 公平委員会及び選挙管理委員会に喚問した証人に対する費用弁償に関する事 |
| 愛知県 | 東浦町 | 東浦町名誉町民条例 | S40. 7. 1 | 名誉町民に推挙すること |
| 愛知県 | 東浦町 | 東浦町議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 12. 17 | ①総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 ②定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれの廃止を求める旨の通告に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-------------|---|
| 愛知県 | 東栄町 | 東栄町議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H27. 12. 10 | 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 計 | 35団体 | 54件 | | |
| 三重県 | 津市 | 津市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 21 | ・総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止 |
| 三重県 | 津市 | 津市名誉市民条例 | H18. 1. 1 | ・津市名誉市民の称号の贈与 |
| 三重県 | 四日市市 | 四日市市議会基本条例 | H23. 7. 12 | ・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項に規定する地域防災計画の策定及び変更 ・水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画の策定及び変更 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定及び変更 ・介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更 ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更 ・市民自治基本条例第18条に規定する総合計画のうち、基本構想及び基本計画の策定及び変更 |
| 三重県 | 伊勢市 | 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 3. 26 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 三重県 | 松阪市 | 松阪市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 15 | (1)本市における総合的かつ計画的なまちづくりを行うための基本構想の策定又は変更に関する事。 (2)名誉市民の称号を贈る者及び功労金等の贈与の決定に関する事。 (3)市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。 (4)都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 (5)市の花、木、鳥、市民歌その他の本市の慣行の制定、変更又は廃止に関する事。 (6)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更に関する事又は同協定の廃止を求める旨の通告の決定に関する事。 |
| 三重県 | 桑名市 | 桑名市議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 22 | (1)市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止 (2)全号の基本構想に基づく基本計画(市行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止 (3)市民憲章の制定、変更又は廃止 (4)都市宣言の制定、変更又は廃止 |
| 三重県 | 鈴鹿市 | 鈴鹿市議会の議決すべき事項を定める条例 | H26. 12. 22 | (1)市民憲章の制定等に関する事。 (2)各種都市宣言の制定等に関する事。 (3)姉妹都市及び友好都市の提携に関する事。 (4)鈴鹿市まちづくり基本条例(平成24年鈴鹿市条例第18号)第17条に規定する基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 三重県 | 名張市 | 名張市議会の議決すべき事件を定める条例 | H16. 3. 4 | (1)市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関する事。 (2)都市宣言に関する事。 |
| 三重県 | 尾鷲市 | 尾鷲市議会基本条例 | H26. 9. 30 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、市政全般にわたる重要な計画等の策定及び変更について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映することで、市政の運営に資するものとします。 (1)総合計画の基本構想及び基本計画 (2)都市マスタープラン (3)子ども・子育て支援事業計画 (4)高齢者保健福祉計画 (5)障がい福祉計画 |
| 三重県 | 亀山市 | 亀山市議会基本条例 | H27. 6. 30 | 総合計画の基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 |
| 三重県 | 亀山市 | 亀山市総合計画条例 | H27. 6. 30 | 総合計画の基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 |
| 三重県 | 亀山市 | 亀山市名誉市民条例 | H20. 12. 24 | 名誉市民の決定 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|--|
| 三重県 | 鳥羽市 | 鳥羽市議会基本条例 | H25. 3. 28 | (1) 鳥羽市基本構想並びに鳥羽市基本計画 (2) 前号に掲げるもののほか、市政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事（行政内部の管理にかかる計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）で、次に掲げるもの ア 鳥羽市行政改革大綱 イ 鳥羽市総合保健福祉計画 ウ 鳥羽市観光基本計画 エ 鳥羽市都市マスタープラン オ アからエまでに掲げるもののほか、議長が必要と認める計画 (3) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの |
| 三重県 | いなべ市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 2. 25 | 定住自立圏構想推進要綱に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 三重県 | 志摩市 | 志摩市名誉市民条例 | H18. 2. 6 | 名誉市民の決定に関する事 |
| 三重県 | 志摩市 | 志摩市山林運用基金条例 | H16. 10. 1 | 山林運用基金の積立ての停止、減額及び処分に関する事 |
| 三重県 | 志摩市 | 志摩市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 6. 7 | 定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関する事 |
| 三重県 | 伊賀市 | 伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 4. 1 | (1) 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想及びこれを具現化するための根幹的な施策や事業を示したもの (2) 市行政の基本的な施策に係るもので、期間が5年以上のもの（法令又は他の条例に定めのあるものは除く。） ※ただし軽微なものは除く |
| 三重県 | 東員町 | 東員町議会の議決事件を定める条例 | H22. 3. 19 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に定める定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 三重県 | 多気町 | 多気町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 16 | 定住自立圏構想推進要綱 |
| 三重県 | 明和町 | 明和町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 19 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更すること、又は同協定の廃止を求める旨の通告を決定すること |
| 三重県 | 大台町 | 大台町議会基本条例 | H25. 10. 25 | 大台町総合計画基本構想及び基本計画 定住自立圏構想推進要綱 |
| 三重県 | 玉城町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 6. 18 | 定住自立圏構想推進要綱 |
| 三重県 | 度会町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 6. 12 | (1) 度会町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 三重県 | 大紀町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 26 | (1) 大紀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号）に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 三重県 | 南伊勢町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 20 | ・南伊勢町総合計画基本構想 ・南伊勢町過疎地域自立促進計画 ・定住自立圏構想推進要綱 ・定住自立圏政成協定 |
| 計 | 21団体 | 26件 | | |
| 滋賀県 | 大津市 | 大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 6. 17 | 基本構想の策定、変更又は廃止 基本計画の策定、変更又は廃止 姉妹都市又は有効都市の提携又は解消 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---|-------------|---|
| 滋賀県 | 彦根市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 3. 23 | (1)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、変更し、または廃止すること。 (2)まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、または変更すること。ただし、施策および事業を除く。 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 滋賀県 | 長浜市 | 長浜市定住自立圏形成方針に係る議決に関する条例 | H23. 8. 10 | 定住自立圏形成方針の策定、変更(軽微なものは除く。)又は廃止しようとするとき |
| 滋賀県 | 長浜市 | 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく長浜市合理化事業計画に係る議決に関する条例 | H23. 9. 26 | 合理化事業計画を策定、変更(軽微なものは除く。)又は廃止するとき |
| 滋賀県 | 近江八幡市 | 近江八幡市議会基本条例 | H27. 3. 20 | ・市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための構想及び計画に関すること ・国土利用計画に関すること ・前項に規定するもののほか、市政に関する重要な計画の策定等に関すること(必要と認めるときは、あらかじめ、協議のうえ議決事件とすることができる。) |
| 滋賀県 | 草津市 | 草津市議会基本条例 | H27. 1. 1 | 「草津市総合計画」の基本構想および基本計画(方針および施策に限る) |
| 滋賀県 | 栗東市 | 栗東市議会の議決すべき事件に関する条例 | H13. 3. 26 | 工場誘致に関すること |
| 滋賀県 | 栗東市 | 栗東市名誉市民条例 | H15. 11. 10 | 名誉市民の決定にかかる同意 |
| 滋賀県 | 甲賀市 | 甲賀市議会基本条例 | H25. 9. 17 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること。行政運営上特に重要な計画に関することで議長が必要と認めるもの |
| 滋賀県 | 野洲市 | 野洲市議会基本条例 | H27. 4. 1 | 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針及び計画期間が5年未満の計画を除く。) 総合計画ほか |
| 滋賀県 | 湖南市 | 湖南市議会基本条例 | H24. 7. 1 | (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画に関すること (2)前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向性を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの ア 都市計画及び上下水道等に関する計画 イ 社会福祉、医療及び介護に関する計画 ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画 オ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画 カ 教育に関する計画 (3)市が他の公共団体等と結ぶ提携又は協定 |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 12. 20 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止 基本計画(前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更または廃止 |
| 滋賀県 | 東近江市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 26 | 公共施設整備基金に属する現金を市土地開発公社に融資すること、土地開発基金に属する現金を土地開発公社に貸付すること及び土地開発公社が市以外から資金の借入れをする際に、市が土地開発公社に債務保証を行うこと |
| 滋賀県 | 米原市 | 米原市議会基本条例 | H25. 11. 1 | 米原市総合計画基本構想および基本計画、米原市都市計画マスタープラン、米原市教育振興基本計画の策定、変更、廃止 |
| 滋賀県 | 日野町 | 日野町議会基本条例 | H23. 9. 29 | 町の基本構想および基本計画 |
| 滋賀県 | 竜王町 | 竜王町議会の議決すべき事件を定める条例 | S32. 4. 1 | 道路法第19条第1項及び第54条第1項の「協議」に関すること |
| 滋賀県 | 愛荘町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 24 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を締結しもしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--------------------------------------|-------------|---|
| 滋賀県 | 愛荘町 | 愛荘町議会改革条例 | H26. 1. 29 | 政策立案機能を高め議会および議員活動の活性化を図るための議会運営の理念等を設置 |
| 滋賀県 | 豊郷町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 25 | 定住自立圏構想推進要項に基づく定住自立圏形成協定を締結しもしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 滋賀県 | 甲良町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 23 | 定住自立圏推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止に関すること |
| 滋賀県 | 多賀町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 23 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく協定の締結、変更、廃止に関すること。 総合計画の基本構想および基本計画の策定、変更または廃止に関すること。 |
| 計 | 18団体 | 21件 | | |
| 京都府 | 京都市 | 京都市会基本条例 | H26. 4. 1 | 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること及び姉妹都市盟約の締結に関すること |
| 京都府 | 舞鶴市 | 舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 10. 8 | 舞鶴市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための実行計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 |
| 京都府 | 綾部市 | 綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例 | H22. 12. 1 | ・市制全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画 ・市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画その他これに類するもの。ただし、行政内部の管理に係る計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。 |
| 京都府 | 宇治市 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める等の条例 | H27. 4. 1 | ・基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 ・推薦された自治功労者の承認に関すること。 ・友好都市盟約及び姉妹都市盟約の締結又は廃止の承認に関すること。 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津市議会基本条例 | H24. 4. 1 | (1)市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための各種計画の基本となる構想 (2)前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの。 ア 財政の健全化に関する計画 イ アのほか、議会が必要と認める計画 |
| 京都府 | 亀岡市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 9. 7 | (1)亀岡市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 (2)前号に定める基本構想を実現するために取組むべき施策を体系的・総合的に示すために定めた基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 |
| 京都府 | 城陽市 | 城陽市寺田財産区管理会条例 | S47. 5. 3 | 委員を選任すること |
| 京都府 | 城陽市 | 城陽市自治功労者表彰条例 | S47. 5. 3 | 功労者として選任すること |
| 京都府 | 城陽市 | 城陽市名誉市民条例 | H19. 4. 1 | 名誉市民を決定すること |
| 京都府 | 城陽市 | 城陽市総合計画策定条例 | H27. 4. 1 | 基本構想の策定又は変更に関すること |
| 京都府 | 長岡京市 | 長岡京市名誉市民条例 | S47. 10. 1 | 長岡京市名誉市民の称号を贈り、顕彰する者の同意 |
| 京都府 | 長岡京市 | 長岡京市表彰条例 | H19. 4. 1 | 長岡京市自治功労表彰者の同意 |
| 京都府 | 長岡京市 | 長岡京市議会基本条例 | H24. 4. 1 | 総合計画基本構想に基づく基本計画の策定、変更等 |
| 京都府 | 長岡京市 | 長岡京市総合計画条例 | H25. 12. 26 | 総合計画基本構想の策定、変更等 |
| 京都府 | 京丹後市 | 京丹後市議会基本条例 | H24. 3. 1 | (1)京丹後市まちづくり基本条例第3条第2項 に規定する基本構想及び基本計画に関すること。 (2)前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、議会が必要と認める別に定めるもの (3)市が他団体と結ぶ協定等のうち、予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるもの |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|--|-------------|--|
| 京都府 | 南丹市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 27 | (1)南丹市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(以下「南丹市基本構想」という。)の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)基本計画(南丹市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止に関する事。 (3)前号に掲げるもののほか、市行政の政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの(実施期間が5年未満のものを除く。)のうち、行政運営上特に重要な計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 京都府 | 木津川市 | 木津川市議会基本条例 | H23. 10. 4 | 木津川市総合計画に係る基本構想及び基本計画 木津川市都市計画マスタープラン |
| 京都府 | 宇治田原町 | 宇治田原町議会基本条例 | H25. 4. 1 | 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための各種計画の基本となる構想及び計画 |
| 京都府 | 宇治田原町 | 宇治田原町まちづくり総合計画推進条例 | H28. 3. 29 | 町の将来像とその具現化のための基本的方向を示す基本構想及び基本構想の施策の大綱に基づき、基本施策の方向と体系を示す基本計画並びにこれに類する計画 |
| 京都府 | 精華町 | 精華町議会基本条例 | H24. 11. 1 | ・総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画 ・他の自治体(国外を含む)との姉妹都市協定の締結 ・対外的に表明する各種宣言・憲章 ・重要な私法上の契約 |
| 計 | 13団体 | 20件 | | |
| 大阪府 | 大阪市 | 名誉市民条例 | S37. 3. 23 | 名誉市民の称号を贈ること |
| 大阪府 | 大阪市 | 人権尊重の社会づくり条例 | H12. 4. 1 | 人権施策推進審議会委員の選任 |
| 大阪府 | 大阪市 | 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 | H18. 4. 1 | 公正職務審査委員会委員の選任 |
| 大阪府 | 大阪市 | 教育行政基本条例 | H24. 5. 28 | 教育振興基本計画の策定に関する事 |
| 大阪府 | 大阪市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 4. 1 | 株式の売払いでその予定価格が1億円以上のもの |
| 大阪府 | 大阪市 | 大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例 | H27. 10. 26 | 高速鉄道事業及び中量軌道事業の本市が設立する株式会社への引継ぎに関する基本方針を策定しようとするとき |
| 大阪府 | 大阪市 | 大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例 | H27. 10. 26 | 自動車運送事業の大阪シティバス株式会社への引継ぎに関する基本方針を策定しようとするとき |
| 大阪府 | 大阪市 | 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例 | H28. 1. 18 | 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員の選任 |
| 大阪府 | 堺市 | 堺市名誉市民条例 | S46. 3. 23 | 名誉市民の選定に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-----------------------|-------------|--|
| 大阪府 | 堺市 | 堺市議会の議決すべき事件等に関する条例 | H26. 1. 1 | (1) 基本構想（本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。）の策定及び改廃 (2) 基本計画（前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。以下同じ。）の策定及び改廃 (3) 姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消 (4) 都市宣言の制定及び改廃 (5) 市民憲章の制定及び改廃 (6) 本市が当事者となる協定及び提携（これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するもの（法第96条第1項第5号に規定する契約を除く。）を除き、相手方が民間企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第2項第1号から第4号までに規定するものをいう。）であるものに限る。）のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの（当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるものに限り、既に予算の議決を得ているものを除く。）の締結、変更及び廃止 |
| 大阪府 | 豊中市 | 豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例 | S26. 3. 1 | 有功者の決定に関すること |
| 大阪府 | 豊中市 | 豊中市名誉市民条例 | H23. 5. 17 | 名誉市民の選定に関すること |
| 大阪府 | 豊中市 | 豊中市総合計画の基本構想の議決に関する条例 | H28. 3. 24 | 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 大阪府 | 吹田市 | 吹田市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 6. 15 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 大阪府 | 泉大津市 | 泉大津市総合計画条例 | H26. 3. 3 | 基本構想及び基本計画の策定又は変更 |
| 大阪府 | 泉大津市 | 泉大津市名誉市民条例 | H2. 12. 13 | 名誉市民の称号を贈ることについて同意を求めること |
| 大阪府 | 泉大津市 | 泉大津市議会基本条例 | H26. 7. 1 | 市政の全般又は各分野における政策又は施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画のうち特に重要なものの策定、変更（軽微なものを除く。）及び廃止 |
| 大阪府 | 高槻市 | 高槻市表彰条例 | H5. 1. 1 | 有功者の表彰に関すること |
| 大阪府 | 貝塚市 | 貝塚市有功者表彰条例 | H11. 3. 26 | 本市の公益に関し、顕著な功労のあった者を有功者とするに関すること |
| 大阪府 | 守口市 | 守口市名誉市民条例 | H3. 12. 18 | 名誉市民の推挙及び名誉市民であることを取り消すことに関すること。 |
| 大阪府 | 枚方市 | 枚方市名誉市民条例 | S43. 12. 19 | 名誉市民の称号に関すること |
| 大阪府 | 枚方市 | 枚方市有功者表彰条例 | S26. 3. 28 | 有功者の表彰に関すること |
| 大阪府 | 枚方市 | 枚方市職員の退職手当に関する条例 | S38. 7. 24 | 在職中特に功績があったと認められる者について特別退職手当を付加して支給すること |
| 大阪府 | 枚方市 | 枚方市総合計画策定条例 | H25. 3. 12 | 枚方市総合計画の基本構想の策定または変更 |
| 大阪府 | 枚方市 | 枚方市議会基本条例 | H26. 4. 1 | ・友好都市及び市民交流都市の提携及び解消に関すること ・都市宣言の制定及び改廃に関すること ・枚方市総合計画策定条例(平成25年枚方市条例第2号)第2条第3号に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。ただし、軽微な変更を除く |
| 大阪府 | 茨木市 | 茨木市名誉市民表彰条例 | S43. 1. 1 | 名誉市民の推挙に関すること |
| 大阪府 | 茨木市 | 茨木市有功者表彰条例 | S55. 7. 4 | 有功者の表彰に関すること |
| 大阪府 | 茨木市 | 茨木市総合計画策定条例 | H25. 4. 1 | 総合計画の基本構想の策定、変更に関すること |
| 大阪府 | 八尾市 | 八尾市有功者待遇条例 | H2. 3. 28 | 有功者の選定に関すること。 |
| 大阪府 | 八尾市 | 八尾市名誉市民条例 | S42. 10. 12 | 名誉市民の称号の授与に関すること |
| 大阪府 | 泉佐野市 | 泉佐野市有功者表彰条例 | H13. 12. 26 | 有功者の表彰に関すること |
| 大阪府 | 富田林市 | 富田林市表彰条例 | S47. 3. 27 | 名誉市民賞及び有功賞に関すること |
| 大阪府 | 寝屋川市 | 寝屋川市名誉市民条例 | S47. 4. 20 | 名誉市民の称号に関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 大阪府 | 寝屋川市 | 寝屋川市有功者表彰条例 | S59. 3. 13 | 有功者の選定及び資格喪失に関すること |
| 大阪府 | 河内長野市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 8 | 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 大阪府 | 松原市 | 松原市職員の退職手当に関する条例 | S42. 7. 1 | 功労者の退職手当(第6条の6) |
| 大阪府 | 松原市 | 財産区管理会条例 | S51. 7. 3 | 委員の選任(第3条) |
| 大阪府 | 松原市 | 松原市名誉市民条例 | H10. 7. 10 | 名誉市民の決定(第2条) |
| 大阪府 | 松原市 | 松原市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 1 | 基本構想、その他議会が必要と認める計画、指針 |
| 大阪府 | 大東市 | 大東市名誉市民条例 | S51. 10. 6 | 名誉市民の選定 |
| 大阪府 | 大東市 | 大東市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 総合計画その他市政の各分野における政策および施策の基本的方向を定める計画の基本構想および基本計画の策定または変更 |
| 大阪府 | 和泉市 | 和泉市名誉市民条例 | S60. 3. 27 | 名誉市民の選定に係る同意に関すること |
| 大阪府 | 箕面市 | 箕面市名誉市民表彰条例 | S37. 4. 9 | 名誉市民の決定に関すること |
| 大阪府 | 箕面市 | 箕面市有功者表彰条例 | S58. 4. 1 | 有功者の決定に関すること |
| 大阪府 | 柏原市 | 柏原市有功者表彰条例 | S32. 7. 9 | 市長の推薦により議会の議決を経た者を有功者として表彰する。 |
| 大阪府 | 羽曳野市 | 羽曳野市名誉市民条例 | S43. 6. 15 | 名誉市民の推挙及び取消しに関すること。 |
| 大阪府 | 門真市 | 門真市民名誉市民条例 | S39. 3. 26 | 市長が市議会の同意を得て、名誉市民の推挙及び取消しを行うことに関すること。 |
| 大阪府 | 摂津市 | 摂津市有功者表彰条例 | H7. 4. 1 | 有功者に関すること |
| 大阪府 | 高石市 | 高石市名誉市民条例 | H8. 3. 29 | 名誉市民の決定及び取消しに関すること |
| 大阪府 | 藤井寺市 | 藤井寺市名誉市民条例 | S52. 1. 6 | 藤井寺市名誉市民の称号を贈ることに関すること |
| 大阪府 | 藤井寺市 | 藤井寺市総合計画策定条例 | H27. 4. 1 | 藤井寺市総合計画の策定に関すること |
| 大阪府 | 四條畷市 | 四條畷市議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | (1) 四條畷市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために長期的な展望に立って定める基本構想の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 (2) 前号に定める基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市政の運営に重大な影響を及ぼす計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止であつて、議決すべき事件であると認めるものに関すること。 |
| 大阪府 | 交野市 | 交野市基本構想条例 | H22. 11. 30 | 基本構想の策定 |
| 大阪府 | 豊能町 | 豊能町有功者表彰条例 | H18. 12. 25 | 有功者の決定に関すること |
| 大阪府 | 能勢町 | 能勢町名誉町民条例 | H9. 9. 24 | 名誉町民に関すること |
| 大阪府 | 忠岡町 | 忠岡町功労者表彰並びに待遇条例 | H17. 6. 17 | 該当する功労者に関すること |
| 大阪府 | 忠岡町 | 忠岡町町名誉町民表彰条例 | H11. 9. 17 | 名誉町民に関すること |
| 大阪府 | 忠岡町 | 忠岡町町民荣誉表彰条例 | H10. 3. 31 | 町民荣誉賞に該当する者に関すること |
| 大阪府 | 熊取町 | 要議決事件条例 | H20. 4. 1 | ・法第2条第4項の基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 ・財政の基本的な方向を定める計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止 |
| 大阪府 | 田尻町 | 田尻町名誉町民表彰条例 | S33. 2. 7 | 名誉町民の称号を贈り、これを表彰する際の議会の同意 |
| 大阪府 | 岬町 | 岬町名誉町民条例 | S41. 11. 5 | 名誉町民の選定同意 |
| 大阪府 | 岬町 | 岬町財産区管理会条例 | S30. 4. 1 | 財産区管理委員の選任同意 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|---|
| 大阪府 | 河南町 | 河南町表彰条例 | S47. 10. 3 | 功労賞、善行章以外の表彰 |
| 計 | 34団体 | 63件 | | |
| 兵庫県 | 神戸市 | 神戸市名誉市民条例 | S44. 11. 28 | 名誉市民の称号の贈与 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例 | H19. 1. 1 | 神戸市公正職務審査会委員の委嘱及び解職 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 神戸市農業共済条例 | H23. 11. 14 | 特別積立金の充当 |
| 兵庫県 | 神戸市 | 神戸市議会基本条例 | H24. 7. 1 | 基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | 姫路市 | 姫路市名誉市民条例 | S33. 9. 17 | 名誉市民の称号の贈与 |
| 兵庫県 | 姫路市 | 姫路市財産区管理会条例 | S38. 10. 1 | 委員の選任 |
| 兵庫県 | 尼崎市 | 尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H24. 3. 27 | (1)本市のまちづくりの構想(まちづくり全般にわたる基本的な方向性を示したものをいう。)の策定、変更及び廃止 (2)本市のまちづくりの基本計画(前号の構想を実現するための基本的な計画であって、本市行政の最上位のものをいう。)の策定、変更及び廃止 |
| 兵庫県 | 明石市 | 明石市議会の議決すべき事項等に関する条例 | H26. 4. 1 | (1)市の総合計画の策定、変更又は廃止 (2)市の憲章、宣言その他これらに類するものの策定、変更又は廃止 (3)姉妹都市、友好都市その他これらに類するものの提携又は解消 |
| 兵庫県 | 明石市 | 明石市名誉市民条例 | S33. 12. 20 | 名誉市民の同意 |
| 兵庫県 | 西宮市 | 西宮市議会の議決すべき事件に関する条例 | S24. 9. 29 | 基本構想・基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | 西宮市 | 西宮市名誉市民条例 | S34. 4. 1 | 名誉市民の決定に関する件 |
| 兵庫県 | 西宮市 | 西宮市第三セクター等への関与に関する条例 | H23. 12. 28 | (1)資本金等を出資すること (2)資金を貸し付けること (3)補助金(経営改善を目的とするものに限る。)を交付すること |
| 兵庫県 | 洲本市 | 洲本市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 17 | (1)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関する事。 (2)併用林道の協定締結に関する事。 |
| 兵庫県 | 芦屋市 | 芦屋市議会基本条例 | H26. 10. 2 | (1)憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関する事。 (2)姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関する事。 (3)本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに当該基本構想を実現するために必要な施策及びその方向性を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定又は改廃に関する事。 |
| 兵庫県 | 伊丹市 | 伊丹市職員退職手当支給条例 | H19. 4. 1 | 退職手当の増額支給 |
| 兵庫県 | 伊丹市 | 伊丹市農業共済条例 | H22. 4. 1 | (1)事務費の賦課総額及び賦課単価 (2)農作物共済及び園芸施設共済無事戻金 (3)農作物剰余金配分額 (4)特別積立金の法95条又は96条の損害防止費用への充当 (5)特別積立金の共済事業に必要な農林水産大臣の定める費用への充当 |
| 兵庫県 | 伊丹市 | 伊丹市国民健康保険条例 | H23. 4. 1 | 国民健康保険特別会計における有価証券及び現金以外の財産の管理方法 |
| 兵庫県 | 豊岡市 | 豊岡市議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1)市民憲章の制定又は改廃に関する事。 (2)定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止通告及び定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 兵庫県 | 加古川市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例 | S26. 3. 29 | 市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会及び公平委員会の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人の定数に関する事 消防吏員以外の消防職員の定数に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--|-------------|--|
| 兵庫県 | 赤穂市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 2. 23 | 定住自立圏形成協定を締結し若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 兵庫県 | 赤穂市 | 赤穂市名誉市民条例 | S41. 12. 24 | 名誉市民の決定の同意 |
| 兵庫県 | 西脇市 | 地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例 | H22. 6. 25 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 兵庫県 | 西脇市 | 地方自治法第96条第2項の規定による西脇市議会において議決すべき事件を定める条例 | H25. 4. 1 | 西脇市自治基本条例（平成25年西脇市条例第1号）第25条に規定する基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 兵庫県 | 宝塚市 | 宝塚市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 6. 29 | (1)宝塚市まちづくり基本条例第14条第1項に規定する基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2)長期にわたる重要事業の計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 (3)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。 (4)都市宣言を制定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 兵庫県 | 三木市 | 三木市議会基本条例 | H25. 3. 1 | (1)市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2)市の総合計画における基本構想及び同構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 兵庫県 | 三木市 | 三木市名誉市民条例 | S56. 12. 21 | 名誉市民の称号の贈与 |
| 兵庫県 | 高砂市 | 高砂市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 1. 1 | (1)基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (3)前2号に掲げるもののほか、議会及び市長等執行機関が協議し、議決すべき事件であると認めた事項 |
| 兵庫県 | 川西市 | 川西市功労者表彰条例 | H19. 4. 1 | 功労のあった職員の認定 |
| 兵庫県 | 川西市 | 川西市名誉市民条例 | H6. 4. 1 | 名誉市民の決定の同意 |
| 兵庫県 | 川西市 | 川西市総合計画基本構想の議決に関する条例 | H24. 3. 27 | 川西市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | 小野市 | 小野市空き家等の適正管理に関する条例 | H24. 9. 28 | 廃屋(空き家等)の所有者が必要な措置を講じない場合における、行政代執行に関すること |
| 兵庫県 | 三田市 | 三田市農業共済条例 | H23. 10. 1 | 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価、各種共済事業無事戻し、共済目的の種類に係る農作物剰余金配分、特別積立金取崩しの使途決定に関すること |
| 兵庫県 | 三田市 | 三田市名誉市民条例 | H5. 4. 1 | 名誉市民の決定に関すること |
| 兵庫県 | 三田市 | 三田市公益目的通報者保護条例 | H23. 6. 27 | 行政監察員の選任及び解任に関すること。 |
| 兵庫県 | 三田市 | 三田市議会の議決すべき事件等に関する条例 | H24. 7. 1 | (1)三田市政の各分野における政策及び施策の基本的方向を定める計画のうち別表に掲げるものの策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止 (2)三田まちづくり憲章の決定、変更又は廃止 (3)都市宣言の制定、変更又は廃止 (4)姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (5)市花の決定、変更又は廃止 (6)市木の決定、変更又は廃止 別表(第2条関係) (1)都市計画に関する基本的な方針 (2)三田市環境基本計画 (3)三田市スポーツ推進基本計画 (4)三田市子ども・子育て支援事業計画 (5)三田市障害者福祉基本計画 (6)三田市高齢者保健福祉計画 (7)三田市介護保険事業計画 (8)三田市教育振興基本計画 (9)その他議長が認めるもの |
| 兵庫県 | 三田市 | 三田市オンブズパーソン条例 | H26. 4. 1 | オンブズパーソンの委嘱及び解嘱に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 兵庫県 | 加西市 | 加西市議会基本条例 | H27. 6. 22 | (1) 総合計画の基本構想及び基本計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 子ども・子育て支援事業計画 (4) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (5) 障害福祉計画 (6) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 (7) 前号に掲げるもののほか、国の通知において議会の議決が必要とされた事項 |
| 兵庫県 | 加西市 | 加西市名誉市民条例 | H24. 3. 23 | 名誉市民の称号を贈ること |
| 兵庫県 | 篠山市 | 議会基本条例 | H24. 4. 1 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること (2) 市花木等の制定又は改廃に関すること (3) 各種のまちづくりに関する宣言の制定又は改廃に関すること (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること (5) 総合計画における基本構想及び基本計画 (6) 前各号に掲げるもののほか、総合計画の施策体系に示す各分野の基本的な計画(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)の制定又は改廃にあたって、議長が必要と認めるもの |
| 兵庫県 | 養父市 | 養父市議会基本条例 | H27. 7. 1 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2) 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定を締結し若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を決定すること。 (4) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づき策定される、総合戦略の基本目標の策定、変更又は廃止に関すること。 (5) 教育大綱の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 兵庫県 | 丹波市 | 丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 9. 29 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること (2) 市の花及び市の木の制定又は改廃に関すること (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること (4) 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること (5) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における政策、施策の基本的な方向を定める計画及び指針で、議会が必要と認めるものの策定、変更又は廃止に関すること |
| 兵庫県 | 南あわじ市 | 南あわじ市議会基本条例 | H24. 10. 1 | 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定に関すること |
| 兵庫県 | 朝来市 | 朝来市議会の議決に付すべき事件等に関する条例 | H24. 4. 1 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること (2) 市花木等の制定又は改廃に関すること (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃に関すること (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること (5) 朝来市自治基本条例(平成21年朝来市条例第2号)第18条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画 (6) 定住自立圏形成協定の締結又は改廃に関すること (7) 前2号に掲げるもののほか、複数年度以上の期間を有する市行政の基本的な施策に係る計画等(以下「計画等」といい、別表に掲げるものであって他の計画等に与える影響の少ないもの及び特段の財政負担を伴わないものを除く。) |
| 兵庫県 | 淡路市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 12. 20 | (1) 市民憲章の制定又は改廃に関すること。 (2) 基本構想に基づく基本計画の制定に関すること。 (3) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はその協定の廃止通告に関すること。 |
| 兵庫県 | 宍粟市 | 宍粟市議会基本条例 | H23. 4. 1 | 基本構想及び基本構想に基づく基本計画 |
| 兵庫県 | 宍粟市 | 宍粟市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H28. 3. 2 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--|-----------|--|
| 兵庫県 | 加東市 | 加東市議会基本条例 | H22.11.1 | (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定すること。 (2) 都市計画マスタープランを策定すること。 (3) 住宅マスタープランを策定すること。 (4) 地域福祉計画を策定すること。 (5) 子ども・子育て支援事業計画を策定すること。 (6) 男女共同参画計画を策定すること。 (7) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定すること。 (8) 障害者基本計画・障害福祉計画を策定すること。 (9) 教育振興基本計画を策定すること。 (10) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 兵庫県 | 加東市 | 加東市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27.8.18 | 公共施設の適正化に関する計画の策定、変更又は廃止 |
| 兵庫県 | たつの市 | たつの市功労者表彰条例 | H17.12.27 | たつの市のために功労のあったものの表彰 |
| 兵庫県 | たつの市 | たつの市名誉市民条例 | H17.12.27 | たつの市名誉市民の称号を贈ること |
| 兵庫県 | たつの市 | たつの市議会基本条例 | H27.12.3 | (1) 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること (2) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨を決定すること |
| 兵庫県 | 猪名川町 | 猪名川町の町行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H26.9.24 | (1) 町行政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (4) 町行政の各分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 兵庫県 | 多可町 | 地方自治法第96条第2項の規定による多可町議会において議決すべき事件を定める条例 | H22.6.25 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 兵庫県 | 多可町 | 多可町議会基本条例 | H24.6.7 | (1) 総合計画に関する計画 (2) 都市計画、上下水道等に関する計画 (3) 社会福祉に関する計画 (4) 産業振興に関する計画 (5) 生活の安全、交通、環境に関する計画 (6) 教育に関する計画 (7) 次世代育成に関する計画 (8) 男女共同参画に関する計画 (9) その他議会が必要と認める計画 ※行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画は除きます。 |
| 兵庫県 | 稲美町 | 稲美町議会の議決すべき事件に関する条例 | H19.10.1 | (1) 基本構想を策定又は変更すること。 (2) 基本計画を策定又は変更すること。 (3) 都市計画マスタープランを策定又は変更すること。 |
| 兵庫県 | 播磨町 | 播磨町議会基本条例 | H23.9.9 | (1) 基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 基本計画の策定、変更又は廃止 (3) 播磨町都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止 (4) 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、特に重要なもの |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|--|-------------|---|
| 兵庫県 | 福崎町 | 福崎町議会基本条例 | H28. 3. 8 | (1) 総合計画の基本構想及び基本計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 福崎町公営住宅等長寿化計画 (4) 次世代育成対策支援行動計画 (5) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (6) 障がい者プラン (7) 福崎町総合戦略 (8) その他議会が必要と認める計画等 |
| 兵庫県 | 神河町 | 神河町議会基本条例 | H25. 1. 1 | (1) 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画に関する事 こと。 (2) 町行政の各分野における政策等の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するもの |
| 兵庫県 | 上郡町 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 9. 3 | (1) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通告 (2) 町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想 |
| 兵庫県 | 佐用町 | 佐用町議会基本条例 | H28. 3. 7 | (1) 佐用町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 に関する事 こと。 (2) 定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨を決定すること。 (3) 前号に掲げるもののほか、町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他 これに類するものに関する事 こと（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5 年未満の計画を除く。）で、次に掲げる計画の策定、変更又は廃止に関する事 こと。 ア 上下水道に関する計画 イ 社会福祉、医療に関する計画 ウ 農林業、商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 町民生活の安全、交通、環境、自然エネルギーに関する計画 オ 次世代育成、男女共同参画に関する計画 カ アからオまでに掲げるもののほか、議会が必要と認める計画 |
| 兵庫県 | 香美町 | 香美町議会の議決に付すべき事件に関する条 例 | H24. 6. 18 | (1) 基本構想及び同構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 こと。 (2) 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏の形成に関する協定の締結、変更又は廃止に関する事 こと。 |
| 兵庫県 | 新温泉町 | 新温泉町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 6. 25 | (1) 新温泉町総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 こと。 (2) 定住自立圏形成協定の締結又は変更に関する事 こと。 (3) 定住自立圏形成協定の廃止を求める通告に関する事 こと。 |
| 計 | 38団体 | 62件 | | |
| 奈良県 | 奈良市 | 奈良市名誉市民条例 | S43. 9. 24 | 名誉市民の決定 |
| 奈良県 | 奈良市 | 奈良市行政に係る基本的な計画の議決等に関 する条例 | H23. 8. 1 | 基本構想及び基本計画を策定、変更、計画期間中の廃止に関する事 こと |
| 奈良県 | 大和郡山市 | 大和郡山市総合計画基本構想の策定等を議会 の議決すべき事件とする条例 | H26. 9. 19 | 基本構想及び基本計画を策定、変更、計画期間中の廃止に関する事 こと |
| 奈良県 | 天理市 | 天理市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 12. 25 | 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関す ること |
| 奈良県 | 生駒市 | 生駒市の議会の議決すべき事件に関する条例 | S24. 7. 26 | 法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関する事 こと |
| 奈良県 | 生駒市 | 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等 に関する条例 | H25. 6. 17 | 総合計画基本構想及び基本計画 |
| 奈良県 | 山添村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議 決すべき事件に関する条例 | H26. 12. 9 | 山添村総合計画の策定、変更又は廃止に関する事 こと 定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関す ること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|--|
| 奈良県 | 斑鳩町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H8. 12. 25 | 斑鳩町町民憲章の制定及び改廃に関すること 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 奈良県 | 川西町 | 川西町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 12. 22 | 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告に関すること |
| 奈良県 | 田原本町 | 田原本町総合計画策定条例 | H28. 3. 24 | 基本構想の策定 |
| 奈良県 | 曽爾村 | 曽爾村の議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 7. 9 | 法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関すること |
| 奈良県 | 下北山村 | 下北山村議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 22 | 総合計画の策定、変更又は廃止 |
| 計 | 10団体 | 12件 | | |
| 和歌山県 | 和歌山市 | 和歌山市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 3. 22 | (1) 市民憲章に関すること。 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。 |
| 和歌山県 | 橋本市 | 橋本市議会の議決すべき事項を定める条例 | H18. 3. 1 | 橋本市市民憲章の制定並びに橋本市の花及び木の選定に関すること、姉妹都市としての提携に関すること、友好都市としての提携に関すること |
| 和歌山県 | 御坊市 | 御坊市議会の議決すべき事件を定める条例 | S53. 12. 13 | 市民憲章に関すること |
| 和歌山県 | 新宮市 | 新宮市議会の議決すべき事件を定める条例 | H18. 3. 8 | (1) 市章の制定に関すること。 (2) 市歌の制定に関すること。 (3) 市民憲章の制定に関すること。 (4) 市の木及び市の花の指定に関すること。 (5) 姉妹都市の提携をすること。 |
| 和歌山県 | 紀の川市 | 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 22 | (1) 市民憲章の制定に関すること。 (2) 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 市の木、花及び鳥の指定に関すること。 (4) 市歌の制定に関すること。 (5) 「暴力追放のまち 紀の川市」宣言に関すること。 (6) 「非核・平和のまち 紀の川市」宣言に関すること。 (7) 「生涯学習のまち 紀の川市」宣言に関すること。 (8) 「食育のまち 紀の川市」宣言に関すること。 |
| 和歌山県 | かつらぎ町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべきものを定める条例 | H24. 6. 26 | 長期総合計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 和歌山県 | 美浜町 | 美浜町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 26 | (1) 美浜町民憲章について (2) 美浜町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について |
| 和歌山県 | 印南町 | 印南町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 26 | 印南町長期総合計画に係る基本構想の策定及び変更に関すること。 |
| 和歌山県 | みなべ町 | みなべ町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 19 | みなべ町基本構想の策定、変更に関すること。 |
| 和歌山県 | 白浜町 | 白浜町議会の議決すべき事件を定める条例 | H20. 4. 1 | 友好都市及び姉妹都市の締結に関すること |
| 和歌山県 | 那智勝浦町 | 那智勝浦町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 12. 25 | (1) 町における基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 基本構想に基づく基本計画の策定、変更（内容の実質的な変更を伴うものに限る）又は廃止に関すること。 |
| 和歌山県 | 串本町 | 串本町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 町の基本構想に係る基本計画に関すること、中・長期にわたる重要事業の計画決定に関すること、町民憲章、町宣言の制定並びに改廃に関すること及び串本町国土利用計画の策定又は変更に関すること。 |
| 計 | 12団体 | 12件 | | |
| 鳥取県 | 鳥取市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 25 | (1) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 (2) 鳥取市における総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画の基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 鳥取県 | 米子市 | 米子市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 7. 14 | (1) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める通告を行うこと |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--|-------------|---|
| 鳥取県 | 米子市 | 米子市総合計画の基本構想に係る議会の議決事件を定める条例 | H27. 10. 2 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関するもの |
| 鳥取県 | 倉吉市 | 地方自治法第96条第2項の規定による倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 30 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める通告をすること |
| 鳥取県 | 境港市 | 境港市議会において議決すべき事件を定める条例 | H21. 6. 24 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める通告 |
| 鳥取県 | 岩美町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 14 | 岩美町総合計画における基本構想の策定、変更または廃止に関するもの。定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止に関するもの |
| 鳥取県 | 若桜町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 26 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止及び若桜町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関するもの |
| 鳥取県 | 智頭町 | 智頭町議会基本条例 | H24. 3. 22 | 智頭町総合計画の基本構想、智頭町行財政改革プラン、智頭町過疎地域自立促進計画、智頭町老人福祉計画・介護保険事業計画、智頭病院改革プラン |
| 鳥取県 | 智頭町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 9. 25 | 定住自立圏形成協定の締結・変更・廃止 |
| 鳥取県 | 八頭町 | 八頭町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 3. 25 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 八頭町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想に関するもの |
| 鳥取県 | 三朝町 | 地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 23 | (1)三朝町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 鳥取県 | 湯梨浜町 | 地方自治法第96条第2項の規定による湯梨浜町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 16 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止 |
| 鳥取県 | 琴浦町 | 地方自治法第96条第2項の規定による琴浦町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 23 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止 |
| 鳥取県 | 北栄町 | 北栄町名誉町民条例 | H17. 10. 1 | 名誉町民の称号を贈ること |
| 鳥取県 | 北栄町 | 地方自治法第96条第2項の規定による北栄町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 3. 23 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 鳥取県 | 北栄町 | 北栄町議会基本条例 | H27. 4. 1 | (1)基本構想及び総合的計画の策定及び変更 (2)都市計画マスタープランの策定及び変更 (3)介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び変更 (4)子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更 |
| 鳥取県 | 大山町 | 大山町議会基本条例 | H27. 4. 1 | 基本構想の策定、変更又は廃止、基本計画の策定、変更又は廃止及び町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち特に重要なもの |
| 鳥取県 | 日南町 | 日南町議会の議決すべき事件を定める条例 | S47. 10. 5 | 併用林道の協定に関するもの |
| 鳥取県 | 日野町 | 地方自治法第96条第2項の規定による日野町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 2. 20 | 日野町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画の策定、変更又は廃止 |
| 鳥取県 | 江府町 | 地方自治法第96条第2項の規定による江府町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 12. 17 | 基本構想及び総合計画の策定、変更又は廃止に関するもの |
| 計 | 16団体 | 20件 | | |
| 島根県 | 松江市 | 松江市議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 7. 3 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 島根県 | 松江市 | 松江市総合計画条例 | H27. 12. 18 | 基本構想（本市のまちづくりの基本理念、その基本理念のもとに実現しようとする市の将来像及びその将来像の実現に向けた基本目標を示すもの）を策定し、又は変更しようとするとき |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---------------------------------------|-------------|--|
| 島根県 | 浜田市 | 浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例 | H26. 4. 1 | (1)市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(以下「基本構想」という。)の策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止に関する事 (2)基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画(以下「基本計画」という。)の策定、変更又は廃止に関する事 (3)国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく国土利用計画の策定、変更又は廃止に関する事 (4)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事 (5)憲章の制定、変更又は廃止に関する事 (6)都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事 (7)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事 |
| 島根県 | 出雲市 | 出雲市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 9. 28 | (1)定住自立圏構想に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 (2)市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定 |
| 島根県 | 益田市 | 益田市議会基本条例 | H21. 12. 24 | (1)基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関する事 (2)憲章の制定、変更又は廃止に関する事 (3)都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事 (4)姉妹都市又は友好都市の提携に関する事 |
| 島根県 | 益田市 | 益田市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 3. 25 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 島根県 | 安来市 | 安来市地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 24 | (1)安来市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告 (3)各種の都市宣言の制定、変更又は廃止 |
| 島根県 | 江津市 | 江津市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H23. 9. 22 | 本市における行政全般に係る政策及び施策の基本的方向を総合的かつ体系的に定める基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 島根県 | 雲南市 | 雲南市総合計画策定条例 | H26. 3. 26 | 基本構想を策定し、又は変更するとき |
| 島根県 | 奥出雲町 | 奥出雲町名誉町民条例 | H17. 3. 31 | 奥出雲町名誉町民の選考に関する事 |
| 島根県 | 奥出雲町 | 町立奥出雲病院顧問設置条例 | H17. 3. 31 | 町立奥出雲病院顧問の選考に関する事 |
| 島根県 | 飯南町 | 飯南町名誉町民条例 | H22. 3. 23 | 飯南町名誉町民の選定に関する事 |
| 島根県 | 美郷町 | 美郷町議会基本条例 | H28. 4. 1 | ①美郷町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。 ②町の政策の基本的な方針、施策等を総合的・体系的に定める中長期的な計画等であつて、町政上特に重要なものを策定し、又は変更すること。 |
| 島根県 | 邑南町 | 邑南町議会基本条例 | H23. 9. 16 | ①基本構想(邑南町における総合的かつ計画的な行政及び町政の運営を図るための構想をいう。)の制定及び改廃に関する事 ②基本計画(第1号の規定に基づく基本構想を実施するための計画をいう。)の制定及び改廃に関する事 |
| 島根県 | 津和野町 | 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 4. 1 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 島根県 | 吉賀町 | 吉賀町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 2. 27 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること、基本構想の策定・変更・廃止、町民憲章及び町歌の制定及び改廃 |
| 島根県 | 隠岐の島町 | 隠岐の島町名誉町民条例 | H17. 3. 22 | 隠岐の島町名誉町民の選定に関する事 |
| 計 | 14団体 | | 17件 | |
| 岡山県 | 岡山市 | 市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 25 | (1)基本構想(本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。)の策定及び改廃 |
| 岡山県 | 津山市 | 津山市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 7. 7 | 本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|---------------------------------------|-------------|--|
| 岡山県 | 玉野市 | 玉野市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 1. 1 | (1)玉野市総合計画基本構想及び基本計画（玉野市総合計画基本構想に基づく基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。） (2)玉野市都市計画マスタープラン |
| 岡山県 | 笠岡市 | 笠岡市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 16 | 笠岡市自治基本条例(平成20年笠岡市条例第11号)第13条に規定する基本構想の策定、変更又は廃止に関するこ と |
| 岡山県 | 井原市 | 井原市議会の議決事件を指定する条例 | S57. 7. 6 | (1)1件100万円以上の出資及び出捐に関すること。 (2)認定市道以外の道路及び用悪水路の供用廃止に関すること。 (3)県営事業の市請に関すること。 (4)友好親善等都市縁組に関すること。 |
| 岡山県 | 総社市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 23 | 総社市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止に関するこ と |
| 岡山県 | 新見市 | 新見市議会基本条例 | H25. 2. 27 | (1)市政における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための計画等で、議長が必要と認めるもの (2)他の地方公共団体との間で行う事務事業の業務委託の締結 |
| 岡山県 | 備前市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会において議決すべき事件を定める条例 | H21. 2. 27 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 岡山県 | 瀬戸内市 | 瀬戸内市自治基本条例 | H18. 2. 13 | 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための基本計画 |
| 岡山県 | 赤磐市 | 赤磐市議会基本条例 | H25. 1. 1 | (1)市民憲章の制定及び改廃に関すること。 (2)総合計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）の策定、変更等に関すること。 (3)その他総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画の策定、変更等に関すること、議長が必要と認めるもの。 |
| 岡山県 | 真庭市 | 真庭市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 28 | 市民憲章の制定又は改廃、真庭市基本構想の策定又は改廃、各種の都市宣言の策定又は改廃、姉妹都市又は友好都市の提携に関するこ と。 |
| 岡山県 | 浅口市 | 浅口市議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1)浅口市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止 (2)国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく浅口市における国土利用計画の策定、変更及び廃止 |
| 岡山県 | 早島町 | 早島町議会基本条例 | H25. 4. 1 | 総合計画基本構想及び総合計画基本計画に関するこ と |
| 岡山県 | 鏡野町 | 鏡野町の議会の議決に付すべき事件の指定に関する条例 | H17. 3. 1 | 鏡野町の住民に重大な影響を及ぼす計画及び長期の計画に関するこ と |
| 岡山県 | 勝央町 | 勝央町議会の議決すべき事件等に関する条例 | H24. 4. 1 | (1)基本構想(本町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。))の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための町政全般に係る基本的施策 の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。以下同じ。))の策定及び改廃 (3)姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消 (4)宣言の制定及び改廃 (5)町民憲章の制定及び改廃 |
| 岡山県 | 美咲町 | 美咲町議会基本条例 | H24. 6. 21 | (1)美咲町基本構想及び美咲町総合計画・美咲町振興計画の策定及び変更 (2)美咲町過疎地域自立促進市町村計画の策定及び変更 (3)辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更 |
| 岡山県 | 吉備中央町 | 吉備中央町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 11. 30 | 吉備中央町立小中学校等教育施設整備計画に関するこ と |
| 計 | 17団体 | | 17件 | |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|--|
| 広島県 | 広島市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H16. 4. 1 | 他の条例に定めるもののほか、広島市基本構想(本市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めるものをいう。)又は広島市基本計画(広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の決定、変更又は廃止 |
| 広島県 | 呉市 | 呉市議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 22 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること 姉妹都市及び友好都市の提携に関すること |
| 広島県 | 尾道市 | 尾道市総合計画策定条例 | H27. 9. 28 | 尾道市総合計画の基本構想の策定又は変更 |
| 広島県 | 福山市 | 福山市総合計画の策定手続に関する条例 | H24. 4. 1 | 福山市総合計画の基本構想の策定又は変更 |
| 広島県 | 府中市 | 府中市総合計画策定条例 | H26. 3. 19 | 府中市総合計画の基本構想の策定又は変更 |
| 広島県 | 庄原市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 30 | (1)庄原市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること (2)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 広島県 | 三次市 | 三次市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H18. 9. 29 | 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること |
| 広島県 | 三原市 | 三原市長期総合計画策定条例 | H25. 10. 1 | 三原市長期総合計画の基本構想の策定又は変更 |
| 広島県 | 東広島市 | 東広島市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 東広島市総合計画基本構想および東広島市総合計画の策定、変更に関するもの 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定及び変更に関わるもので別に定めるもの |
| 広島県 | 廿日市市 | 廿日市市総合計画の策定手続に関する条例 | H26. 9. 25 | 基本構想及び基本計画(施策方針に限る。)の策定又は変更(軽微な変更を除く。) |
| 広島県 | 海田町 | 海田町議会基本条例 | H24. 12. 21 | 町政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める重要な計画の策定又は変更(軽微なものを除く。) |
| 広島県 | 北広島町 | 北広島町議会基本条例 | H27. 4. 1 | 基本構想、基本計画及びそれに準ずるもの 町が他団体と結ぶ協定のうち、予算を伴うもの及び特に議会が認めるもの |
| 広島県 | 大崎上島町 | 大崎上島町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 12. 22 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は廃止に関すること |
| 計 | 13団体 | 13件 | | |
| 山口県 | 下関市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 30 | (1)市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。 (3)姉妹都市又は友好都市提携に関すること。 (4)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。 (5)連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 山口県 | 下関市 | 下関市名誉市民条例 | H17. 7. 1 | 名誉市民の選定の同意と名誉市民の称号の取消しの同意 |
| 山口県 | 宇部市 | 宇部市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 10. 2 | 宇部市総合計画の基本構想及び実行計画の策定、変更又は廃止に関すること |
| 山口県 | 山口市 | 山口市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H22. 6. 29 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)の規定による定住自立圏形成協定の締結、変更若しくは廃止又は定住自立圏形成方針の策定、変更若しくは廃止 |
| 山口県 | 山口市 | 山口市名誉市民条例 | H24. 9. 24 | 名誉市民の称号贈呈、名誉市民の称号取消 |
| 山口県 | 萩市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 22 | 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 |
| 山口県 | 防府市 | 防府市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 3. 31 | (1)基本構想及び基本計画の策定又は変更 (2)政策及び施策の基本的方向を定める計画の策定、変更又は廃止 (3)姉妹都市の提携に関すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|--------|---|-------------|--|
| 山口県 | 岩国市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく岩国市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 9. 30 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定又は改廃に関する事。 |
| 山口県 | 光市 | 光市行政に係る基本的な計画等を議会の議決事件等にする条例 | H24. 4. 1 | 基本構想、基本計画、各行政分野に係る基本的な計画、大規模な公共事業の実施に係る計画及び執行機関が他団体と結ぶ提携又は協定のうち予算を伴うもの。 |
| 山口県 | 長門市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 12. 1 | 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 山口県 | 周南市 | 周南市総合計画策定条例 | H25. 9. 30 | 基本構想 |
| 山口県 | 山陽小野田市 | 山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 4. 1 | ・山陽小野田市総合計画の基本構想の策定又は改廃に関する事。 ・基本構想を達成するために、施策の大綱に従って施策の目的及び方針を定める基本計画の策定又は改廃に関する事。 |
| 山口県 | 周防大島町 | 周防大島町名誉町民条例 | H18. 7. 1 | 町公葬に関する事 |
| 山口県 | 和木町 | 和木町総合計画策定条例 | H26. 9. 25 | 基本構想の策定、変更 |
| 山口県 | 田布施町 | 田布施町総合計画策定条例 | H24. 3. 26 | 基本構想及び基本計画の策定 |
| 山口県 | 田布施町 | 田布施町名誉町民条例 | S36. 6. 1 | 名誉町民の選定 |
| 山口県 | 阿武町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 27 | ・定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止 ・町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 計 | 14団体 | 17件 | | |
| 徳島県 | 徳島市 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 22 | 定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 徳島県 | 鳴門市 | 鳴門市名誉市民条例 | S39. 10. 15 | 名誉市民は、市長が市議会に諮って決定する。 |
| 徳島県 | 小松島市 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 22 | 定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 徳島県 | 阿南市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 6. 22 | 定住自立圏形成協定締結若しくは変更（軽微な変更を除く。）又は同協定の廃止 |
| 徳島県 | 阿波市 | 阿波市議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 2. 29 | 本市が総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 徳島県 | 美馬市 | 美馬市総合計画策定条例 | H26. 9. 24 | 本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、又は変更に関する事 |
| 徳島県 | 上勝町 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H22. 12. 24 | 定住自立圏形成協定締結若しくは変更又は同協定の廃止に関する事 |
| 徳島県 | 佐那河内村 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 20 | 定住自立圏形成協定を締結すること及び当該協定の廃止を求める事。 |
| 徳島県 | 石井町 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 20 | 定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 徳島県 | 神山町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 21 | 神山町総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関する事、定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 徳島県 | 那賀町 | 地方自治法第96条第2項の規定による那賀町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H22. 6. 22 | 定住自立圏形成協定（阿南市が中心的な役割を担い、阿南市及び周辺自治体が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについての必要な事項を定める協定をいう。）の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関する事。 |
| 徳島県 | 牟岐町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 18 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止に関する事。 |
| 徳島県 | 美波町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 6. 18 | (1) 定住自立圏構想に基づく形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関する事。 (2) 美波町病院事業のあり方を示す医療体制整備方針の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 徳島県 | 海陽町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 11 | 定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更又は廃止に関する事 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|--|
| 徳島県 | 松茂町 | 松茂町議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 16 | (1) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関する事。 (2) 基本構想（町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。）の策定若しくは変更又は廃止に関する事。 (3) 国土利用計画の策定若しくは変更又は廃止に関する事。 |
| 徳島県 | 北島町 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 22 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、廃止を求める旨を通告すること |
| 徳島県 | 藍住町 | 定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 12. 24 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、廃止を求める旨を通告すること |
| 徳島県 | 板野町 | 板野町議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 9. 26 | (1) 定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること (2) 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること |
| 徳島県 | 上板町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 4. 1 | (1) 定住自立圏形成協定を締結すること、当該協定を変更し、又は廃止する旨の合意をすること及び当該協定の廃止を求める旨の通告をすること (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく上板町国土利用計画を策定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 計 | 19団体 | 19件 | | |
| 香川県 | 高松市 | 高松市名誉市民条例 | H9. 3. 27 | 名誉市民の選定、取消 |
| 香川県 | 高松市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 27 | ①市域における総合的かつ計画的な行政の運営を 図るための基本構想の策定、変更又は廃止 ②定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又はこれを廃止する旨の通告 |
| 香川県 | 丸亀市 | 丸亀市定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 3. 2 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告 |
| 香川県 | 坂出市 | 坂出市名誉市民条例 | S38. 3. 26 | 名誉市民の選定 |
| 香川県 | 坂出市 | 坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例 | H26. 12. 26 | 坂出市まちづくり基本構想の策定について |
| 香川県 | 善通寺市 | 善通寺市名誉市民条例 | H11. 5. 19 | 名誉市民の選定、取消 |
| 香川県 | 善通寺市 | 定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 3. 2 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告 |
| 香川県 | 観音寺市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 香川県 | さぬき市 | さぬき市議会の議決事件に関する条例 | H28. 3. 28 | さぬき市基本計画(さぬき市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。)の策定、変更又は廃止 市民憲章の制定、変更又は廃止 |
| 香川県 | 東かがわ市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 27 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること及び東かがわ市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 香川県 | 三豊市 | 三豊市名誉市民条例 | H18. 1. 1 | 名誉市民を決定すること |
| 香川県 | 三豊市 | 三豊市表彰条例 | H18. 1. 1 | 特別功労表彰者を決定すること |
| 香川県 | 三豊市 | 三豊市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 三豊市総合計画基本構想及び基本計画の策定又は変更、三豊市都市計画マスタープランの策定又は変更、三豊市地域福祉計画の策定又は変更 |
| 香川県 | 土庄町 | 土庄町総合計画策定条例 | H24. 3. 23 | 土庄町の基本構想及び基本計画の策定・変更に関する事 |
| 香川県 | 琴平町 | 琴平町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 3. 9 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告 |
| 香川県 | 多度津町 | 多度津町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 3. 9 | 丸亀市との間において定住自立圏の形成に関する協定について、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 香川県 | まんのう町 | まんのう町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H24. 3. 21 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告について |
| 計 | 12団体 | 17件 | | |
| 愛媛県 | 松山市 | 松山市総合計画策定条例 | H24. 3. 23 | 総合計画に基づく基本構想 |
| 愛媛県 | 松山市 | 松山市名誉市民条例 | S37. 7. 2 | 名誉市民の選定に関する事 |
| 愛媛県 | 今治市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 4. 1 | ・総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定 ・定住自立圏構想に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 |
| 愛媛県 | 八幡浜市 | 八幡浜市議会基本条例 | H25. 3. 30 | ・八幡浜市総合計画に係る基本構想及び基本計画 ・八幡浜市都市計画マスタープラン ・八幡浜市行政改革大綱 |
| 愛媛県 | 新居浜市 | 新居浜市議会の議決事件に関する条例 | H27. 9. 30 | 市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(市政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。)の策定、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止 |
| 愛媛県 | 西条市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 6. 24 | 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 |
| 愛媛県 | 大洲市 | 大洲市総合計画の策定等に関する条例 | H27. 7. 1 | 総合計画の基本構想を策定し又は変更するとき。 |
| 愛媛県 | 四国中央市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 9. 30 | 基本構想の策定、変更又は廃止に関する事とする。 |
| 愛媛県 | 西予市 | 西予市城川学校林設置条例 | H16. 4. 1 | 学校林に供用する土地、面積及び造林期間に関する事。 |
| 愛媛県 | 西予市 | 西予市総合計画策定条例 | H26. 3. 27 | 総合計画の基本構想を策定又は変更するとき。 |
| 愛媛県 | 久万高原町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 14 | 町行政の運営を図るための総合計画における基本構想の策定は、議会の議決すべき事件とする。 |
| 愛媛県 | 内子町 | 内子町総合計画策定条例 | H26. 9. 25 | 総合計画の基本構想を策定し又は変更するとき。 |
| 計 | 10団体 | 12件 | | |
| 高知県 | 高知市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 8. 1 | 市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止及び定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告 |
| 高知県 | 高知市 | 高知市名誉市民条例 | H7. 7. 15 | 高知市名誉市民の称号を贈る者の選定及び称号の取消しに関する事 |
| 高知県 | 安芸市 | 安芸市総合計画策定条例 | H26. 3. 24 | 基本構想の策定及び変更 |
| 高知県 | 南国市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 29 | (1)市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事 (2)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告に関する事 |
| 高知県 | 宿毛市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 16 | (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告 |
| 高知県 | 土佐清水市 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 1. 1 | (1)総合振興計画に関する事。 (2)介護保険事業計画に関する事。 (3)高齢者福祉計画に関する事。 (4)小中学校統合実施プランに関する事。 (5)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を決定すること。 |
| 高知県 | 四万十市 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 10. 1 | (1)総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2)定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告 (3)各種の都市宣言の制定又は改廃 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|--|
| 高知県 | 香南市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | (1) 香南市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨の通告 |
| 高知県 | 香美市 | 香美市議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1) 振興計画の基本構想及び基本計画に関すること (2) 香美市国土利用計画に関すること (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認める計画 (4) 市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの (5) 香美市定住自立圏形成協定に係る事件 |
| 高知県 | 本山町 | 本山町議会基本条例 | H24. 1. 1 | 振興計画基本計画及び5年以上各種計画(一部計画を除く) |
| 高知県 | 土佐町 | 議会の議決事件に関する条例 | H23. 1. 24 | 憲章、宣言の制定又は改廃に関すること |
| 高知県 | いの町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 6. 27 | 町域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 高知県 | 越知町 | 越知町議会の議決すべき事件に関する条例 | S46. 9. 25 | 広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため設けた協議会において作成する広域にわたる総合的な計画 |
| 高知県 | 四万十町 | 四万十町議会基本条例 | H24. 3. 7 | 四万十町まちづくり基本条例(平成22年四万十町条例第25号)第18条の規定に基づく総合振興計画の基本構想及び基本計画、行政改革・財政運営に関する中期計画、男女共同参画計画、次世代育成支援行動計画、環境基本計画、景観計画・文化的景観保存計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害者福祉計画、住生活基本計画 |
| 高知県 | 三原村 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 7. 1 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告すること |
| 高知県 | 黒潮町 | 議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 6. 18 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告すること |
| 計 | 15団体 | 16件 | | |
| 福岡県 | 北九州市 | 北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H20. 9. 9 | 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止。 |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡市特別職職員等退職手当支給条例 | H27. 4. 1 | 特別職の退職手当の額の減額 |
| 福岡県 | 福岡市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H16. 12. 20 | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関する事、及び公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること。 |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡市公園条例 | H21. 4. 1 | 公園の区域の全部又は一部の廃止 |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡市名誉市民条例 | S48. 3. 8 | 名誉市民の選定(同意) |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡市長の政治倫理に関する条例 | H22. 4. 1 | 福岡市政治倫理審査会委員の選任(同意) |
| 福岡県 | 福岡市 | 福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 | H24. 3. 29 | 基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 福岡県 | 大牟田市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H28. 4. 1 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 福岡県 | 大牟田市 | 大牟田市総合計画条例 | H26. 9. 26 | まちづくり総合プランを策定し、変更し、又は廃止すること |
| 福岡県 | 久留米市 | 久留米市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 10. 1 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 福岡県 | 田川市 | 田川市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | S46. 3. 15 | 転貸借による借入金の貸付契約に関する事 |
| 福岡県 | 田川市 | 田川市議会基本条例 | H23. 4. 1 | 基本構想及び基本計画 |
| 福岡県 | 柳川市 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H22. 3. 31 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 福岡県 | 八女市 | 八女市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 3. 24 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止をする旨を通告すること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|---|
| 福岡県 | 大川市 | 大川市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例 | H21. 12. 24 | 本市の行政に係る基本的な計画の策定、変更又は廃止 |
| 福岡県 | 行橋市 | 行橋市議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H23. 12. 15 | 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 福岡県 | 豊前市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 28 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は当該協定の廃止を求める旨の通告に関する事項、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事項、行政改革大綱及び行財政改革推進プランの策定、変更又は廃止に関する事項、農村振興基本計画の策定、変更又は廃止に関する事項、農業振興地域整備計画の策定、変更又は廃止に関する事項、都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止に関する事項、子ども・子育て支援事業計画の策定、変更又は廃止に関する事項及び総合戦略の策定、変更又は廃止に関する事項 |
| 福岡県 | 豊前市 | 豊前市功労者表彰条例 | H19. 4. 1 | 1. 市の公益及び振興発展に尽力し、功労顕著な者 2. 市議会議員として、満12年以上在職し、功労顕著な者 3. 本市住民及び本市に縁故の深い者で、公共福祉の増進、文化の興隆に貢献し、社会の公益、文化に偉大な功績を残し、市民が郷土の誇りとし、国家的人物として世の敬仰を受くるに値する者には、名誉市民の称号を送り、これを表彰する |
| 福岡県 | 小郡市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を求める条例 | H28. 4. 1 | 小郡市の総合振興計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 福岡県 | 筑紫野市 | 筑紫野市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 筑紫野市市民自治基本条例第10条第1項に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び改定に関するもの |
| 福岡県 | 大野城市 | 大野城市議会基本条例 | H27. 4. 1 | 総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）及び廃止 |
| 福岡県 | 太宰府市 | 太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例 | S41. 11. 4 | 水道用水として取水するための水利権者との契約に関することで必要と認められるもの 宅地造成事業実施に伴う事業者との契約に関することで必要と認められるもの 都市計画法第11条の都市施設で計画決定及び変更に関することで必要と認められるもの 都市計画法第12条の市街地開発事業の決定及び変更に関することで必要と認められるもの |
| 福岡県 | 古賀市 | 古賀市基本構想の策定に関する条例 | H23. 9. 30 | 基本構想の策定及び変更 |
| 福岡県 | 古賀市 | 古賀市議会基本条例 | H26. 4. 1 | 基本構想の策定及び変更 |
| 福岡県 | うきは市 | うきは市議会基本条例 | H26. 4. 1 | 基本計画の策定・変更に関する事、市の施策その他これに類する計画の策定・変更に関する事及び市と他団体の予算を伴う提携・協定の締結 |
| 福岡県 | 朝倉市 | 朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画のうち当該計画の期間が5年以上のものの策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止。 |
| 福岡県 | みやま市 | みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H22. 3. 19 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定の①締結②変更③廃止を求める旨の通告 |
| 福岡県 | 糸島市 | 糸島市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 市の総合計画のうち基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 福岡県 | 宇美町 | 宇美町議会基本条例 | H25. 10. 1 | 町民憲章の制定及び改廃、宇美町総合計画の策定又は改廃に関する事 |
| 福岡県 | 新宮町 | 新宮町議会基本条例 | H27. 1. 1 | 新宮町総合計画基本構想の策定及び変更に関する事 |
| 福岡県 | 粕屋町 | 粕屋町総合計画策定条例 | H26. 12. 19 | 総合計画 |
| 福岡県 | 芦屋町 | 芦屋町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 4. 1 | 芦屋町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事項 |
| 福岡県 | 遠賀町 | 遠賀町議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1) 遠賀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。 (2) 遠賀町都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。 (3) 前2号に類するもので、議長が必要と認める計画を策定し、又は変更すること。 |
| 福岡県 | 小竹町 | 小竹町議会の議決すべき事件等に関する条例 | H24. 4. 1 | 町の基本構想及び町民憲章 |
| 福岡県 | 筑前町 | 筑前町議会基本条例 | H27. 12. 3 | 筑前町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止 |
| 福岡県 | 東峰村 | 東峰村議会基本条例 | H25. 3. 19 | 東峰村における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|--|-------------|--|
| 福岡県 | 大木町 | 大木町議会基本条例 | H26. 4. 1 | 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定される基本構想及び基本計画 |
| 福岡県 | 香春町 | 香春町総合計画基本構想を議会の議決事件として定める条例 | H23. 9. 22 | 香春町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 |
| 福岡県 | 添田町 | 添田町議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 15 | 長期（5年以上）にわたる町の主要な計画に関すること。 |
| 福岡県 | 川崎町 | 川崎町議会基本条例 | H23. 12. 9 | ①総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画 ②町行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針、その他これらに類するものに関すること |
| 福岡県 | 苅田町 | 苅田町議会基本条例 | H23. 9. 13 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画 |
| 福岡県 | 上毛町 | 上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例 | H21. 6. 22 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める通告に関する事項 |
| 福岡県 | 築上町 | 築上町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 6. 24 | 公平委員会が喚問した証人の費用弁償に関すること及び定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関すること。 |
| 計 | 34団体 | 43件 | | |
| 佐賀県 | 佐賀市 | 佐賀市議会基本条例 | H23. 8. 1 | 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等 |
| 佐賀県 | 唐津市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 26 | 市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止及び定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 鳥栖市名誉市民条例 | S62. 3. 30 | 名誉市民の選定（同意） |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 鳥栖市固定資産評価委員及び固定資産評価補助員の設置等に関する条例 | S55. 11. 22 | 固定資産評価委員の設置に関すること |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 鳥栖市天災による被害農林業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例 | S55. 11. 22 | 融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 鳥栖市議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 10. 1 | 基本構想、基本計画、都市宣言及び他の地方公共団体との提携に関すること |
| 佐賀県 | 多久市 | 多久市議会基本条例 | H23. 3. 31 | 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更等 |
| 佐賀県 | 多久市 | 多久市名誉市民条例 | S51. 12. 27 | 名誉市民の選定（同意） |
| 佐賀県 | 伊万里市 | 伊万里市議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 9. 24 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止に関すること |
| 佐賀県 | 伊万里市 | 伊万里市政に係る基本的な計画の策定等の手続きに関する条例 | H23. 9. 26 | 基本計画の策定、変更及び廃止に関すること |
| 佐賀県 | 武雄市 | 武雄市天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例 | H18. 3. 1 | 融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること |
| 佐賀県 | 武雄市 | 武雄市特別職の職員の退職手当に関する条例 | H18. 3. 1 | 退職手当の支給制限規定に該当する者に対する退職手当の支給に関すること |
| 佐賀県 | 鹿島市 | 鹿島市議会基本条例 | H22. 10. 1 | 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更等に関すること |
| 佐賀県 | 鹿島市 | 鹿島市名誉市民条例 | H26. 4. 1 | 名誉市民の選定（同意） |
| 佐賀県 | 小城市 | 小城市総合計画策定条例 | H27. 4. 1 | 基本構想及び基本計画の策定及び変更すること |
| 佐賀県 | 嬉野市 | 嬉野市議会基本条例 | H24. 10. 1 | (1)基本構想を定め又は改定すること。 (2)基本構想の基本計画を策定又は変更すること。 (3)基本計画に準ずる計画の策定又は変更等であって、議会及び市長等が事前に協議し、必要があると認めるもの。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|--|-------------|---|
| 佐賀県 | 吉野ヶ里町 | 吉野ヶ里町議会基本条例 | H25. 12. 18 | (1)吉野ヶ里町基本構想及び総合計画 (2)吉野ヶ里町地域防災計画 (3)吉野ヶ里町男女共同参画基本計画 (4)吉野ヶ里町観光戦略計画 (5)農業振興地域整備計画 |
| 佐賀県 | 基山町 | 基山町名誉町民条例 | H23. 3. 25 | 名誉町民の決定(同意) |
| 佐賀県 | 基山町 | 基山町天災による被害農林業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損失補償条例 | H13. 12. 28 | 融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度 |
| 佐賀県 | 基山町 | 地方自治法第96条第2項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 6. 17 | 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 佐賀県 | 上峰町 | 上峰町名誉町民条例 | H12. 3. 27 | 名誉町民の決定(同意) |
| 佐賀県 | 有田町 | 有田町議会の議決すべき事件に関する条例 | H21. 9. 11 | 定住自立圏形成協定を締結し、変更し、又は廃止すること。 |
| 佐賀県 | 江北町 | 江北町名誉町民条例 | S62. 10. 1 | 名誉町民の決定(同意) |
| 佐賀県 | 白石町 | 白石町天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例 | H17. 1. 1 | 融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関する事 |
| 佐賀県 | 白石町 | 白石町議会基本条例 | H23. 12. 1 | 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更等とする。 |
| 計 | 15団体 | 25件 | | |
| 長崎県 | 長崎市 | 長崎市議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 9. 30 | (1)市民憲章を制定し、又は改廃すること。 (2)姉妹都市の提携をすること。 (3)定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をすること又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること。 |
| 長崎県 | 佐世保市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 3. 27 | 平成19年12月19日付市議会の議決に係る佐世保市総合計画基本構想の変更又は廃止に関する事項 |
| 長崎県 | 諫早市 | 諫早市議会基本条例 | H25. 4. 10 | 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める総合計画の策定または変更 |
| 長崎県 | 大村市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 29 | 基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 長崎県 | 松浦市 | 松浦市総合計画策定条例 | H25. 3. 29 | 基本構想策定又は廃止 |
| 長崎県 | 壱岐市 | 議会基本条例 | H24. 1. 1 | (1)総合計画 (2)地域防災計画 (3)公営住宅等長寿命化計画 (4)高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 (5)次世代育成支援行動計画 |
| 長崎県 | 五島市 | 五島市議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 9. 30 | 定住自立圏構想推進要綱第5(4)の規定による定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 長崎県 | 西海市 | 西海市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 19 | (1)姉妹都市の締結 (2)西海市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定 |
| 長崎県 | 雲仙市 | 雲仙市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 6. 30 | (1) 市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告 |
| 長崎県 | 南島原市 | 南島原市総合計画策定条例 | H28. 4. 1 | 市総合計画の基本構想を策定又は変更するとき |
| 長崎県 | 長与町 | 長与町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 9. 30 | 定住自立圏形成協定の締結もしくは変更をすること又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |
| 長崎県 | 長与町 | 長与町基本構想の策定に関する条例 | H25. 4. 1 | 町の基本構想の策定、変更及び廃止 |
| 長崎県 | 時津町 | 時津町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H25. 9. 27 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更をすること又は当該協定の廃止を求める旨の通告をすること |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H26. 2. 12 | 小値賀町基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町議会基本条例 | H24. 4. 1 | (1) 基本構想及び総合計画 (2) 地域防災計画 (3) 老人福祉計画及び介護保険事業計画 (4) 次世代育成支援行動計画 |
| 計 | 14団体 | 15件 | | |
| 熊本県 | 熊本市 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 30 | 熊本市自治基本条例(平成21年条例第37号)第13条第1項に規定する基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 熊本県 | 八代市 | 八代市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 18 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定の締結をし、若しくは変更(軽微な変更を除く。)をし、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 人吉市 | 人吉市議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H26. 7. 1 | (1) 人吉市総合計画基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 荒尾市 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H24. 9. 24 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 水俣市 | 水俣市議会基本条例 | H23. 3. 16 | 水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止に関する事。 |
| 熊本県 | 玉名市 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 30 | ・玉名市における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 ・定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 山鹿市 | 議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 3. 24 | (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2) 定住自立圏を形成するための方針を策定し、変更し、又は廃止すること。 |
| 熊本県 | 山鹿市 | 山鹿市名誉市民条例 | H27. 3. 24 | (1) 山鹿市名誉市民選考委員会が選考した名誉市民の候補者のうちから、市長が議会の同意を得て選定すること。 (2) 名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により、著しく名誉を失い、市民の尊敬を受けなくなったと認めるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。 |
| 熊本県 | 菊池市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 4. 1 | (1) 菊池市総合計画基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。 (2) 菊池行政改革大綱の策定に関する事。 (3) 定住自立圏を形成するための方針の策定に関する事。 |
| 熊本県 | 上天草市 | 上天草市議会基本条例 | H24. 7. 6 | 総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更。 友好都市の提携又はこれらに類するもの。 |
| 熊本県 | 阿蘇市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 14 | 阿蘇市基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 阿蘇市基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市議会基本条例 | H26. 12. 25 | (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の策定又は変更。 (2) (1)のほか、法律等の規定に基づく計画等並びに基本構想及び基本計画に基づく計画(いずれも計画期間が概ね3年以上のもの。)の策定又は変更のうち、市長と協議の上、特に重要であると認められるもの。 |
| 熊本県 | 美里町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 3. 13 | 基本構想の策定、変更又は廃止すること。 |
| 熊本県 | 玉東町 | 玉東町定住自立圏形成協定の議決に関する条例 | H27. 9. 16 | 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止に関する事。 |
| 熊本県 | 南関町 | 議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 9. 26 | (1) 定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告すること。 (2) 町民栄誉賞の授与の決定及び取消しの承認に関する事。 |
| 熊本県 | 長洲町 | 長洲町議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H24. 9. 18 | 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|---------------------------------------|-------------|--|
| 熊本県 | 和水町 | 地方自治法第96条第2項の規定による和水町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 9. 28 | (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成協定の締結、若しくは変更、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 大津町 | 大津町議会の議決すべき事項を定める条例 | H17. 9. 26 | 地方自治法第2条第4項の規定による大津町基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。 |
| 熊本県 | 御船町 | 議会基本条例 | H22. 4. 1 | <ul style="list-style-type: none"> 御船町総合計画策定条例第2条第2号に定める基本構想及び同条第3号に定める基本計画 予定価格4000万円以上の工事又は製造の請負契約 地域防災計画 農業振興地域整備計画 |
| 熊本県 | 益城町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 14 | 益城町総合計画基本構想の策定、変更又は廃止 |
| 熊本県 | 山都町 | 山都町総合計画条例 | H26. 9. 17 | 総合計画の策定又は変更 |
| 熊本県 | 氷川町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 19 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止 国土利用計画の策定、変更及び廃止 農業振興地域整備計画の策定、変更及び廃止 地域福祉計画の策定、変更及び廃止 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止 |
| 熊本県 | 芦北町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 22 | 定住自立圏形成協定の締結、変更(軽微な変更を除く。)又は廃止に関すること。 |
| 熊本県 | 津奈木町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 19 | <ul style="list-style-type: none"> 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 熊本県 | 錦町 | 町議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 24 | 錦町における総合的かつ基本的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付総行応第39号)に基づく定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨の通告に関すること。 |
| 熊本県 | 多良木町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 13 | <ul style="list-style-type: none"> 多良木町基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 多良木町基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)の規定による定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 湯前町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 6. 18 | (1) 湯前町基本構想に基づく基本計画の策定に関すること。 (2) 湯前町基本計画の策定に関すること。 (3) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 水上村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 13 | (1) 水上村基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 水上村基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 相良村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 6. 23 | (1) 相良村基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 相良村基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 (4) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 山江村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H26. 6. 13 | 山江村基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 山江村基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 山江村地域福祉計画の策定、変更又は廃止に関すること。 山江村農業振興地域整備計画の策定、変更又は廃止に関すること。 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 球磨村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H26. 6. 11 | (1) 球磨村基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2) 球磨村基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (3) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を通告すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|---|
| 熊本県 | あさぎり町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 6. 16 | (1)あさぎり町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(以下「あさぎり町基本構想」という。)の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)基本計画(あさぎり町基本構想を実現するための基本的な計画)の策定、変更又は廃止に関する事。 (3)定住自立圏構想推進要綱(平成20年総務省事務次官通知)の規定による定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨を通告すること。 |
| 熊本県 | 苓北町 | 地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 基本構想の策定、変更、廃止に関する事 |
| 計 | 32団体 | 33件 | | |
| 大分県 | 大分市 | 大分市名誉市民条例 | S38. 3. 10 | 名誉市民の推挙に関する事 |
| 大分県 | 大分市 | 大分市向原財産区管理会条例 | S48. 6. 22 | 向原財産区管理委員の選任に関する事 |
| 大分県 | 大分市 | 大分市常勤特別職の退職手当支給条例 | H8. 4. 1 | 市長、副市長等の退職手当の額に関する事 |
| 大分県 | 大分市 | 大分市総合計画の議決に関する条例 | H24. 12. 17 | 大分市総合計画 |
| 大分県 | 中津市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H26. 3. 20 | ・中津市の総合計画又はそれに代わる計画の策定若しくは変更又は廃止に関する事項 ・定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告に関する事項 ・姉妹都市又は友好都市の締結に関する事項 |
| 大分県 | 中津市 | 中津市名誉市民条例 | S41. 9. 30 | 名誉市民の推挙に関する事 |
| 大分県 | 日田市 | 日田市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 6. 30 | ・日田市自治基本条例第13条第1項に規定する総合計画のうち、基本構想の策定及び変更に関する事。 ・定住自立権形成方針の策定、変更又は廃止に関する事。 ・日田市立小学校の統合に関する事。 ・日田市立中学校の統合に関する事。 |
| 大分県 | 佐伯市 | 佐伯市議会基本条例 | H22. 10. 1 | ・佐伯市総合計画基本構想に基づく基本計画を策定し、又は変更すること。 ・佐伯市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。 ・佐伯市長期総合教育計画を策定し、又は変更すること。 |
| 大分県 | 臼杵市 | 臼杵市総合計画条例 | H26. 12. 19 | 総合計画の基本構想の策定に関する事。 |
| 大分県 | 津久見市 | 津久見市名誉市民条例 | S60. 4. 1 | 社会文化の興隆に偉大な功績のあった者に対し、その功績をたたえ市民敬愛の対象として顕彰することに関する事 |
| 大分県 | 津久見市 | 津久見市議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 6. 11 | ・市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 ・行財政改革に関する計画のうち基本的方針の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 大分県 | 豊後高田市 | 豊後高田市議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 3. 24 | ・市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 ・定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に規定する定住自立圏形成協定の締結及び変更並びに廃止を求める旨の通告に関する事。 |
| 大分県 | 宇佐市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H25. 6. 27 | ・本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びその基本構想に基づき市の行政分野全般にわたる施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるための基本計画の策定、変更又は廃止 ・定住自立圏形成協定の締結及び変更並びに同協定を廃止する旨の通告 |
| 大分県 | 豊後大野市 | 豊後大野市議会基本条例 | H24. 10. 1 | ・総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止 ・基本計画(前号に規定する基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの)の策定、変更又は廃止 |
| 大分県 | 由布市 | 由布市議会の議決事件に関する条例 | H18. 7. 7 | ・由布市の憲章及び由布市の基本的方針に係る宣言の制定、変更又は廃止に関する事。 ・由布市の基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものをいう。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更、又は廃止に関する事。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------------------|------------|--|
| 大分県 | 国東市 | 国東市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 大分県 | 日出町 | 日出町議会基本条例 | H28. 1. 1 | 日出町総合計画を策定又は改定すること |
| 計 | 12団体 | 17件 | | |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 宮崎市名誉市民条例 | S31. 5. 1 | 本市住民又は本市に縁故の深い者で公共の福祉の増進産業文化の進展又は社会公益上に偉大な貢献をなし、その功績が顕著であって市民が深く尊敬に値すると認める者に、この条例の定めるところにより宮崎市名誉市民(以下名誉市民という)の称号を贈ること。 |
| 宮崎県 | 宮崎市 | 宮崎市議会の議決すべき事件に関する条例 | H24. 3. 31 | 市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。 |
| 宮崎県 | 都城市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 2. 13 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 宮崎県 | 延岡市 | 延岡市議会基本条例 | H25. 4. 1 | 延岡市長期総合計画(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画をいう)のうち基本構想及び基本計画の策定及び変更(軽微な変更を除く) |
| 宮崎県 | 延岡市 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 3. 30 | (1) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 宮崎県 | 延岡市 | 延岡市名誉市民条例 | S31. 7. 6 | 名誉市民の決定に関すること |
| 宮崎県 | 日南市 | 日南市名誉市民条例 | H23. 4. 1 | 名誉市民の決定に関すること |
| 宮崎県 | 日南市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 4. 1 | (1) 基本構想の策定、変更又は廃止 (2) 基本構想を実現するための基本計画の策定、変更又は廃止 |
| 宮崎県 | 小林市 | 議会の議決事件に関する条例 | H25. 4. 1 | (1) 小林市まちづくり基本条例第12条第1項の規定に基づく総合計画の策定又は変更(軽微な変更であって、議会の議長が認めたものを除く。)に関すること。 (2) 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を関係自治体に通告すること。 |
| 宮崎県 | 日向市 | 日向市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 3. 20 | (1) 日向市総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止(軽微なものを除く。) (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これに類するもので、次に掲げるものの策定、変更又は廃止 ア 日向市行政改革大綱 イ 日向市環境基本計画 ウ 日向市地域福祉計画 エ 日向市農林水産業振興計画 オ アからエに掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (4) 各種都市宣言の制定、変更又は廃止 (5) 予算を伴う国、他の地方公共団体、関係機関その他団体との連携又は協定の締結 |
| 宮崎県 | 串間市 | 串間市名誉市民条例 | S57. 4. 12 | 名誉市民の決定及び名誉市民への礼遇 |
| 宮崎県 | 串間市 | 串間市教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例 | S39. 3. 31 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条第1項の規定により罷免された場合及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第87条の規定により失職した場合並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条第1項第2号の規定に該当し失職した場合でも、市長が特に必要があると認めるときは、議会の議決を経て退職手当を支給すること。 |
| 宮崎県 | 串間市 | 串間市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例 | S58. 3. 28 | 地方自治法第83条又は第87条第1項の規定により失職した場合及び地方自治法第178条第2項の規定により失職した場合でも、市長が特に必要があると認めるときは、議会の議決を経て退職手当を支給すること。 |
| 宮崎県 | 串間市 | 串間市社会福祉事業功労者顕彰条例 | S39. 6. 10 | 社会福祉事業功労者が、本人の責に帰すべき行為により著しく信用を失ったと認められる際、社会福祉事業功労者であることを取り消すこと。 |
| 宮崎県 | 西都市 | 西都市名誉市民条例 | S34. 7. 1 | 名誉市民の決定に関すること |
| 宮崎県 | 西都市 | 西都市議会の議決事件に関する条例 | H24. 9. 5 | (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定又は変更に関すること。 (2) 姉妹都市の提携に関すること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------------------|-------------|---|
| 宮崎県 | えびの市 | えびの市議会基本条例 | H22. 4. 1 | (1)えびの市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想に関する事。 (2)(1)に定める基本構想に基づく基本計画に関する事。 (3)前号に掲げるもののほか、市政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画及び指針その他これらに類するものに関する事(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの ア 都市計画及び上下水道に関する計画 イ 社会福祉及び医療に関する計画 ウ 農林水産業及び商工業その他の産業の振興に関する計画 エ 市民生活の安全、交通及び環境に関する計画 オ 教育に関する計画 カ 次世代育成及び男女共同参画に関する計画 (4)市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの |
| 宮崎県 | 三股町 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例 | H21. 6. 24 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること |
| 宮崎県 | 三股町 | 三股町議会基本条例 | H23. 3. 26 | (1)町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想に基づく基本計画 (2)前号に掲げるもののほか、町行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針、その他これらに類するものに関する事(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるものとする。 ア 都市計画、上下水道等に関する計画 イ 社会福祉、医療に関する計画 ウ 農林水産業、観光、商工業、その他の産業の振興に関する計画 エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画 オ 教育に関する計画 カ 次世代育成、男女共同参画に関する計画 (3)町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの (4)予定価格4,000万円以上の工事又は製造の請負契約 |
| 宮崎県 | 高原町 | 高原町名誉町民条例 | S34. 1. 21 | 名誉町民の決定及び名誉町民への礼遇 |
| 宮崎県 | 高原町 | 高原町議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 1. 24 | (1)高原町基本構想にかかる基本計画 (2)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 宮崎県 | 綾町 | 綾町名誉町民条例 | H18. 9. 29 | 名誉町民の決定及び名誉町民への礼遇 |
| 宮崎県 | 綾町 | 綾町総合計画策定条例 | H28. 3. 1 | 町の総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び基本計画 |
| 宮崎県 | 西米良村 | 西米良村議会基本条例 | H25. 4. 1 | 西米良村基本構想の策定、変更又は廃止に関する事。 西米良村基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 宮崎県 | 木城町 | 木城町総合計画策定条例 | H25. 6. 19 | 町の総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想の策定、変更とする。 |
| 宮崎県 | 都農町 | 都農町名誉町民条例 | S36. 4. 22 | 名誉町民の認定 |
| 宮崎県 | 門川町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 9. 15 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更及び定住自立圏形成協定の廃止を求める通告に関する事 |
| 宮崎県 | 高千穂町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 11. 13 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。 (2)定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 宮崎県 | 日之影町 | 日之影町名誉町民条例 | S42. 3. 27 | 名誉町民の認定 |
| 宮崎県 | 日之影町 | 日之影町企業立地促進条例 | H12. 3. 24 | 企業立地をする者で税の減免等を受けるものの認定 |
| 宮崎県 | 日之影町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 9. 4 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更すること、若しくは廃止することの通知について |
| 宮崎県 | 日之影町 | 日之影町議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 6. 2 | 日之影町長期総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|-------|-----------------------------|-------------|--|
| 宮崎県 | 五ヶ瀬町 | 五ヶ瀬町名誉町民条例 | S53. 3. 22 | 名誉町民の認定 |
| 宮崎県 | 五ヶ瀬町 | 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 9. 28 | 定住自立圏形成協定の締結又は変更すること、若しくは廃止することの通知について |
| 計 | 19団体 | 34件 | | |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 鹿児島市総合計画策定条例 | H23. 8. 1 | 基本構想の策定、変更に関すること |
| 鹿児島県 | 鹿児島市 | 鹿児島市名誉市民条例 | S42. 4. 29 | 名誉市民の称号に関すること |
| 鹿児島県 | 鹿屋市 | 鹿屋市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 3. 25 | 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止をする旨を通告すること。 |
| 鹿児島県 | 枕崎市 | 枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 3. 13 | 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 鹿児島県 | 阿久根市 | 阿久根市議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 9. 26 | (1)市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。 (2)姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。 |
| 鹿児島県 | 出水市 | 出水市議会基本条例 | H25. 2. 25 | (1)法令又は条例で策定が義務付けられている計画等（次に掲げる計画等を除く。）で議会が必要と認めるもの ア 特定の地域を対象とする計画等 イ 計画等の期間が5年未満のもの (2)姉妹都市又は友好都市の盟約等 |
| 鹿児島県 | 指宿市 | 指宿市議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 12. 18 | 指宿市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止。 定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止すること。 |
| 鹿児島県 | 西之表市 | 西之表市議会基本条例 | H27. 7. 7 | (1)長期振興計画 (2)過疎地域自立促進計画 (3)辺地に係る公共的施設の総合整備計画 (4)高齢者福祉計画、介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画 (5)障害者計画 (6)障害福祉計画 (7)子ども・子育て支援事業計画 (8)まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| 鹿児島県 | 垂水市 | 垂水市議会の議決すべき事項を定める条例 | S30. 12. 26 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止をする旨を通告すること。 (2)地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額及び支給方法等を条例で定めること。 |
| 鹿児島県 | 薩摩川内市 | 薩摩川内市議会の議決すべき事項を定める条例 | H21. 3. 30 | (1)地方公務員法第8条第6項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (2)地方税法第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (3)定住自立圏構想推進要綱第5(4)に規定する定住自立圏形成方針を、策定、変更又は廃止すること。 |
| 鹿児島県 | 日置市 | 日置市議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 9 | 日置市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止 友好都市の提携または解消 |
| 鹿児島県 | 曾於市 | 曾於市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | (1)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告すること。 (2)総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 鹿児島県 | 霧島市 | 霧島市議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 4. 1 | 法令又は条例の規定により策定することとされている計画（法定計画）の策定等であって、あらかじめ市長から報告を受けたもののうち、議会が必要と認めたもの |
| 鹿児島県 | 南さつま市 | 南さつま市定住自立圏形成方針の議会の議決に関する条例 | H27. 12. 18 | 議決事件は、南さつま市定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止とする。（条例第2条） |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|------------------------------------|-------------|---|
| 鹿児島県 | 志布志市 | 志布志市議会の議決すべき事件に関する条例 | H27. 12. 22 | (1)市の基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。)を策定し、変更し、又は廃止すること。 (2)定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。 |
| 鹿児島県 | 南九州市 | 南九州市総合計画策定条例 | H23. 9. 6 | 基本構想の策定、変更に関すること |
| 鹿児島県 | 伊佐市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 6 | 市が総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 鹿児島県 | 始良市 | 始良市総合計画策定条例 | H23. 10. 13 | 基本構想の策定、変更に関すること |
| 鹿児島県 | 三島村 | 議会の議決すべき事項を定める条例 | S39. 7. 20 | (1)消防組織法第11条の規定による消防長及び消防吏員を除く消防職員の定数を条例で定めること。 (2)農業委員会等に関する法律第20条第1項の規定による書記を除く農業委員会の事務部局の職員の定数を条例で定めること。 (3)地方公務員法第8条第6項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (4)地方税法第433条第7項の規定に基づき固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額及び支給方法等を条例で定めること。 |
| 鹿児島県 | さつま町 | さつま町議会の議決すべき事項を定める条例 | H23. 9. 29 | さつま町基本構想の策定、変更又は廃止に関すること |
| 鹿児島県 | 長島町 | 長島町議会基本条例 | H25. 4. 1 | 地域防災計画、農業振興地域整備計画、町の基本構想に係る基本計画 |
| 鹿児島県 | 湧水町 | 湧水町議会の議決すべき事項を定める条例 | H25. 3. 14 | 湧水町基本計画の策定、変更又は廃止に関すること |
| 鹿児島県 | 大崎町 | 議会の議決すべき事項を定める条例 | S44. 1. 1 | (1)町の基本構想を策定すること (2)町の基本計画を策定すること |
| 鹿児島県 | 東串良町 | 東串良町議会の議決すべき事項を定める条例 | H23. 9. 30 | (1)東串良町総合振興計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)次に掲げる職員の定数を条例で定めること。 ア 消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条の規定による消防長及び消防吏員を除く消防職員 イ 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第20条第1項の規定による書記を除く農業委員会の事務部局の職員 (3)地方自治法第205条の規定による退職手当の額並びにその支給方法を条例で定めること。 (4)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規定に基づき公平委員会に喚問した証人に対し、費用を弁償するについてその額及び支給方法等を条例で定めること。 (5)地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第3項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し、費用を弁償するについてその額及び支給方法を条例で定めること。 |
| 鹿児島県 | 錦江町 | 錦江町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 6. 23 | 定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止をする旨の通告 |
| 鹿児島県 | 錦江町 | 錦江町議会の議決に付すべき事件に関する条例 | H24. 4. 1 | (1)本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、町政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止に関すること。 |
| 鹿児島県 | 南大隅町 | 南大隅町議会の議決すべき事項を定める条例 | H24. 9. 25 | (1)南大隅町総合振興計画の策定、変更又は廃止に関すること。 (2)消防組織法第12条第2項の規定による消防長及び消防吏員を除く消防職員の定数を条例で定めること。 (3)農業委員会等に関する法律第20条第1項の規定による書記を除く農業委員会の事務部局の職員の定数を条例で定めること。 (4)地方公務員法第8条第6項の規定により、公平委員会に喚問した証人に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (5)地方税法第433条第7項の規定により、固定資産評価審査委員会に出席を求めた関係者に対し費用を弁償するについて、その額、支給方法等を条例で定めること。 (6)地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は廃止を求める旨を通告することを定めること。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|------|-------------------------------------|-------------|--|
| 鹿児島県 | 肝付町 | 肝付町定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例 | H21. 6. 16 | 定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止に関する事 |
| 鹿児島県 | 屋久島町 | 屋久島町議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H22. 4. 1 | (1)基本構想に基づく基本計画の策定又は変更 (2)友好都市及び姉妹都市の提携又はこれに類するもの |
| 鹿児島県 | 和泊町 | 和泊町議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 19 | 和泊町総合振興計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 鹿児島県 | 知名町 | 知名町議会基本条例 | H28. 4. 1 | (1)知名町総合振興計画の策定、変更又は廃止に関する事。 (2)5年以上を1期とする町政全般にわたる施策に係る重要な計画の策定、変更又は廃止に関する事。 (3)姉妹都市又は友好都市の提携又は廃止に関する事。 |
| 鹿児島県 | 与論町 | 与論町議会基本条例 | H23. 6. 24 | (1)法律第2条第2項に規定に基づく基本構想及び総合計画 (2)与論町住宅マスタープラン (3)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (4)次世代育成支援行動計画 |
| 計 | 30団体 | 32件 | | |
| 沖縄県 | 那覇市 | 那覇市名誉市民条例 | H17. 4. 1 | 名誉市民の選定及び国際親善名誉市民の選定に関する事 |
| 沖縄県 | 那覇市 | 那覇市議会基本条例 | H25. 4. 1 | (1)那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関する事。 (2)前号に掲げる基本計画に基づく、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事。 (3)その他議会が必要と認める計画等 |
| 沖縄県 | 宜野湾市 | 宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例 | H28. 3. 25 | 宜野湾市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本構想の策定・変更又は廃止に関する事。 |
| 沖縄県 | 石垣市 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 9. 12 | 石垣市総合計画基本構想(10年計画) 石垣市基本計画(5年計画) |
| 沖縄県 | 浦添市 | 浦添市名誉市民条例 | H21. 12. 22 | 名誉市民の同意 |
| 沖縄県 | 名護市 | 名護市議会基本条例 | H26. 4. 1 | (1)名護市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた構想及び計画に関する事 (2)前号に掲げる計画に基づく市行政各分野における政策及び政策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関する事 |
| 沖縄県 | 糸満市 | 糸満市名誉市民条例 | H8. 3. 29 | 名誉市民の選定に関する事 |
| 沖縄県 | うるま市 | うるま市名誉市民条例 | H17. 4. 1 | 名誉市民の選定 |
| 沖縄県 | 宮古島市 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H22. 6. 30 | 定住自立圏構想推進要綱に基づく形成協定又は形成方針の策定、変更又は廃止 |
| 沖縄県 | 南城市 | 南城市議会基本条例 | H24. 3. 19 | ・南城市総合計画に基づく基本構想及び基本計画 ・南城市都市計画マスタープラン |
| 沖縄県 | 東村 | 東村議会の議決すべき事件を定める条例 | H24. 3. 30 | 東村総合計画基本構想に係る基本計画の策定又は変更。東村地域防災計画の策定又は変更。5年以上を一期とする村の施策に係る重要な計画の策定又は変更。姉妹都市又は友好都市の提携又は廃止。 |
| 沖縄県 | 本部町 | 本部町議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 10. 1 | 本部町総合計画基本構想の策定 |
| 沖縄県 | 恩納村 | 恩納村名誉村民条例 | S63. 6. 24 | 名誉村民の同意 |
| 沖縄県 | 宜野座村 | 宜野座村名誉村民条例 | S52. 12. 17 | 名誉村民の選定 |
| 沖縄県 | 金武町 | 金武町名誉村民条例 | H1. 4. 1 | 名誉村民の同意 |
| 沖縄県 | 伊江村 | 伊江村名誉村民条例 | H10. 6. 17 | 名誉村民の選定 |
| 沖縄県 | 嘉手納町 | 嘉手納町議会基本条例 | H26. 7. 1 | 嘉手納町総合計画基本構想、嘉手納町都市計画マスタープランに関する事 |
| 沖縄県 | 北谷町 | 北谷町総合計画条例 | H25. 4. 1 | 北谷町の総合的かつ計画的な町政の運営を図るため総合計画における基本構想の策定または変更 |
| 沖縄県 | 北中城村 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例 | H26. 12. 22 | 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関する事とする。 |

| 都道府県名 | 市町村名 | 条例の名称 | 施行年月日 | 議決すべき事件 |
|-------|--------|-------------------------------------|-------------|--|
| 沖縄県 | 西原町 | 西原町議会の議決すべき事件を定める条例 | H22. 4. 6 | 基本構想に基づく基本計画 |
| 沖縄県 | 西原町 | 西原町名誉町民条例 | H24. 3. 29 | 名誉町民の同意 |
| 沖縄県 | 与那原町 | 与那原町議会基本条例 | H25. 4. 1 | 与那原町総合計画 与那原町都市計画マスタープラン 与那原町高齢者保健福祉計画 与那原町子ども・子育て支援事業計画 |
| 沖縄県 | 与那原町 | 与那原町議会の議決に付すべき事件を定める条例 | H26. 11. 28 | まちづくりに関する憲章及び宣言又は町花・町木・町花木等を制定改廃すること |
| 沖縄県 | 南風原町 | 南風原町議会基本条例 | H25. 12. 25 | (1)南風原町総合計画基本構想及び基本計画 (2)南風原町地域防災計画 (3)南風原町地域福祉計画 (4)南風原町都市マスタープラン (5)南風原町農業振興地域整備計画 |
| 沖縄県 | 座間味村 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例 | H23. 12. 19 | 座間味村の総合計画の策定、変更又は廃止に関する事 |
| 沖縄県 | 伊平屋村 | 伊平屋村議会の議決すべき事件を定める条例 | H25. 4. 1 | 伊平屋村総合計画基本構想に係る基本計画の策定、変更及び廃止に関する事。伊平屋村地域防災計画の策定、変更及び廃止に関する事。 |
| 沖縄県 | 伊是名村 | 伊是名村名誉村民条例 | H7. 11. 1 | 名誉村民の同意 |
| 沖縄県 | 久米島町 | 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 | H27. 9. 16 | 総合的かつ計画的な町行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止をすること。 |
| 沖縄県 | 八重瀬町 | 八重瀬町名誉町民条例 | H18. 1. 1 | 名誉町民の選定 |
| 沖縄県 | 竹富町 | 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例 | H23. 12. 21 | (1)竹富町総合計画基本計画の策定、変更、廃止に関する事。 (2)竹富町基本計画の策定、変更又は廃止に関する事。 |
| 計 | 27団体 | | 30件 | |
| 合計 | 1179団体 | | 1559件 | |